

熊谷市地域防災計画（案）

平成 19 年 10 月

熊谷市防災会議

《目 次》

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の策定	1
第3	計画の構成	2
第4	計画の用語	2
第2節	計画の前提条件	3
第1	自然条件	3
第2	社会条件	5
第3	災害履歴	6
第4	地震被害想定	9
第5	災害危険箇所	10
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
第1	概要	12
第2	市	12
第3	県	12
第4	指定地方行政機関	13
第5	陸上自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊）	16
第6	指定公共機関及び指定地方公共機関	16
第7	公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	18
第4節	防災ビジョン	21
第1	計画策定の基本的視点	21
第2	災害に強いまちづくり	21
第5節	市民及び事業所の基本的責務	23
第1	市民	23
第2	事業所	23

第2章 災害予防計画

第1節	防災組織整備計画	25
第1	市の防災組織	25
第2	公共的団体等との協力体制の確立	25
第3	自主防災組織の整備	25
第4	民間防火組織の整備	26
第5	事業所等の防災組織の整備	26
第6	ボランティア等の活動環境の整備	27
第2節	災害情報体制の整備	29
第1	情報通信設備の安全対策	29
第2	情報収集伝達体制の整備	29
第3	情報処理分析体制の整備	30
第3節	建築物・施設等の耐震性向上	31
第1	建築物等	31
第2	ライフライン施設	32

第3	交通施設	33
第4	河川、ため池	33
第4節	防災都市づくり	34
第1	防災に配慮した計画的な土地利用	34
第2	市街地の整備等	34
第3	不燃化等の促進	35
第4	オープンスペース等の確保	35
第5節	地盤災害の予防	36
第1	軟弱地盤地域の安全措置	36
第2	宅地等の安全対策	36
第6節	地震火災等の予防	37
第1	地震に伴う住宅からの出火防止	37
第2	初期消火体制の充実	37
第3	危険物取扱施設等の安全化	37
第7節	市民の防災意識の啓発等	38
第1	防災意識の啓発	38
第2	防災知識の普及	38
第8節	防災教育	40
第9節	防災訓練	41
第1	総合防災訓練	41
第2	個別訓練	41
第3	訓練の検証	42
第10節	調査研究	43
第1	基礎的調査研究	43
第2	震災対策に関する調査研究	43
第11節	災害に備えた体制整備	44
第1	防災活動拠点の整備及び緊急輸送ネットワークの整備	44
第2	消防力の充実強化	45
第3	医療救護対策	46
第4	避難対策	47
第5	飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備	49
第6	帰宅困難者対策	51
第7	遺体の埋・火葬対策、防疫対策	52
第8	被災住宅対策	52
第9	文教対策	53
第10	災害時要援護者の安全対策	54
第12節	水害予防計画	57
第1	河川管理施設の整備	57
第2	流域対策の推進	57
第3	浸水想定区域の周知徹底等	57
第4	水防体制の整備	57
第13節	土砂災害予防計画	58
第14節	事故災害予防計画	59
第1	火災予防計画	59

第2	危険物等災害予防計画	60
第3	放射性物質事故災害予防計画	61
第4	道路災害予防計画	62

第3章 風水害応急対策計画

第1節	活動体制計画	65
第1	市本部の設置・廃止	65
第2	市本部の開設・運営	66
第3	関係機関の活動体制	67
第2節	動員配備計画	68
第1	市職員の動員・配備	68
第2	関係機関の動員配備	69
第3節	自衛隊災害派遣要請・相互応援協力計画	70
第1	自衛隊災害派遣要請	70
第2	地方公共団体等への応援要請	72
第3	応援受入体制の確保	74
第4節	警報及び注意報伝達計画	76
第1	気象警報・注意報及びその他の防災情報の伝達・周知	76
第2	異常な現象発見時の通報	80
第5節	災害情報通信計画	81
第1	災害情報の収集・報告	81
第2	災害通信計画	83
第6節	災害広報広聴計画	87
第1	災害広報資料の収集	87
第2	住民への広報	87
第3	報道機関への発表等	89
第4	広聴活動	89
第7節	水防活動計画	91
第1	排水機場操作及び水防体制の確保	91
第2	水防活動	91
第3	避難のための立退き指示その他	91
第8節	土砂災害その他二次災害防止計画	92
第1	被災宅地の応急危険度判定	92
第2	土砂災害対策	92
第3	危険物対策	92
第4	放射線災害対策	93
第9節	消火活動計画	94
第1	消火活動	94
第2	他の消防機関に対する応援要請	94
第10節	災害警備計画	96
第1	災害警備	96
第2	防犯対策への協力	96
第11節	交通対策計画	97
第1	交通応急対策	97

第 2	交通規制措置	97
第 3	緊急通行車両の確認等	98
第 12 節	避難計画	100
第 1	避難の勧告・指示・誘導	100
第 2	避難所の開設・運営等	103
第 13 節	救急救助・医療救護計画	106
第 1	救助・救急活動	106
第 2	医療救護対策	107
第 14 節	遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画	110
第 1	遺体の捜索	110
第 2	遺体の処理及び埋・火葬計画	110
第 15 節	災害時要援護者等の安全確保対策	113
第 1	災害時要援護者の安全確保	113
第 2	外国人への支援	114
第 16 節	飲料水、食料、生活必需品等供給計画	116
第 1	給水計画	116
第 2	食料供給計画	117
第 3	衣料、生活必需品等供給計画	119
第 17 節	応急住宅対策	120
第 1	住家の被災調査・り災証明書の発行	120
第 2	応急仮設住宅の建設等	121
第 3	被災住宅の応急修理計画	122
第 18 節	文教対策・応急保育計画	124
第 1	文教対策計画	124
第 2	応急保育計画	125
第 19 節	障害物除去計画	127
第 1	住宅関係障害物の除去	127
第 2	道路等の障害物の除去	127
第 3	集積場所、人員、機械器具等の確保	128
第 20 節	輸送計画	129
第 1	車両・燃料等の調達、配車計画	129
第 2	緊急輸送計画	129
第 21 節	要員確保計画	131
第 1	労務供給計画	131
第 2	一般ボランティア受入体制の確保	131
第 3	専門ボランティア・専門家・専門機関等への協力要請	132
第 22 節	環境衛生計画	134
第 1	廃棄物処理計画	134
第 2	防疫活動	136
第 3	食品衛生対策	136
第 4	環境対策	137
第 5	動物愛護対策	137
第 23 節	事前措置及び応急措置等	138
第 1	市長の事前措置及び応急措置	138

第2	救助法の適用要請	139
第4章 事故災害応急対策計画		
第1節	基本方針	143
第2節	火災対策計画	147
第1	消防活動	147
第2	大規模火災対策	148
第3	林野火災対策	149
第3節	危険物等災害対策計画	151
第1	危険物等災害応急対策	151
第2	高圧ガス災害応急対策	152
第3	火薬類災害応急対策	154
第4	毒物・劇物災害応急対策	156
第5	サリン等による人身被害対策	157
第4節	放射性物質事故災害対策計画	158
第5節	道路災害対策計画	160
第6節	鉄道事故・施設災害対策計画	162
第7節	航空機事故災害対策計画	164
第5章 震災応急対策計画		
第1節	活動体制計画	167
第1	市本部の設置・廃止	167
第2	市本部の開設・運営	168
第3	関係機関の活動体制	169
第2節	動員配備計画	170
第1	市職員の動員・配備	170
第2	関係機関の動員配備	171
第3節	自衛隊災害派遣要請・相互応援協力計画	172
第1	自衛隊災害派遣要請	172
第2	地方公共団体等への応援要請	174
第3	応援受入体制の確保	176
第4節	地震情報等の収集	178
第1	地震情報等の収集伝達・周知	178
第2	異常な現象発見時の通報	179
第5節	災害情報通信計画	180
第1	災害情報の収集・報告	180
第2	災害通信計画	182
第6節	災害広報広聴計画	183
第1	災害広報資料の収集	183
第2	住民への広報	183
第3	報道機関への発表等	185
第4	広聴活動	185
第7節	水防活動、土砂災害その他二次災害防止計画	187
第1	水防活動計画	187

第2	応急危険度判定	187
第3	土砂災害対策	188
第4	危険物対策	188
第5	放射線災害対策	189
第8節	公共施設、帰宅困難者の支援対策	190
第1	公共建築物	190
第2	ライフライン施設	191
第3	交通施設の応急対策	193
第4	その他公共施設等	194
第5	帰宅困難者支援策	195
第9節	消火活動計画	196
第1	消防活動	196
第2	他の消防機関に対する応援要請	197
第10節	災害警備計画	200
第1	警備措置	200
第2	防犯対策への協力	200
第11節	交通対策計画	201
第1	交通応急対策	201
第2	交通規制措置	202
第3	緊急通行車両の確認等	204
第12節	避難計画	205
第1	避難活動	205
第2	避難所の開設・運営	208
第13節	救急救助・医療救護計画	211
第1	救助・救急活動	211
第2	医療救護等	212
第14節	遺体の捜索、処理及び埋・火葬計画	215
第15節	災害時要援護者等の安全確保対策	216
第1	災害時要援護者の安全確保	216
第3	外国人への支援	218
第16節	飲料水、食料、生活必需品等供給計画	219
第1	給水計画	219
第2	食料の供給計画	219
第3	衣料、生活必需品等供給計画	220
第17節	応急住宅対策	221
第18節	文教対策・応急保育計画	222
第1	文教対策計画	222
第2	応急保育計画	223
第19節	障害物除去計画	224
第1	住宅関係障害物の除去	224
第2	道路等の障害物の除去	224
第3	集積場所、人員、機械器具等の確保	224
第20節	輸送計画	225
第1	車両・燃料等の調達、配車計画	225

第 2	緊急輸送計画	225
第 21 節	要員確保計画	227
第 1	労務供給計画	227
第 2	一般ボランティア受入体制の確保	227
第 3	専門ボランティア・専門家・専門機関等への協力要請	227
第 22 節	環境衛生計画	228
第 1	廃棄物処理計画	228
第 2	防疫活動	228
第 3	食品衛生対策	228
第 4	環境対策	228
第 5	動物愛護対策	228
第 23 節	事前措置及び応急措置等	229
第 1	市長の事前措置及び応急措置	229
第 2	救助法の適用要請	229
第 24 節	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画	230
第 6 章	災害復旧計画	
第 1 節	迅速な災害復旧	233
第 2 節	計画的な災害復興	236
第 3 節	生活再建等の支援	238
第 1	被災者の生活確保	238
第 2	被災者の災害復旧への金融支援	240
第 3	住宅の復旧・再建支援	240

第1章 総則

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

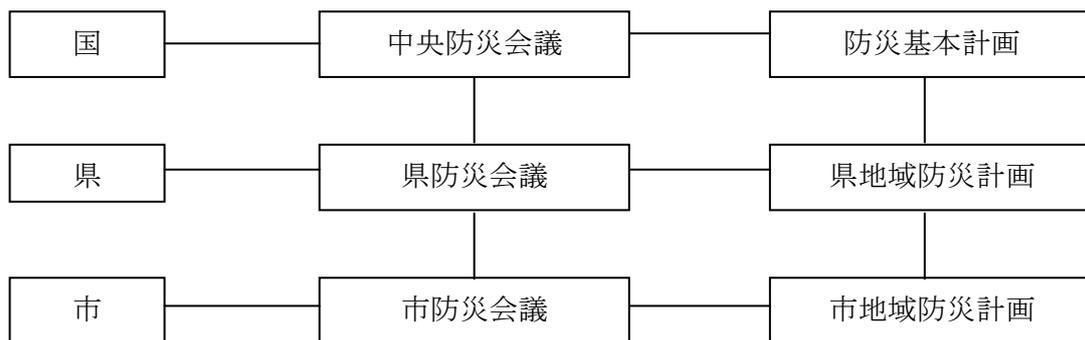
この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、熊谷市の地域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 市、県、市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する計画
- (3) 災害応急対策に関する計画
 - ア 防災組織に関する計画
 - イ 情報の収集及び伝達に関する計画
 - ウ 消防、水防等災害防除に関する計画
 - エ 避難、救難、救助、衛生等被災者の救助保護に関する計画
 - オ 自衛隊災害派遣要請の依頼等応援要請に関する計画
 - カ その他災害応急対策に関する計画
- (4) 公共土木施設災害復旧事業の実施、災害（震災）復興対策本部の設置等災害復旧に関する計画

第2 計画の策定

- (1) 市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



- (2) 市防災会議の組織及び運営については、関係法令、市防災会議条例、市防災会議に関する規程及び市地域防災計画検討委員会設置要綱の定めるところによる。

その任務については、次のとおりである。

なお、防災会議の庶務は、市民部危機管理室がこれにあたる。

- 熊谷市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(熊谷市防災会議条例第2条)

第3 計画の構成

この計画は、本編及び資料編で構成する。本編の構成は、次のとおりとする。

本編	第1章 総則
	第2章 災害予防計画
	第3章 風水害応急対策計画
	第4章 事故災害応急対策計画
	第5章 震災応急対策計画
	第6章 災害復旧計画
資料編	第1章 資料
	第2章 様式

第4 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 …………… 熊谷市
- (2) 市本部 …………… 熊谷市災害対策本部又は熊谷市災害警戒本部
- (3) 市地域防災計画 …… 熊谷市地域防災計画
- (4) 県 …………… 埼玉県
- (5) 県本部 …………… 埼玉県災害対策本部
- (6) 県支部 …………… 埼玉県災害対策本部熊谷支部
- (7) 県地域防災計画 …… 埼玉県地域防災計画
- (8) 災対法 …………… 災害対策基本法
- (9) 救助法 …………… 災害救助法

第2節 計画の前提条件

第1 自然条件

1 地形

熊谷市は、埼玉県の北部に位置し、南北約 20km、東西約 14km で、159.88km² の面積を有している。市域の地形の大半は、荒川によって形成された扇状地から漸移した氾濫平野（妻沼低地）となっている。

本市は荒川の流路変化点（流下方向が東方向から南東方向に変化する地点）に位置しているために、過去に洪水氾濫を繰り返し、その結果として、氾濫平野には、旧河道が網状に複雑に存在し、それらに沿うように自然堤防が発達している。

低地は利根川によって形成された、旧河道、自然堤防が発達した妻沼低地と、荒川によって形成された扇状地性の堆積物を主体とする熊谷低地に分類され、市域北部を東西に流下する福川がそれぞれの境界線である。

また、市の西部には櫛引台地（標高約 30～60m）が、南部には、比企丘陵北端部にあたる江南台地（標高約 45～60m）がそれぞれ分布しているが、いずれも範囲は狭く、市域のほとんどが標高差の少ない平地となっている。



■熊谷市の地形

(土地分類基本調査「熊谷」「高崎・深谷」より作成)

2 地質

熊谷市の表層地質は、櫛引台地や江南台地に分布するローム層、扇状地、はん濫平野に分布する砂泥を主体とした沖積層に大別される。

台地部は、砂泥礫の互層を主体とした新第三紀中新統を基盤とし、その上位に秩父古生層を起源とする砂礫層（東京層相当層）が堆積し、表層は、櫛引台地では立川ローム層以上の層準のロームが層厚 0.5～2 m で、江南台地では武蔵野ローム層以上の層準のロームが層厚 4～5 m でそれぞれ堆積している。

妻沼低地には、砂礫層（東京層相当層）の上位に未固結の沖積層が堆積しており、層厚は荒川の流下方向と相関し、東にいくほど厚くなる傾向となっている。表層は地形状況を反映しており、旧河道、はん濫原には泥質を主体とした堆積物が、自然堤防には砂質を主体とした堆積物がそれぞれ堆積している。

3 活断層

熊谷市には、旧岡部町～深谷市街地の南方～熊谷市三ヶ尻に至る延長約11kmに及ぶ明瞭な断層崖をもつ深谷断層、深谷市武川付近～熊谷市野原に至る延長約3kmの江南断層が存在する。深谷断層は、新旧の河成段丘が撓曲（地表のたわみ）によって西側が相対的に隆起するように変位している。江南断層は北西－南東の走向をもつ縦ずれ断層である。

活断層研究会（1991）によると、深谷断層、江南断層ともに、活断層であることが確実にある「確実度Ⅰ」の活断層になっている。

■ 熊谷市域の活断層

断層名	確実度 *1	活動度 *2	長さ [km]	走向	傾斜	断層形態	変位基準	年代 10 ⁴ 年	断層変位		平均変位速度 [m/10 ³ 年]
									上下成分隆 起側 [m]	横ずれ成分 向き [m]	
深谷断層	Ⅰ	B	10	NW		撓曲崖	櫛挽面	6~8	W (14)		0.2
						撓曲崖	御陵威ヶ原面	2	W (5.5)		0.3
江南断層	Ⅰ	C	3	NW		撓曲	江南台地面	12	E (10)		0.08
						高度不連続	礫層基底	12	E (10)		0.08
						撓曲	荒川の低位面	2	E (2~3)		0.1

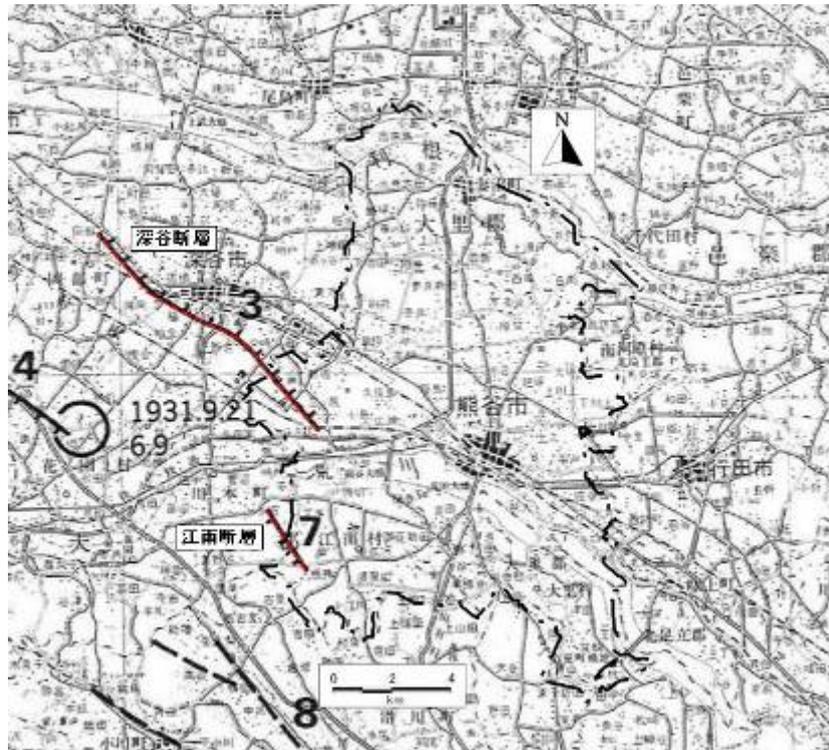
注) 「新編日本の活断層」活断層研究会 (1991年)

*1 確実度Ⅰ：活断層であることが確実なもので、断層の位置や変位の向きが明確なもの

確実度Ⅱ：活断層であることが推定されるもの。すなわち、断層の位置や変位の向きが推定されるが、Ⅰと判定するには決定的資料に欠けるもの。

確実度Ⅲ：活断層の可能性はあるが、変位の向きが不明であったり、他の原因でリニアメントが形成された疑いが残るもの。

*2 第四紀の平均変位速度 s (単位はm/1000年) がA: $10 > s \geq 1$ B: $1 > s \geq 0.1$ C: $0.1 > s \geq 0.01$



■ 熊谷市域の活断層

(活断層研究会「新編日本の活断層」に加筆)

4 気象

熊谷市は、夏季は高温多湿、冬は低温乾燥型の太平洋側気候であるが、内陸性気候の特徴もあわせもっている。熊谷地方気象台における1971年～2000年にかけての年平均気温は14.6℃、降水量は約1200mm、平均風速は2.4mである。月別に見ると8月の平均気温が26.4℃と高く、降水量は台風シーズンの9月に最高となり約200mmである。

また、過去の雨量の極値を見ると、台風22号、23号が連続して上陸した2004年10月の雨量が3位となっているほか、近年顕著な豪雨はない。

■熊谷地方気象台の雨量・積雪深の極値

	月降水量	日降水量	時間降水量	降雪の深さ日合計
1位	605.6mm 1941年7月	301.5mm 1982年9月12日	88.5mm 1943年9月3日	43cm 1954年1月24日
2位	565.4mm 1958年9月	292.4mm 1947年9月15日	85.0mm 1976年6月15日	28cm 1969年3月12日
3位	513.5mm 2004年10月	277.2mm 1958年9月26日	84.6mm 1927年7月31日	24cm 1975年2月21日
4位	496.8mm 1966年6月	267.1mm 1966年6月28日	76.0mm 1995年8月22日	23cm 2001年1月27日
5位	477.0mm 1910年8月	255.1mm 1941年7月22日	75.8mm 1955年7月22日	23cm 1990年2月1日
統計期間	1897年1月～ 2006年12月	1897年1月～ 2006年12月	1915年1月～ 2006年12月	1953年1月～ 2006年12月

第2 社会条件

1 人口・世帯

熊谷市の人口及び世帯数は、昭和50年（1975年）からともに増加傾向であるが、世帯人口は減少傾向である。これは、首都圏のベッドタウンとして、核家族化が進行していることが原因の一つと考えられる。

また、年齢階層別の人口構成をみると、埼玉県は全国平均と比較して、生産年齢人口（15歳～64歳）がやや多く、高齢人口（65歳以上）が少ない傾向があるが、熊谷市は県より高齢人口の割合がやや高い状況にある。

地域別にみると、旧妻沼町で少子高齢化が最も進んでおり、幼年人口割合が市平均より1ポイント低く、高齢人口割合は市平均よりも1ポイント高い。一方、旧大里町では、幼年人口割合が市平均よりも2ポイント高い。

■熊谷市の年齢区分別人口

地域	総数	14歳以下(割合)	15歳～64歳(割合)	65歳以上(割合)
旧熊谷市域	158,389	21,754 (13.7%)	106,972 (67.5%)	29,663 (18.7%)
旧大里町域	8,593	1,353 (15.7%)	5,622 (65.4%)	1,618 (18.8%)
旧妻沼町域	27,783	3,330 (12.0%)	18,899 (68.0%)	5,554 (20.0%)
旧江南町域	12,264	1,542 (12.6%)	8,479 (69.1%)	2,243 (18.3%)
熊谷市	207,029	27,979 (13.5%)	139,972 (67.6%)	39,078 (18.9%)
埼玉県	7,152,348	994,339 (13.9%)	4,937,244 (69.0%)	1,220,765 (17.1%)

（「埼玉県町（丁）字別人口調査 平成19年」より作成）

2 土地利用

熊谷市の地目別の面積割合は、平成17年1月1日現在、田畑等の農地が市域の約40%を占めており、埼玉県内第2位の農業産出額に貢献している。しかし、田畑は年々減少しており、宅地が増加する傾向となっている。

また、山林及び原野は市域全体では4%と少なく、平地が多くを占めるが、旧江南町域では山林及び原野が18%を占める。

3 交通

(1) 道路

熊谷市は、江戸時代に中山道の宿場（熊谷宿）が置かれ、宿場町として栄えて現在に至っている。市内には東西に国道17号及び国道17号バイパス、南北に国道407号が走り、この他国道140号、国道125号も市の中心部付近から分岐しており、埼玉県北部の交通の要衝となっている。また、これらの道路は県地域防災計画において緊急輸送道路となっている。

(2) 鉄道

熊谷市域には、JR東日本の上越・長野新幹線及び高崎線、秩父と羽生を結ぶ秩父鉄道本線が東西に通っており埼玉県北部の交通の要衝となっている。

JR熊谷駅の乗降客数は、最近数年は横ばい傾向、籠原駅は若干の増加傾向となっている。秩父鉄道は熊谷駅で平成13年以降増加傾向にある。

4 産業

熊谷市の産業は、農業産出額が県内第2位、年間商品販売額が県内第3位、製造品出荷額等が県内第4位であり、埼玉県北部における経済拠点となっている。

このため、事業所数、従業員数は、全県と比較すると、第1次産業と第3次産業の割合がともにやや高い。

第3 災害履歴

1 地震

熊谷市域に大きな被害を及ぼした地震は、大正12年(1923年)9月1日の関東地震(マグニチュード7.9)、昭和6年(1931年)9月21日の西埼玉地震(マグニチュード6.9)があげられる。

■埼玉県における被害地震一覧表

発生年月日 マグニチュード	震源地域 経度、緯度 (深さ)	被害記述	市内の被害状況
818. M7.5	関東諸国 36.50、139.50	相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死着多数	不明
878.11.1 M7.4	関東諸国 35.50、139.30	相模・武蔵が特にひどく5~6日震動が止まらなかった。公私の屋舎1つ全きものなく、地陥り往通不通となる。圧死者多数。	不明
1615.6.26 M6.5	江戸 35.70、139.70	家屋破壊、死傷多く、地割れは生じた。詳細不明。	不明
1630.8.2 M6.3	江戸 35.75、139.75	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、塀も多少損ず。細川家家上屋敷では白壁少々落ち、藩ち、塀もゆり割れたが下屋敷は異常なし。	不明
1649.7.30 M7.0	武蔵・下野 35.80、139.50	川越で大地震、町屋で700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畑3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・塀被	不明

発生年月日 マグニチュード	震源地域 経度、緯度 (深さ)	被害記述	市内の被害状況
		損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり、上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣破損し、八王子・伊那で有感、余震日々40～50回、死50人余。 (埼玉県)川越で被害があった事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、被災化現象らしい点もある。	
1703. 12. 31 M8. 2	関東南部 34. 70、139. 80	相模・武蔵・上総・安房で震度大、特に小田原付近の被害が大きい。房総でも津波に襲われ多数の死者がでた。江戸の被害も大きかったが県内の被害の詳細は不明。	不明
1791. 1. 1 M6. 3	川越・蕨 35. 80、139. 60	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の破損。 川越で喜多院の本社屋根など破損。	不明
1854. 12. 23 M8. 4	東海 34. 00、137. 80	(埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田5。	不明
1855. 11. 11 M6. 9	江戸 35. 65、139. 80	激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かったが土蔵の全きものは1つもなかった。民家の壊も多く、14,346軒という。また土蔵壊1,410。地震後30余箇所から出火し、焼失面積は2町(0.22km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万くらいであろう。 (埼玉県)推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴砂等の被害があった、幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。 (村毎の被害率9～73%)。殆どは液状化による被害か。越谷土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁土落ちる。家の大破33軒死1、傷1。見招代用水の堤も多くの損害。行田で壊。半壊3。土蔵は所々で大破、壁落等あり。	不明
1859. 1. 11 M6. 0	岩槻 35. 90、139. 70	居城本丸櫓、多門その他所々被預、江戸・佐野・鹿沼で有感。	不明
1894. 6. 20 M7. 0	東京湾北部 35. 70、139. 80	被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、破損家屋4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があった。飯能では山崩れ(幅35間(約630m))あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。	不明
1894. 10. 7 M6. 7	東京湾北部 35. 60、139. 80	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立部小台村は震動やや強く、練瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。	不明
1923. 9. 1 M7. 9	関東南部 35. 20、139. 30	死者99、331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失447,128軒、流出868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒	震度VI。旧熊谷市で負傷者16名、家屋全壊16戸、家屋半壊429戸
1924. 1. 15 M7. 3	丹沢山地 35. 50、139. 20	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東地震後の家の修理が十分でないことによるものが多い。	不明
1931. 9. 21 M6. 9	埼玉県北部 36. 15、139. 23 (0 km)	(埼玉県)死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿の沖積地に被害が多い	震度V。旧熊谷市で死者1名、負傷者8名、家屋全壊7戸、家屋半壊3戸

発生年月日 マグニチュード	震源地域 経度、緯度 (深さ)	被害記述	市内の被害状況
1968. 7. 1 M6.1	埼玉県中部 35.59,139.26 (50 km)	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。 東京で負傷6名、家屋一部破損50、非住家被損1、栃木で 負傷1名	
1989. 2. 19 M5.6	茨城県南西部 36.01,139.54 (54 km)	茨城県、千葉県で負傷者2人、火災2軒。他に塀、車、窓 ガラス等破損、熊谷で震度3	震度Ⅲ

(埼玉県地域防災計画に加筆)

(1) 関東地震

大正12年(1923年)9月1日に発生し、地震の規模を表すマグニチュードは7.9であった。埼玉県では、県東部の低地部を中心に、死者316名、負傷者497名、家屋全壊9,268棟、家屋半壊7,577棟の被害が発生した。熊谷市域の被害は、元荒川流域で大きかった。旧熊谷市で負傷者19名、家屋全壊16戸、家屋半壊429戸の被害が発生した。また、熊谷市周辺では震度は5～6であり、木造家屋全壊率は約1%であった。

(2) 西埼玉地震

昭和6年(1931年)9月21日に発生し、地震の規模を表すマグニチュードは6.9であった。震源断層は櫛挽断層とする節もあるが、明瞭な地表変位が確認されていないことから、地震調査研究推進本部(2005)は、櫛挽断層の固有規模の活動ではないとしている。

被害は、荒川及び利根川沿いの沖積低地で大きく、埼玉県内で死者11名、住家全壊63戸の被害が発生した。

現熊谷市域の震度は5であり、建物被害は荒川、元荒川に挟まれた低地で大きかった。また、旧熊谷市域では、死者1名、負傷者8名、家屋全壊7戸、家屋半壊3戸の被害が発生した。

(3) 地震による液状化

熊谷市域では、昭和6年(1931年)の西埼玉地震(マグニチュード6.9)において液状化現象が利根川や荒川に沿った低地等で確認された。

立正大学大学院地球環境科学研究科オープンリサーチセンタープロジェクトの石田武氏ほかの2004年発表論文「1931年西埼玉地震による災害－荒川扇状地周辺の被害状況とその要因－」によると、荒川扇状地周辺では、自然堤防の縁辺部に集中して液状化が発生していることが指摘されており、自然堤防の縁辺部は、相対的に地盤高が低く、地下水位も高いため、液状化現象が発生しやすい環境にあると考えられている。

2 風水害

熊谷市は、市域の大半が利根川、荒川に沿って発達した低地であるため、古くから多くの水害に見舞われてきた。気象原因のほとんどが台風によるもので、昭和41年6月の台風4号、同年9月の台風26号、昭和57年9月の台風18号は、市域に大きな被害をもたらした。

近年は、治水事業の進展や土木技術の発達により被害は減少傾向となっているが、局地的な集中豪雨による中小河川のはん濫や内水はん濫による浸水被害が増加している。

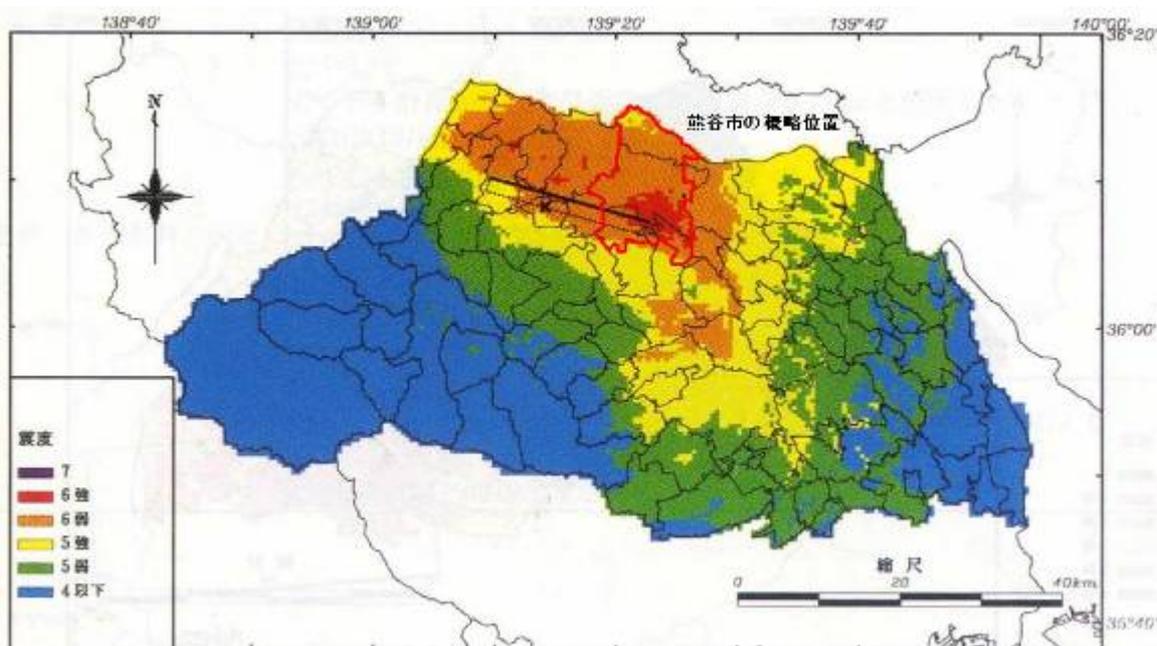
■熊谷市域の主な水害

年 月 気象名	旧熊谷市	旧大里町	旧妻沼町	旧江南町	備 考
昭和 22 年 9 月 カスリーン台風	決壊 100m	-	-	-	
昭和 41 年 6 月 28 日 台風 4 号	床上浸水 29 戸 床下浸水 1,442 戸	床上浸水 60 戸 床下浸水 185 戸	-	浸水家屋 69 戸	日雨量 267.1mm 最大時間雨量 32.0mm
昭和 41 年 9 月 25 日 台風 26 号	死者 1 名 負傷者 6 名 家屋全壊 39 戸 家屋半壊 222 戸 家屋破損 1,746 戸 床下浸水 36 戸	家屋全壊 13 戸 家屋半壊 51 戸 家屋破損 508 戸	-	-	総雨量 190mm 最大時間雨量 17.2mm
昭和 49 年 9 月 1 日 台風 16 号	床上浸水 2 戸 床下浸水 153 戸	-	-	-	日雨量 100.5mm 最大時間雨量 27.5mm
昭和 57 年 9 月 12 日 台風 18 号	家屋半壊 1 戸 床上浸水 115 戸 床下浸水 2,333 戸 橋梁流失 3ヶ所	床上浸水 28 戸 床下浸水 133 戸	-	浸水家屋 238 戸	総雨量 350.0mm 最大時間雨量 73.5mm
平成 3 年 8 月 台風 12 号	床上浸水 17 戸 床下浸水 86 戸 橋梁流失 2ヶ所	-	-	-	日雨量 253mm 最大時間雨量 35.5mm

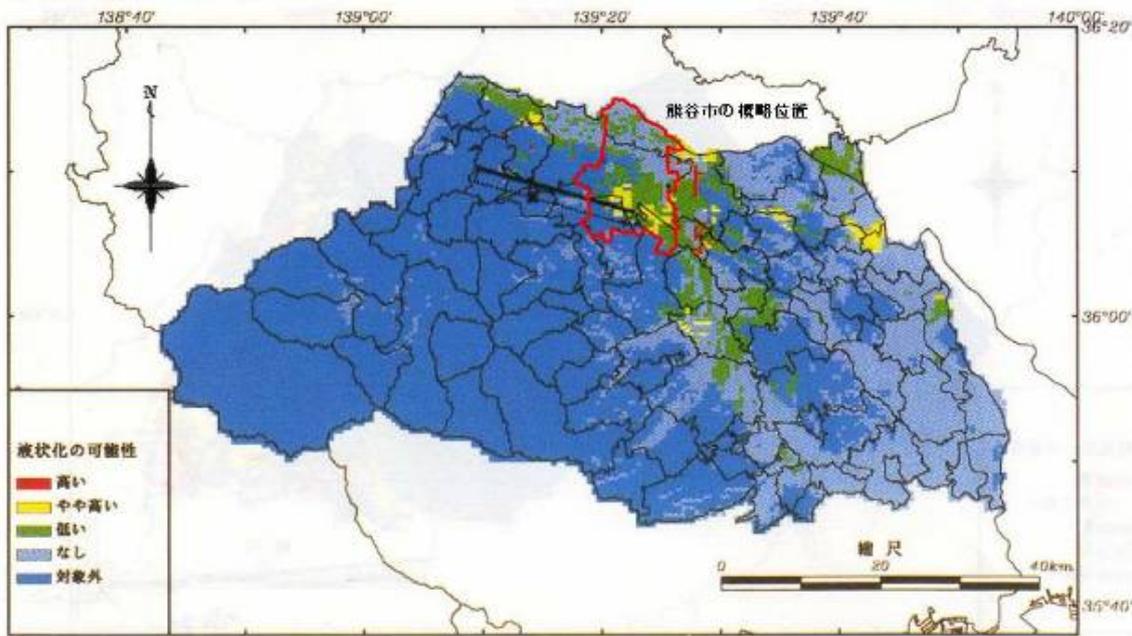
第 4 地震被害想定

埼玉県地震被害想定調査（平成 8 年～ 9 年）で想定された南関東地震、東京ー埼玉県境直下地震、西埼玉地震、綾瀬川断層による地震のうち、熊谷市域については西埼玉地震で最大の被害が予測されている。

この場合、震度は熊谷市のほぼ全域で 6 弱以上となり、3 千棟以上の家屋が全壊するほか、冬の夕方に発生した場合には、4 千棟近い家屋が焼失し、死者は約 200 人に上ると予測されている。



西埼玉地震（想定地震）の予測震度分布



西埼玉地震（想定地震）の液状化危険度分布

第5 災害危険箇所

1 浸水想定区域

(1) 荒川

水防法による洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

荒川浸水想定区域は、おおむね200年に1回程度起こる大雨（荒川流域の3日間総雨量548mm）による外水はん濫の想定で、市域の左岸側では福川付近まで広範囲に浸水するおそれがある。また、市域の右岸側では、旧大里町域の大部分が2m～5m浸水するおそれがある。

(2) 利根川

水防法による洪水予報を行う国管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

利根川浸水想定区域は、おおむね200年に1回程度起こる大雨（利根川流域、八斗島上流域3日間総雨量318mm）による外水はん濫の想定で、市域の右岸側では国道17号付近まで広範囲に浸水するおそれがある。

(3) 小山川・福川

水防法による水位情報周知を行う埼玉県管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

小山川・福川浸水想定区域は、おおむね50年に1回程度起こる大雨（24時間総雨量270mm、時間最大86mm）による外水はん濫の想定で、利根川の右岸から国道17号付近まで広範囲に浸水するおそれがある。

(4) 石田川・蛇川

水防法による水位情報周知を行う群馬県管理河川で、浸水想定区域が指定されている。

石田川・蛇川浸水想定区域は、おおむね60年に1回程度起こる大雨（石田川流域24時間雨量193mm、蛇川流域24時間雨量174mm）による外水はん濫の想定で、石田川の右岸沿いが浸水

するおそれがある。

2 ^{たん} 湛水想定

埼玉県は、昭和33年9月の台風17号（狩野川台風）及び昭和57年9月の台風18号の実績降雨でシミュレーションしたものに、平成18年5月末までに完成した主要な治水施設の効果能力を勘案した湛水想定を行った。

熊谷市域では、櫛引台地、江南台地を除くほとんどの低地部で^{たん}湛水のおそれがある。

3 土砂災害危険箇所

市内には、砂防事業の基礎調査で把握される急傾斜地崩壊危険箇所（がけ崩れの危険箇所）、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流のうち、急傾斜地崩壊危険箇所が、荒川の右岸側に11箇所分布する。

また、県により土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく調査が予定されており、調査結果によっては土砂災害警戒区域が今後指定される予定である。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 概要

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に関する訓練の実施
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (5) 施設及び設備の応急の復旧
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 前各号のほか、災害の防衛又は拡大防止のための措置

第2 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(災対法第5条第1項)

第3 県

県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(災対法第4条第1項)

1 北部地域創造センター

- (1) 県支部応急活動組織の整備に関すること。

- (2) 災害（震災）情報の収集及び報告に関すること。
- (3) 県本部及び管内市町等との連絡調整に関すること。
- (4) 災害（震災）状況の現地調査に関すること。
- (5) 管内市町が実施する応急対策業務等の支援に関すること。
- (6) 熊谷防災基地の開設に関すること。

2 大里福祉保健総合センター・熊谷保健所

- (1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。
- (2) 医薬品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関すること。
- (3) 各種消毒に関すること。
- (4) 飲料水の水質検査に関すること。
- (5) ねずみ族、昆虫駆除に関すること。
- (6) 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。
- (7) 災害（震災）救助食料の衛生に関すること。
- (8) 災害（震災）時の上水道の復旧支援に関すること。
- (9) 病院、診療所及び助産所に関すること。
- (10) 被災者の医療及び助産に関すること。

3 熊谷県土整備事務所

- (1) 降水量及び水位等の観測情報に関すること。
- (2) 洪水予報、水防警報及び水位情報の受理、通報、周知に関すること。
- (3) 県管理の水閘門及び排水機場等に関すること。
- (4) 水防管理団体との連絡指導に関すること。
- (5) 県管理の河川、道路及び橋梁等の災害（震災）状況の調査及び応急修理に関すること。
- (6) 応急危険度判定、被災宅地危険度判定の実施等、並びに被災住宅の応急修理手続に関すること。

4 熊谷警察署

- (1) 情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 警告及び避難誘導に関すること。
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。
- (4) 交通秩序の維持に関すること。
- (5) 犯罪の予防検挙に関すること。
- (6) 行方不明者の捜索と検視（死体見分）に関すること。
- (7) 漂流物等の処理に関すること。
- (8) その他治安維持に必要な措置に関すること。

第4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

（災対法第3条第1項）

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備及び相互援助の指導・調整に関する事。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関する事。
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関する事。

2 関東財務局

- (1) 災害査定立会に関する事。
- (2) 金融機関等に対する金融上の措置に関する事。
- (3) 地方公共団体に対する融資に関する事。
- (4) 国有財産の管理処分に関する事。

3 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。
- (2) 関係職員の出遣に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。

4 関東農政局（消費・安全部地域第三課 所管分 (2) 応急対策 カ）

- (1) 災害予防対策
 - ア ダム・堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又はその指導に関する事。
 - イ 農地・農業用施設等を防護するため防災ダム・ため池・湖岸堤防・土砂崩壊防止・農業用河川工作物・たん水防除農地浸水防止等の施設の整備に関する事。
- (2) 応急対策
 - ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。
 - イ 災害地における種もみ、その他営農資機材の確保に関する事。
 - ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。
 - エ 災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
 - オ 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関する事。
 - カ 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀並びに乾パンを確保供給する事。
- (3) 復旧対策
 - ア 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地・農業用施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。
 - イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。

5 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関する事。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。

6 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
- (2) 商工鉅業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
- (3) 被災中小企業の振興に関する事。

7 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

8 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
- (3) 災害時における不通区間の迂回輸送の指導に関すること。

9 東京航空局東京空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

10 東京管区气象台（熊谷地方气象台）

- (1) 気象・地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。
- (2) 気象・地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に関すること。
- (3) 気象・地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。
- (4) 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

11 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関すること。
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設・整備についての指導に関すること。
- (3) 災害時における非常通信の確保に関すること。
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。
- (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関すること。

12 埼玉労働局（熊谷労働基準監督署・熊谷公共職業安定所）

- (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- (2) 職業の安定に関すること。

13 関東地方整備局（利根川上流河川事務所・荒川上流河川事務所・大宮国道事務所）

管轄する河川、道路、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

- (1) 災害予防対策
 - ア 災害（震災）対策の推進
 - イ 危機管理体制の整備
 - ウ 災害・防災に関する研究、観測等の推進
 - エ 防災教育等の実施
 - オ 防災訓練
 - カ 再発防止対策の実施

- (2) 災害応急対策
 - ア 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
 - イ 活動体制の確保
 - ウ 災害発生直後の施設の緊急点検
 - エ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - オ 災害時における応急工事等の実施
 - カ 災害発生時における交通等の確保
 - キ 緊急輸送
 - ク 二次災害の防止対策
 - ケ ライフライン施設の応急復旧
 - コ 地方公共団体等への支援
 - サ 被災者・被災事業者に対する措置
- (3) 災害復旧・復興
 - ア 災害復旧の実施
 - イ 都市の復興

第5 陸上自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊）

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
 - ウ 県地域防災計画、県震災対策計画にふん合した防災訓練の実施に関すること。
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
 - イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災対法第6条第1項）

1 東日本旅客鉄道(株)高崎支社（熊谷駅、籠原駅）

- (1) 災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。
- (2) 災害により線路が不通となった場合
 - ア 列車の運転整理及び折り返し運転、迂回を行うこと。
 - イ 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をすること。
- (3) 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。
- (4) 負傷者の救護及び避難・誘導を行うこと。
- (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。
- (6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及

び管理を行うこと。

2 東日本電信電話(株)埼玉支店

- (1) 電気通信設備の整備に関すること。
- (2) 災害非常通信の調整及び警報の伝達に関すること。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

3 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店

- (1) 電気通信設備の整備に関すること。
- (2) 災害非常通信の調整及び警報の伝達に関すること。
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

4 日本郵政(株) (熊谷郵便局)

- (1) 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
- (2) 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること。
- (3) 為替貯金及び簡易保険、郵便年金の非常扱い、被災者の救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱い並びに地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の財政調整資金等の運用管理に関すること。
- (4) 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分に関すること。

5 日本赤十字社埼玉県支部

- (1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと。
- (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。
- (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること。

6 NHKさいたま放送局

- (1) 県民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

7 東京電力(株) (熊谷支社)

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

8 東京ガス(株) (熊谷支社)

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。

9 秩父鉄道(株)

- (1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

10 (社) 埼玉県トラック協会

災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

11 各土地改良区

- (1) 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
- (3) たん水の防排除施設の整備と管理に関すること。

12 水害予防組合等(荒川北縁水防事務組合・大里郡利根川水害予防組合)

- (1) 水防施設資材の整備に関すること。
- (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
- (3) 水防活動に関すること。

13 (株)テレビ埼玉・(株)エフエムナックファイブ

- (1) 県民に対する防災知識の普及に関すること。
- (2) 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

14 (社) 埼玉県医師会((社)熊谷市医師会)・(社) 埼玉県歯科医師会((社)熊谷市歯科医師会)・(社) 埼玉県看護協会(第1支部)

- (1) 医療及び助産活動の協力に関すること。
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

15 (社) 埼玉県バス協会

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

16 (社) 埼玉県エルピーガス協会(熊谷支部)

- (1) ガス供給施設(製造施設も含む。)の建設及び安全保安に関すること。
- (2) ガスの供給の確保に関すること。
- (3) カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

(災対法第7条第1項)

1 くまがや農業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事。
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。
- (5) 農産物の需給調整に関する事。

2 熊谷市社会福祉協議会

- (1) 災害時要援護者の支援に関する事。
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。

3 熊谷商工会議所等商工業関係団体

- (1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事。
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。
- (3) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事。
- (4) B C P及びB C Mの普及についての協力に関する事。

4 熊谷市米穀商組合等食品関係団体

- (1) 災害時における食品の供給及び物価安定についての協力に関する事。
- (2) 被災者に対する炊き出しの協力に関する事。

5 熊谷トラック事業協同組合

災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。

6 熊谷木材協同組合・熊谷市建設業協会・埼玉県電気工事工業組合・熊谷市管工事業協同組合

- (1) 公共土木施設・公共建築物の応急対策の協力に関する事。
- (2) 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事。
- (3) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事。
- (4) その他災害時における復旧活動の協力に関する事。

7 熊谷ケーブルテレビ(株)

- (1) 市民に対する防災知識の普及に関する事。
- (2) 市民に対する応急対策等の周知徹底に関する事。
- (3) 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事。

8 アマチュア無線熊谷クラブ

災害時における無線による通信連絡の確保の協力に関する事。

9 デパート、スーパー等大規模店舗事業所

- (1) 災害時における物価安定についての協力に関する事。
- (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力に関する事。

10 病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
- (2) 被災時の病人等の収容、保護に関する事。
- (3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事。

11 社会福祉施設等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
- (2) 被災時の入所・通所者の収容、保護に関する事。
- (3) 災害時における災害時要援護者の一時入所等の協力に関する事。

12 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関する事。

13 学校法人

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
- (2) 被災時における教育対策に関する事。
- (3) 被災施設の災害復旧に関する事。
- (4) 災害時における避難所の開設の協力に関する事。

14 熊谷市国際交流協会

市が行う外国人救援活動への協力に関する事。

15 熊谷市赤十字奉仕団・福祉関係団体

- (1) 市が行う災害時要援護者の支援の協力に関する事。
- (2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の救援業務の協力に関する事。
- (3) その他市が実施する応急対策活動についての協力に関する事。

16 介護保険サービス事業者等福祉関係事業者

- (1) 災害時における災害時要援護者の安否確認、安全避難支援の協力に関する事。
- (2) その他市が行う災害時要援護者の支援の協力に関する事。

17 P T A等その他地域団体

市が実施する応急対策活動についての協力に関する事。

18 自主防災組織等住民組織

- (1) 災害時における組織的初期消火の実施に関する事。
- (2) 避難者の誘導及び負傷者等の救出救護の協力に関する事。
- (3) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所運營業務の協力に関する事。
- (4) その他市が実施する応急対策活動についての協力に関する事。

第4節 防災ビジョン

第1 計画策定の基本的視点

近年の都市化、少子高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化に伴い、ひとたび大規模災害が発生した場合に出現する被害の大規模化、被害態様の複雑化・多様化の潜在的可能性が著しく増大している。平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成12年9月の東海豪雨災害、平成16年10月の新潟県中越地震、そして平成19年7月の新潟県中越沖地震に至るまで、近年相次いで発生した大規模災害は多くの教訓をわれわれに示している。

災害による人的・物的被害の最小化を図るためには、それらの大規模災害の教訓に深く学び、予防・警戒・応急・復旧の各計画分野を一貫する体系的かつ総合的な地域防災計画を策定し、市の各部局・市民・事業所・団体、その他市域にあるすべての組織、個人が手を携えて、計画を確実に実行することが必要である。

そのため、以下の3点を地域防災計画策定の基本的視点として、「災害に強いまちづくり」実現をめざすこととする。

- ◇地震・風水害に強い都市構造の形成
- ◇防災施設・設備等の整備、並びに減災に徹した警戒・応急・復旧対策実施体制の整備
- ◇地域防災力の向上

第2 災害に強いまちづくり

1 地震・風水害に強い都市構造の形成

(1) 震災に強い都市構造の形成

震災による被害を最小限に止める決定的方策は、燃え難く、壊れにくい都市とすることである。そのため、市街地のゆとりある面的整備、公園・緑地・農地等オープンスペースの確保・保全を進めるとともに、防災上重要な公共建築物の耐震化・不燃化並びに道路等交通施設、上下水道・電気・ガス等ライフライン施設の耐震化を強力に進める。また、その他の建築物についても耐震診断の実施、耐震性に不足する建築物に対する耐震化・不燃化を促す。

(2) 風水害に強い都市構造の形成

燃え難く、壊れにくい都市は、風水害に対しても強い都市である。そのため、震災に強い都市構造の形成を進めるとともに、さらに風水害による被害を最小限に止めるための方策として、ある程度の洪水に対して防御し得る河川整備、河川への降雨流出を抑制するための調節池整備、同じく雨水利用の推進など、ハード、ソフト両面にわたり総合的な治水能力の向上を図る。また、急傾斜地崩壊対策事業の推進、防災に配慮した土地利用の誘導により土砂災害に強いまちづくりをあわせて進める。

2 防災施設・設備等の整備、並びに減災に徹した警戒・応急・復旧対策実施体制の整備

(1) 防災施設・設備等の整備

防災拠点となる市本庁舎、各行政センター庁舎における防災のための施設・設備等の整備・強化、常備消防力としての消防本部・消防署、非常備消防力としての消防団における施設・設備等の整備強化を図るとともに、市街地における延焼火災発生時のための避難地の確保等安全避難のための環境整備を進める。

(2) 減災に徹した警戒・応急・復旧対策実施体制の整備

災害後の救援・救護対策を迅速かつ的確に実施するため、直後に想定される様々な混乱下においても機能し得る緊急輸送環境の整備、市内救急告示病院等を中心とした災害時医療救護体制の整備、社会福祉施設等を中心とした災害時要援護者支援体制の整備、地域住民と福祉関係者とを実施主体とした災害時要援護者の安全避難支援体制の確保並びにその他被災者の救援体制の環境整備を進める。

3 地域防災力の向上

災害時における被害の軽減を図る上で、応急対策の担い手としての職員、そして「自らの安全は自ら守る」ための市民が、事に際して、迅速かつ的確に行動できるかどうかは極めて重要である。また、市等防災関係機関職員、事業所等管理者・関係者及び市民が一体となって、活動できるかどうかは重要である。

地域防災計画や各種マニュアルの公表、周知及び習熟、各地域における危険区域・箇所に関する情報の公開及び周知、減災を図る上で必要な防災知識の普及、防災意識の啓発を進めるとともに、実践的な防災訓練を通じた市職員、事業所等管理者・関係者及び市民の連携の強化、地域における相互扶助防災体制の強化を進める。

また、家庭及び事業所内における、救助活動等防災のための資機材、水・食料・生活必需品等物資の備蓄の確保を促す。

第5節 市民及び事業所の基本的責務

防災活動の基本は、市民一人ひとりが防災についての正しい知識と行動力を身に付け、「自らの身の安全は自ら守る」ということである。市民はこの原点に立って、日ごろから食料の備蓄など、自主的に災害（震災）に備えるとともに、市が行う消火・救援活動などの防災活動と連携・協力し、被害を軽減するため、市民自ら被害の事前防止及び拡大防止に努めなければならない。

また、事業所は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理体制を強化、防災訓練の実施、非常食料の備蓄など災害（震災）に即応できる計画的な防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動への積極的な協力を努めなければならない。

市民及び事業所の基本的責務は以下のとおりとする。

第1 市民

- (1) 災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために、地域において相互に協力すること。
- (2) 県及び市が行う防災に関する事業に協力すること。
- (3) 県及び市が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。

第2 事業所

- (1) 事業活動において、企業市民としての責任を自覚し災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために最大の努力を払うこと。
- (2) 災害発生後、従業員・来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること。
- (3) 県及び市が行う防災に関する事業に協力し、最大の努力を払うこと。
- (4) 県及び市が行う災害応急対策、災害復旧対策に協力し、地域全体の公共的福祉の向上に努めること。
- (5) 事業継続計画（BCP）の作成、更新により、災害発生直後の応急対策期経過後は、一時も早く業務を再開できるよう努めること。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織整備計画

第1 市の防災組織

市担当部課	市民部危機管理室
関係機関	所管各機関

1 市防災会議・市災害対策本部

防災会議及び災害対策本部の運営については、関係機関及び市各部等の相互連携、並びに各職員等への周知に努めるとともに、市や他市町村の災害対応事例に照らした点検・検証を行い、必要に応じて、関係条例・要綱等の見直し、地域防災計画修正への反映に努める。

2 市町村間の相互応援

炎対法第67条の規定等による応援の要求に関し、大規模災害時の応援要請を想定し、近隣及び遠隔地の市町村との相互応援協定の締結に努めるとともに、災害時の応援要請手続の円滑化のためのマニュアルの整備、平常時からの訓練、情報交換等を実施する。

第2 公共的団体等との協力体制の確立

市担当部課	所管各部
関係機関	所管各機関

市及び関係機関は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体と相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう、災害時における協力業務及び協力の方法、連携について話し合い、協定を締結する。

第3 自主防災組織の整備

市担当部課	市民部危機管理室
関係機関	

1 組織化の推進

市（市民部）は、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。自主防災組織の編成にあたっては、以下の点に留意する。

- (1) 既存のコミュニティである自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック化するなど、既存の地域コミュニティを生かした単位にする。
- (2) 昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。
- (3) 地域内の事業所と協議の上、事業所防災組織との連携を図る。

2 活動の充実・強化

市（市民部）は、県と連携して、自主防災組織の活動において中心的な役割を担うリーダーの育成、防災訓練実施等の支援に努めるとともに、防災資機材の整備助成を行う。また、既存組織の活動の活性化に関し、各種資料の提供等組織への支援・助言、モデル組織の設置等を推進する。

■自主防災組織の活動内容

<p>[平常時]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティ意識の醸成 ◇日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 ◇情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ◇消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災資機材の整備・点検等 <p>[発災時]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇初期消火の実施 ◇情報の収集・伝達 ◇救出・救護の実施及び協力 ◇集団避難の実施 ◇炊き出し及び救助物資の分配に対する協力 ◇災害時要援護者の安全確保等 ◇避難所の自主的な運営（市が避難所を運営する場合は運営の協力）

第4 民間防火組織の整備

市担当部課	消防本部予防課
関係機関	

市（消防本部）は、県と連携し、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化を図る。

■民間防火組織の組織対象、活動内容

区分	組織対象	主な活動内容
幼年消防クラブ	幼稚園児・保育園児	施設見学、防火教室等を通じた消防知識の習得
少年消防クラブ	小・中学生	消防訓練、救急法訓練、救助訓練などの消防に関する知識や技術の体験学習
婦人防火クラブ	主に家庭の主婦等の女性	地域における火災防火思想の啓発、初期消火・避難・救護等の防災活動

第5 事業所等の防災組織の整備

市担当部課	消防本部予防課、市民部危機管理室
関係機関	

1 一般企業

市（消防本部）は、企業の行う事業防災力強化を支援するとともに、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時の企業の果たす役割を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

2 施設内の防災組織の育成

市（消防本部）は、学校、病院及び市立文化センター等不特定多数の人が出入りする施設に

対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

3 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成

市（消防本部）は、危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また、高圧ガスの特殊性から関係団体の行う防災活動に関する技術の向上、防災訓練等の実施に関し、指導・助言を行う。

4 事業所内の防災組織の育成

市（消防本部）は、自衛消防隊等を中心とした自主防災体制の確立を支援する。また、地元地域への貢献という観点から事業所と協議の上、地域における自主防災組織の一員として位置づけ、住民による自主防災組織との連携を図る。

5 関係機関との協力体制の確立

市（市民部等）は、以下に掲げる機関との協力体制の確立に努める。

- (1) 民生委員、日赤奉仕団
- (2) 農業商工関係団体
- (3) 校区連絡会、PTA、自治会、婦人会及びその他の市民団体

第6 ボランティア等の活動環境の整備

市担当部課	市民部危機管理室
関係機関	熊谷市社会福祉協議会

1 ボランティア関係機関等とのネットワーク化促進

市（市民部）は、県と連携し、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日ごろからボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

2 登録ボランティア制度の活用

市（市民部）は、住民に対し、県の防災ボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への呼びかけを積極的に行う。

また、以下に示す災害救援専門ボランティア等の県による派遣受入体制を整備する。

区分	登録主体	専門分野
災害救援専門ボランティア	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネーター ・心のケア ・乳幼児保育 ・手話通訳 ・外国語通訳 ・情報、通信 ・土木、建築
砂防ボランティア	彩の国砂防ボランティア協会	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見 ・土砂災害に関する知識の普及活動 ・土砂災害時の被災者の援助活動
応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の応急的な危険度判定 ・被災宅地の応急的な危険度判定

3 企業・事業所の協力体制の確立

市（市民部）は、県が整備する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」による登録内容を常に把握するとともに、災害時において、市内及び県内の登録企業による防災・救助活動支援が受けられるよう必要な体制を確立する。

第2節 災害情報体制の整備

第1 情報通信設備の安全対策

市担当部課	総務部庶務課、市民部危機管理室、所管各部
関係機関	埼玉県電気工事工業組合

1 非常用電源の確保

市は、停電や、野外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的メンテナンスを行う。

2 地震・浸水等に対する備え

市は、情報通信に係る各種機器・設備には転倒防止措置を施すとともに、浸水のおそれのある場合は、止水板設置等浸水防御措置の実施若しくは浸水のおそれのない場所へ移設する。また、これらの定期的メンテナンスを行う。

3 システムのバックアップ

市は、市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるようバックアップ体制を整備する。

第2 情報収集伝達体制の整備

市担当部課	市民部危機管理室
関係機関	

市（市民部）は、災害発生時に、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できるよう平常時から、次のような情報収集・伝達の体制の整備・拡充を図る。

1 有線・無線電話設備の整備

災害に関する情報連絡等を行う有線・無線電話設備の機能を維持するため、整備・拡充を図るとともに、電話設備等の周辺施設の耐震化、機器の転倒防止及び予備電源の確保を図る。また、災害時優先電話の増設を図り、通信の確保に努める。

2 防災行政無線等の整備・拡充

災害に関する情報の収集・伝達活動を迅速かつ的確に行うとともに、災害時に必要な情報を市民に伝達する手段として、防災行政無線の整備・拡充を行う。

(1) 防災行政無線（固定系・移動系）の整備

災害時の各種情報の伝達等を速やかに行うため、今後とも防災行政無線の整備・充実を図る。また、市庁舎及び行政センターに設置されている無線局の統合を図るとともに今後はデジタル化の整備に向け、計画的に事業を推進する。

(2) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、特殊無線技士を養成し、その適正配置に努める。

3 通信手段の多様化

災害時における情報収集伝達体制の強化を図るため、多重無線通信システムの整備について

検討を進める。

また、市民に対しては、避難情報、安否情報、ライフラインの復旧情報などの災害情報を迅速に伝達する必要があるため、電話(携帯電話を含む。)、テレビ、ラジオ等を活用するほか、アマチュア無線やタクシー無線との連携、ホームページへの掲載や電子メール送信システムの整備、無線網のデジタル化など、近年における情報通信技術の進展等を踏まえ、災害情報の伝達体制の高度化を図る。

第3 情報処理分析体制の整備

市担当部課	市民部危機管理室
関係機関	

1 職員の情報分析能力の向上

市(市民部)は、各部において、災害時における限られた情報をもって災害の全体像を把握し得るよう職員の情報分析能力の向上を図る。

2 災害情報データベースの整備

市(市民部)は、日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに、災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。災害情報データベースは、地理情報システム(GIS)として整備し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

第3節 建築物・施設等の耐震性向上

第1 建築物等

市担当部課	都市整備部開発指導課、建設部建築課
関係機関	熊谷県土整備事務所

市（都市整備部）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）に基づき、「熊谷市耐震改修促進計画」を策定する。この計画により、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、建築物に対する指導等の強化及び支援措置の拡充等を図るなど、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害を軽減するための対策を講ずる。

1 公共建築物等

市（建設部）は、市有建築物をはじめ防災上重要な建築物等の地震対策上の重要度を勘案し、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について、引き続き耐震診断を行い、必要な場合は耐震改修・建替え等を行う。

2 一般建築物

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、市（都市整備部）は県と連携し、そのための助言、指導、支援をおおむね以下のとおり行う。

- (1) 重点的に耐震診断を誘導すべき区域の指定
- (2) 耐震化に関する相談窓口の設置
- (3) 木造住宅耐震診断助成、木造住宅無料簡易診断の実施
- (4) 耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関する普及啓発
- (5) 建築士団体・建設業団体等に対する協力要請
- (6) 緊急輸送道路沿線等における既存建築物の耐震化指導、助言又は勧告の促進

3 窓ガラス等の落下防止対策

市（都市整備部）は、県と連携し、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険を防止するため以下の対策を講じる。

- (1) 繁華街等の道路沿いにある3階建て以上の建築物所有者又は使用者に対する調査実施指導
- (2) 建築物所有者又は使用者に対する落下防止対策の重要性の啓発
- (3) 落下のおそれのある建築物について、その所有者又は使用者に対する改修指導
- (4) 緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握及び必要な場合の改修指導

4 ブロック塀の倒壊防止対策

市（都市整備部）は、県と連携し、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため以下の施策を推進する。

- (1) 市街地内のブロック塀の実態調査及び倒壊危険箇所の把握
- (2) ブロック塀の安全点検及び耐震性確保の重要性の啓発
- (3) 危険なブロック塀に対する改修及び生垣化等の奨励・助成
- (4) 緊急輸送道路等に面するブロック塀の実態把握及び必要な場合の転倒防止のための指導、

助言又は勧告

5 自動販売機の転倒防止対策

市（都市整備部）は、県及び関係団体と連携し、自動販売機の転倒を防止するため以下の施策を推進する。

- (1) 自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発
- (2) 緊急輸送道路等に面する自動販売機の実態把握
- (3) 必要な場合の転倒防止のための指導、助言又は勧告の促進

第2 ライフライン施設

市担当部課	建設部下水道課、水道部工務課
関係機関	県企業局、県下水道公社、東京電力(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

1 電気・ガス・通信設備施設

(1) 電気施設

電力事業者は、地震に対して、各設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来^{（過去の）}の経験を生かして万全の措置を講ずる。

(2) ガス施設

ガス事業者は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、消防法及び建築基準法等の関係法令並びに関係学会が定める設計基準に適合するよう万全を期する。

(3) 通信設備

通信設備各社は、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図る。

また、災害用伝言ダイヤル171等電話輻輳回避のためのサービスのPRに努める。

なお、重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。

2 上水道施設

市（水道部）は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管について耐震性を有するダグタイル^{（ダクタイル）}鋳鉄管に布設替える等配水管の耐震化及び浄水施設等の「耐震強化計画」を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施する。

また、基幹となる設備について、非常用自家発電設備により停電時に備える。

3 下水道施設

市（建設部）は、各施設について耐震診断等を行い、耐震化を進めるとともに、管路についても緊急性の高い管路から優先的に耐震化を進めるなど地震災害に備える。

あわせて、下水道施設の防災施設としての活用を考慮し、マンホールトイレの整備、再生水の消防水利活用などの施策について、検討する。

なお、大雨による家屋等への被害防止のための、雨水排除対策として、荒川第2排水区及び別府排水区の雨水幹線整備を引き続き進める。

第3 交通施設

市担当部課	建設部維持課
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、東日本旅客鉄道(株)、秩父鉄道(株)

1 鉄道施設

鉄道事業者は、鉄道の耐震性を強化し、被害を最小限に止めるよう、各施設ごとに万全の予防措置を講じるとともに、これらの定期的メンテナンスを行う。

また、自然災害時及び事故発生時において人命救助最優先の活動及び速やかな復旧活動を行えるよう、日ごろからハード、ソフト両面にわたる総合的な応急対策体制を整備強化する。

2 道路施設

道路管理者は、土砂崩落、落石等の危険箇所については、法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については、架け替え、補強等と推進するとともに、既設橋梁^{のり}の落橋防止対策を進める。

第4 河川、ため池

市担当部課	産業振興部農地整備課、建設部河川課
関係機関	利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所、大里農林振興センター

1 河川

河川管理者は、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地（堤防の居住側）に流入することが危惧される区間の耐震点検を実施し、対策の必要な区間の対策工を実施するとともに、河道改修及びしゅんせつ等を実施し、水害発生を未然に防ぐことに努める。

また、荒川及び利根川の沿川市町村と連携した高規格堤防整備事業を引き続き促進する。

2 ため池

市（産業振興部）は、県と連携し、土地改良区等ため池管理者の協力のもとにため池の実情を把握し、必要に応じ改修、補強等の措置を図るよう指導する。特に老朽化したため池については、速やかに施設の補強、改善を行うとともに、適切な維持管理を行うよう指導する。

第4節 防災都市づくり

第1 防災に配慮した計画的な土地利用

市担当部課	都市整備部都市計画課
関係機関	

1 「都市における震災の予防に関する計画」の策定

市（都市整備部）は、防災都市づくりのマスタープランとなる「都市における震災の予防に関する計画」を策定し、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、安全・安心で快適な防災都市づくりを進める。

2 土地利用の適正化

市（都市整備部）は、都市計画法などの個別法を有機的に活用して、土地利用の適正な規制を行うとともに、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の土地情報を整備する。

第2 市街地の整備等

市担当部課	都市整備部都市計画課、土地区画整理事務所、所管各課
関係機関	

市は、関係機関と協力して次の対策を行う。

1 土地区画整理事業

市（都市整備部）は、家屋が密集した既成市街地などで、道路、公園等の公共施設を一括して整備改善するとともに、老朽木造密集市街地の解消や、宅地の利用増進を図り、安全で快適に安心して暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業を行う。

2 市街地再開発事業

市（都市整備部）は、熊谷駅周辺地区及び既成市街地を中心に、道路や広場などの公共施設の整備と中高層耐火建築物の建設を一体的に行い、都市機能の更新を図るとともに、都市の防災性を向上するため市街地再開発事業を進める。

3 計画的市街地整備の推進

市（都市整備部）は、行政センター周辺の地区中心拠点及び地区における生活・産業拠点などの市街化を図るエリアは、地域住民との合意形成を進めながら、市街地整備のための各手法を有効に活用し、計画的で環境のよい、災害に強い市街地づくりの導入をめざす。

4 地籍調査の推進

市は、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、^{そう}錯綜している土地の権利関係を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

第3 不燃化等の促進

市担当部課	都市整備部都市計画課、開発指導課、消防本部予防課
関係機関	

1 防火・準防火地域の指定

市（都市整備部）は、市街地における延焼火災の危険性を軽減するため、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導する等、今後用途地域の見直しにあわせて、防火地域、準防火地域の指定拡大を検討する。

2 屋根不燃化区域の指定

防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法第22条第1項に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域（屋根不燃化区域）が市街化区域のうち、防火地域及び準防火地域以外の区域において指定されている。引き続き、木造建築物等の屋根の不燃化を促進する。

3 建築物の防火上・避難上の各種指導

市（都市整備部、消防本部）は県と連携して、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行う。また、既存建築物については、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

第4 オープンスペース等の確保

市担当部課	産業振興部農地整備課、都市整備部公園緑地課、建設部道路課
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、大里農林振興センター

1 公園の整備

公園は、市民のリクリエーションやスポーツの場として、環境保全や都市景観の骨格としての機能に加えて、震災時における延焼防止機能、避難地としての救援救護拠点機能を併せ持っている。

市（都市整備部）は、今後も都市公園の新設、既設公園の拡充・再整備を図るとともに、震災時の避難地あるいは仮設住宅用地となることを想定し、水の確保、夜間照明の設置などの災害応急対策施設の整備を行う。

2 緑地・農地の保全

農地は、遊水機能を有し、被災者への食料供給等防災上も重要な役割を担っている。特に市街化区域内農地は緑地とともに、大地震発生時に火災の延焼防止に大きな効果がある。また、井戸・用水路・ため池等の農業用施設は消火用水活用など重要な役割が期待される。

市（産業振興部）は、今後も農地・緑地の保全等を推進する。

3 道路の整備

市（建設部）は、火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を持った道路を計画的に整備する。

第5節 地盤災害の予防

第1 軟弱地盤地域の安全措置

市担当部課	市民部危機管理室、都市整備部開発指導課
関係機関	熊谷県土整備事務所

市は、関係機関と連携して次の対策を行う。

1 液状化対策

地震被害想定調査をもとに、危険度分布予測をはじめとする調査研究結果の周知徹底を図るとともに、液状化対策工法を住宅建設等に反映させる。

2 地盤沈下

広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を抑制する。

第2 宅地等の安全対策

市担当部課	都市整備部都市計画課、開発指導課
関係機関	熊谷県土整備事務所

1 急傾斜地

市（都市整備部）は、急傾斜地崩壊危険箇所について、県による「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域指定を促進し、有害行為の規制、家屋移動等の勧告、警戒避難体制の整備、急傾斜地崩壊防止工事など総合的な対策実施のための環境整備に努める。

2 宅地造成地

市（都市整備部）は県と連携して、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて、造成地に発生する災害を防止する。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

なお、熊谷市優良宅地造成等認定規則（平成17年規則第195号）の周知に努める。

第6節 地震火災等の予防

第1 地震に伴う住宅からの出火防止

市担当部課	消防本部予防課
関係機関	

市（消防本部）は、次の出火防止対策を行う。

1 一般火気器具からの出火防止

- (1) ガスコンロや石油ストーブ等について、地震時には火を消すこと、器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を推進する。また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及に努める。
- (2) 対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図るとともに、管理点検の徹底を図る。
- (3) 停電後の電気復旧に伴う火災防止のため、過熱防止機能等の普及を図るとともに、避難する場合はブレーカを落とすことなどの普及啓発を図る。
- (4) 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

2 化学薬品からの出火防止

混合混融による出火の危険のある化学薬品は、分離して補完するなど適切な管理を行う。また、自然発火性の化学薬品は、火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

第2 初期消火体制の充実

市担当部課	市民部危機管理室、消防本部予防課
関係機関	

市（市民部、消防本部）は、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器、バケツリレー等の初期消火力を高め、事業所（自衛消防隊等）、自主防災組織等と一体となった初期消火体制の充実を図る。

第3 危険物取扱施設等の安全化

市担当部課	消防本部予防課
関係機関	熊谷保健所

市（消防本部）は、危険物製造所等を所管する関係機関と連携し、施設の安全性に関する実態把握に努めるとともに、各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する安全化の普及啓発を図る。

第7節 市民の防災意識の啓発等

第1 防災意識の啓発

市担当部課	市民部危機管理室
関係機関	

市（市民部）は、市民が災害に強い地域づくりの担い手として、次の役割を果たすよう市民の防災意識の啓発に努める。

<p>[平常時の役割]</p> <ul style="list-style-type: none">◇防災に関する学習◇火災の予防◇防災用品、非常持出品の準備◇1日分の飲料水及び食料の備蓄◇生活必需品の備蓄◇家具類の転倒防止やガラスの飛散防止◇ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修◇震災時の家族同士の連絡方法の確認◇県や市の実施する防災訓練への参加◇近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加◇住宅の耐震化 <p>[災害時の役割]</p> <ul style="list-style-type: none">◇初期消火◇避難時には電気のブレーカを切り、ガスの元栓を閉める。◇自主防災活動への参加、協力◇避難所でのゆずりあい◇県、市、防災関係機関が行う防災活動への協力◇風評に乗らず、風評を広めない。
--

第2 防災知識の普及

市担当部課	市民部危機管理室
関係機関	

1 防災知識の普及内容

市（市民部）は、すべての市民が「自らの身は自ら守る」上で、必要となる防災知識は以下のとおりとし、その普及に努める。

<ul style="list-style-type: none">◇災害の種別、特性、一般的知識◇災対法及び関連法の主旨◇災害時における心得◇防災計画の概要◇被害報告及び避難の方法◇過去の災害の状況◇災害復旧時の生活確保に関する知識

2 防災知識の普及方法

市（市民部）は、防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

- ◇インターネット、新聞、テレビ、ラジオ
- ◇市報、パンフレット（チラシ、ポスター、防災のしおり）
- ◇ビデオ等の制作活用
- ◇立看板、懸垂幕、横断幕等の掲示
- ◇県防災学習センターへの参加促進
- ◇講習会、講演会、座談会等の開催

第8節 防災教育

市担当部課	総務部職員課、市民部危機管理室、教育委員会学校教育課
関係機関	

1 防災に従事する職員に対する教育

市（市民部、総務部）は、防災に従事する職員に対し、防災に関する豊富な知識と適切な判断力を養うため、次に示すような防災教育を行う。

(1) 市職員

ア 危機管理・防災ハンドブックの作成・配布

災害時の行動を的確に行うために、災害時の任務や防災知識等を簡潔に示した危機管理・防災ハンドブックを作成・配布し、周知を図る。

イ 防災士等防災関連資格の取得の奨励等

県主催の研修会・講演会へ職員を派遣するのをはじめ、防災士等防災関連資格の取得を奨励する。

ウ 防災機器操作の習熟等

通信機器、浄水器、仮設トイレ等の機材の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

(2) 水防

水防業務に従事する団（職）員に対して、水防計画及び実務に対する講習会、研修会等の実施又はその指導を行う。

2 学校及び事業所等における防災教育

市（教育委員会、市民部）は、学校及び事業所等においては、次に示すような防災教育を行う。

(1) 学校教育

学校の教育活動全体を通じて、地域の災害環境、児童・生徒の発達段階や経験に即して、次の事項について防災教育を行う。

- ◇災害発生の原因
- ◇避難その他の防災措置の方法の習得
- ◇災害時要援護者の支援
- ◇「自分の身、自分の家族、自分の地域は自分たちで守る」自主防災意識
- ◇その他必要な事項

(2) 事業所等における防災教育

県と連携し、事業所や病院、社会福祉施設等並びに不特定多数の人が利用する施設等防災上重要な施設の防災担当者が、地域における社会的な位置づけを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施するよう支援する。

第9節 防災訓練

第1 総合防災訓練

市担当部課	市民部危機管理室
関係機関	所管各機関

市（市民部）は、関係機関と協力して、大規模な災害の発生を想定して、災害後の対策を総合的に行う防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

1 実施方法

災対法第47条に基づき、災害予防責任者（市長）が実施する。

また、訓練は、原則として、9月1日の「防災の日」、又は必要と認めるときに行う。

2 実施内容

総合防災訓練は、県、市、防災関係機関、住民及び事業所等が合同して、以下のとおり実践的な各種訓練を実施する。

- (1) 情報収集伝達訓練
- (2) 現地合同対策本部設置訓練
- (3) 広報、避難誘導訓練
- (4) 交通規制、道路復旧訓練
- (5) 負傷者救急救護訓練
- (6) 救助救出及び消火訓練
- (7) バスによる輸送訓練
- (8) 救援物資輸送及び搬送訓練
- (9) ライフライン復旧のための合同訓練
- (10) 住民災害対応合同訓練（救助及び医療救護訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練、給水訓練、仮設トイレ設置訓練）
- (11) 防火帯設定訓練

3 図上防災訓練

総合防災訓練は、災害類型、態様を想定し、図上防災訓練として行うことができるものとする。実施内容は、上記に準ずる。

第2 個別訓練

市担当部課	市民部危機管理室、各行政センター、消防本部警防課、所管各部
関係機関	大宮国道事務所、利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所、荒川北縁水防事務組合、大里郡利根川水害予防組合

市（市民部、消防本部、各部）及び関係機関は、地域防災環境特性に即した防災実務の習熟と実践的能力のかん養、また関係機関・公共的団体等との連携と防災体制の実践的整備強化に資するとともに、災害時要援護者等への配慮の重要性、災害時の男女のニーズの違い等男女双

方の視点を加味した個別訓練を以下のとおり実施する。

1 水防訓練

水防訓練は、各水防管理団体が水防計画に基づき関係機関の協力を得て行う。
なお、訓練は、出水期前に実施することとし、水防管理者が要領を定める。

2 消防訓練

消防訓練は、市消防計画に基づき実施する。
なお、訓練の種類は、基礎訓練、火災防御訓練、水災訓練、救助・救急訓練とする。

3 避難訓練

(1) 防火対象物

学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。

(2) 児童・生徒等

学校等の施設管理者は、児童・生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。

(3) 災害時要援護者等

市は、住民、団体、企業等が行う災害時要援護者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報等の必要な支援を行う。

4 非常招集訓練

災害時の迅速な職員招集と、実践的な招集手順作成・習熟のため、随時非常招集訓練を実施する。

第3 訓練の検証

市担当部課	市民部危機管理室、所管各部
関係機関	所管各機関

市は、訓練の計画に際して実災害を想定するとともに、事後の評価及び検証を行う。

なお、評価及び検証の方法は、意見交換会、アンケート、専門家による助言等とし、地域防災計画・マニュアル等の見直し資料、次期の訓練計画の参考資料として活用する。

第10節 調査研究

第1 基礎的調査研究

市担当部課	市民部危機管理室
関係機関	

市（市民部）は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

第2 震災対策に関する調査研究

市担当部課	市民部危機管理室、消防本部警防課、所管各部
関係機関	

市は、県の支援を受けて、地震に対する地域の安全性に関する調査又は点検に取り組むよう努める。

なお、実践的な震災対策を行うために必要な調査研究の分野は、次のとおりである。

分野	内容
地震火災対策に関する調査研究	大規模地震時に予想される同時多発性の地震火災対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機能等に関する調査研究
避難住民の安全確保に関する調査研究	避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究
効果的な緊急輸送に関する調査研究	地震災害発生時に効果的な輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道・バス・トラック等の輸送手段の確保、防災拠点の連携、広域応援の受入、一部業務の団体・事業所への委託等を視野に入れた調査研究
災害情報等の伝達等に関する調査研究	適切な対策を行うために効果的な情報収集方法、情報伝達方法及び情報分析手法等に関する調査研究

第11節 災害に備えた体制整備

第1 防災活動拠点の整備及び緊急輸送ネットワークの整備

市担当部課	市民部危機管理室、都市整備部開発指導課、建設部道路課
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所

1 防災活動拠点の整備

市（市民部）は、災害時の活動を効果的に行うため、本部としての防災中枢拠点、本部と適切に連携を図り臨機応変な対策実施のための防災地区拠点等の施設を指定し、地震や洪水発生時にも機能し得るよう防災機能の整備を進める。

区分	指定施設	活動拠点の役割上必要となる機能		
		非常時通信	資機材等備蓄	被災者収容
防災中枢拠点	熊谷市役所	◎	◎	—
防災地区拠点	各行政センター 熊谷東中学校 熊谷西高校 熊谷スポーツ文化公園 吉岡中学校	○	◎	△
地区救援救護拠点	各小学校	○	○	◎

注)◎:特に望ましい機能、○:望ましい機能、△:望ましくない機能

2 緊急輸送ネットワークの整備

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、被害想定結果や地域の現況等に基づき、防災拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路として選定し、緊急輸送ネットワークを整備している。

■防災拠点

県本庁舎・地域機関庁舎、市町村庁舎、指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の庁舎・事務所等、防災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点等）、県及び市町村の備蓄倉庫、輸送拠点、広域避難場所、臨時ヘリポート、着岸施設（河川）

市（市民部、都市整備部、建設部）は、県の計画を踏まえて、以下の対策を行う。

(1) 市による緊急輸送道路の指定

効率的な緊急輸送を行うため、ハザードマップや地域の現況等に基づいて、あらかじめ県に準じて緊急輸送道路を選定・指定する。

(2) 緊急輸送道路及び沿線の整備

緊急輸送道路に指定された道路の管理者は、地域防災計画や防災業務計画の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上などを図る。

また、緊急輸送道路の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うとともに、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備する。

(3) 応急復旧資機材の備蓄

平常時から、応急復旧資機材の整備を行うとともに、(社)埼玉県建設業協会との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

※関東地方整備局は、災害時における、河川施設の応急復旧、避難住民の救護活動、物資の輸送等に使用する目的で、荒川及び江戸川の河川敷地内に緊急河川敷道路を整備中である。

第2 消防力の充実強化

市担当部課	消防本部警防課
関係機関	

1 消防資機材の整備

消防本部、消防署、分署は、消防ポンプ車等の日常火災に対する資機材を整備しているが、今後、震災対策として有効な電源車等、水害対策として有効な水難救助車、舟艇等の整備を進める。

消防団は、必要な消防資機材を整備する。

2 消防水利等の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になることが予想される。市は、これまで防火水槽等の整備を推進してきたが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性防火水槽の整備や、ビルの保有水の活用、河川・ため池・水路やプール等の活用等を検討する。

3 消防団組織の充実強化

現在、消防団は、団員の高齢化やサラリーマン化により、団員数は年々減少傾向にある。市は、消防団活性化総合計画を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員への参加促進、機能別団員制度の採用並びに福利厚生の実施等により、消防団の活性化とその育成を進める。

4 救急救助体制の整備

市（消防本部）は、次の体制を整備する。

- (1) 災害発生時の救急救助活動に備え、救助用資機材及び救急・救命救護用資機材を整備する。また、救急救助訓練を行って、迅速かつ的確な救急救助体制の確立を図る。
- (2) 消防団員及び自主防災組織等に対する救急・救助訓練を行い、地域における迅速かつ的確な初動救急救助体制の確立を図る。
- (3) 高層建築物等に関する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

5 傷病者搬送体制の整備

市（消防本部）は、次の体制を整備する。

- (1) 災害発生時において、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送することができるよう、

収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等傷病者の搬送先を決定するために必要な災害時医療情報体制を確立する。

- (2) 震災による道路が被害を受けた場合を含め、あらかじめ地域ごとにおおよその搬送順位、搬送経路を検討する。
- (3) ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立する。
- (4) 大規模災害時には、多発外傷、挫滅性症候群、広範囲熱傷等の重篤救急患者が多数発生するため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

第3 医療救護対策

市担当部課	市民部健康づくり課
関係機関	熊谷保健所、熊谷市医師会、熊谷市歯科医師会、熊谷薬剤師会、県看護協会

1 初期医療体制の整備

- (1) 震災時想定初期医療救護計画の策定

市（市民部）は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、事前に以下の項目について、計画を定める。

- ア 救護所の設置
- イ 救護班の編成
- ウ 救護班の出動
- エ 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

- (2) 自主防災組織等医療救護活動支援計画の策定

市（市民部）は、地域の自主防災組織と協議し、災害時の初期医療をより円滑に行うため、地域の自主防災組織等が救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援するための計画を定める。

2 後方医療体制の整備

市（市民部）及び関係機関は、救護所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者について、高度医療が可能な医療機関を後方医療機関として位置づけ、以下のとおり必要な体制整備を進める。

- (1) 後方医療機関

市域においては、救急告示病院や病院群輪番制病院を後方医療機関と位置づける。

- (2) 後方医療機関の機能確保

後方医療機関となる医療機関は、主に以下の防災措置について整備を図り、後方医療機関としての機能確保に努める。

- ア 医療施設等の耐震化及び不燃化
- イ 医薬品、救急救護資器材の備蓄及び配備
- ウ 水、食料の備蓄及び配備
- エ 自家発電装置等の備蓄及び配備
- オ 医療要員の非常参集体制の整備

- カ 救護班の編成
- キ 傷病者の円滑な受入体制の整備

(3) 情報連絡体制の整備

現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と市（消防本部）等間における十分な情報連絡機能を確保するべく災害時医療情報連絡体制の整備を進める。

3 透析患者等への対応

市（市民部）は、県、医師会、各地域の公的医療機関等と協議し、腎臓透析等継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。

第4 避難対策

市担当部課	市民部危機管理室、教育委員会
関係機関	北部教育事務所、熊谷警察署、病院等防災上必要な施設の管理者

1 避難計画の策定

(1) 避難対策マニュアルの策定等

市（市民部、教育委員会）は、震災時及び洪水時を想定し、要避難地域における避難計画を策定するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。また、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルなどをあらかじめ整備する。

(2) 防災上重要な施設における避難計画

病院、社会福祉施設、工場、危険物保有施設及び百貨店その他防災上必要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

■避難計画策定上の留意事項

◇緊急地震速報及びはん濫情報等発表時の情報伝達要領
◇病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
◇高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食の実施方法等
◇高層ビル、百貨店、ショッピングビル及び駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
◇工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、市、警察署、消防署との連携等

(3) 公立学校等

市（教育委員会）は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

また、県と連携し、私立学校等が公立学校等に準じて自主的に避難対策をたてるよう助言する。

2 広域避難場所等の選定、確保

市（市民部）は、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の住民を対象に、次の基準によ

りあらかじめ広域避難場所を選定、確保する。

■広域避難場所選定基準

- ◇面積10ha以上とする。（面積10ha未満の公共空地でも、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積10ha以上となるものを含む。）
- ◇避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- ◇要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。
- ◇木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- ◇大規模なげき崩れや浸水などの危険のないところとする。（他に余地がなく、やむを得ない場合に限り降雨時は不可能な旨を周知した上で、河川敷は可とする。）
- ◇純木造密集市街地から270m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。
- ◇次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。
 - ・避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
 - ・避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
 - ・避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。

3 避難所の事前指定

市（市民部）は、洪水時の避難所兼震災時の長期避難のための避難所として、以下のとおり避難所を事前指定する。

■避難所指定上の留意事項

- ◇小学校等の公共施設を指定避難所に位置づけ、食料等の備蓄、仮設トイレ、救助救急のための資機材の整備を行う。
- ◇指定避難所のみでは収容困難な場合に、指定避難所に追加して確保される施設として、他の公共施設等を補助避難所に指定する。
- ◇災害時要援護者に配慮した避難所として、福祉避難所を指定する。
- ◇避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、必要に応じて耐震補強を行い、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーや男女の差、その他生活環境が良好に保たれるよう配慮したものとなるよう努める。

4 避難路の選定、確保

市（市民部）は、広域避難場所指定に伴い、市街地状況に応じて、次の基準で避難路を選定するよう努める。

■避難路選定上の留意事項

- ◇避難路は、幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。
- ◇避難路は、相互に交差しないものとする。
- ◇避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。

- ◇避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- ◇避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

第5 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品の供給体制の整備

市担当部課	市民部危機管理室、水道部、消防本部警防課、産業振興部
関係機関	県企業局、熊谷保健所、熊谷薬剤師会

1 給水体制の整備

(1) 給水計画の策定

市（水道部）は、上水道施設の大規模な機能支障発生を想定した給水計画を策定する。

- ア 応急給水は、上水道が断水した世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。
- イ 1日当たり目標水量は、被災後の復旧作業の進展を見込み、以下のとおりとする。

■給水量の目安

項目	経過日数			
	第1次応急給水	第2次応急給水	第3次応急給水	
	災害発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～28日
目標応急給水水量	30	200	1000	2500
用途	生命維持に必要な最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水
給水方法	備蓄水と給水車などの運搬給水	運搬給水と応急給水施設、地下式給水栓での拠点給水	1部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続	復旧した水道管での給水

ウ 給水拠点として、各浄水場及び配水場に遮断弁を設置し、配水池の水を確保する。また、地域により、必要に応じて、耐震性貯水槽や非常災害用井戸の整備を行う。

(2) 応急資機材の備蓄並びに調達計画の策定

市（水道部）は、以下のとおり給水のために必要な応急資機材の備蓄並びに調達計画を策定するとともに、随時更新及びメンテナンスを行う。

■応急資機材の備蓄等留意事項

- ◇品目：給水タンク、給水車、ポリタンク、ポリ袋、非常用水袋、浄水装置
- ◇備蓄場所：各浄水場及び配水場、備蓄庫、中央公園
- ◇調達先：県、県企業局、日本水道協会埼玉県支部、水道事業関連業者・団体

(3) 検水体制の整備

市（水道部）は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備する。

(4) 市民・事業所への協力要請

市（市民部）は、各家庭・事業所において、日ごろから災害に備えて飲料水を備蓄し、また、生活用水となる水として、浴槽等への貯水、雨水貯水等を奨励する。

2 食料・生活必需品の供給体制の整備

(1) 食料備蓄計画の策定

市（市民部）は、次のような食料備蓄計画を策定する。

ア 食料の備蓄は、県、市、市民が行うものとし、地震被害想定調査で想定した「西埼玉地震」によるピーク時避難人口（約3万7千人）並びに災害救助従事者の3日分に相当する量を基本目標とする。

	県	市	市民	計
避難住民	1日分	1日分	1日分	3日分
災害救助従事者	1.5日分	1.5日分	—	3日分

イ 備蓄品目は、保存期間が長く、かつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとし、例示すると以下のとおりである。

主食品	…	アルファ米、乾パン、クラッカー等
乳児食	…	粉ミルク、離乳食等
その他	…	保存水、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

ウ 乳児や高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮して、口に入れやすい食品、アレルギー対応食品の供給にも留意する。

(2) 生活必需品備蓄計画の策定

ア 備蓄は、県、市が行うものとし、地震被害想定調査で想定した「西埼玉地震」によるピーク時避難人口のおおむね3日分に相当する量を基本目標とする。

イ 備蓄品目は、住民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、間仕切りや、簡易トイレ・ウェットティッシュ等の衛生用品など、避難所生活を想定した物資等について備蓄する。

ウ 市（市民部）は、被害想定等に基づく必要数量等を把握の上、備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定及び更新する。

(3) 食料・生活必需品調達計画の策定

市（市民部）は、農業協同組合、大手スーパー、その他市内販売業者と物資調達に関する協定を結び、輸送業務を含めた供給体制について、協議し、食料調達計画を策定する。

(4) 集積地の指定

市（市民部）は、県調達食料・生活必需品をはじめ広域的な物資調達受入のため、農業協同組合、大手スーパー、その他市内販売業者等協定締結業者と協議の上、必要と認める場合は、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物）の中から市指定集積地を定める。

■市指定集積地（候補）

区分	名称	所在地	最寄アクセス幹線道路
荒川北側地域	市立熊谷女子高校体育館	原島	国道 17 号、407 号
	熊谷勤労者体育センター	石原	国道 140 号
荒川南側地域	立正大学体育館	万吉	熊谷東松山道路

なお、その所在地、経路等については、あらかじめ県に報告しておくものとする。

3 防災用資機材の備蓄・調達

(1) 備蓄計画の策定

備蓄は、市が行い、県が補完するものとする。備蓄目標は、各避難所及び広域避難場所の収容人員の計画値とする。市（市民部）は、計画値に基づく必要量を把握の上、備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、備蓄計画を策定及び更新する。

■備蓄品目の例

ろ水器、仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）、移送用具（リヤカー、自転車、バイク、担架、ストレッチャー、車椅子等）、道路・河川・上下水道などの応急復旧活動に必要な資機材、発電機、投光機、炊飯器、テント
--

(2) 防災用資機材調達計画の策定

市（市民部）は、建設業者、造園業者、レンタル業者その他市内事業者等と防災用資機材調達に関する契約及び協定を結び、本部及び各地区支部への供給体制について、輸送業務を含め協議し、防災用資機材調達計画を策定する。

4 医療救護資機材、医薬品の供給体制の整備

(1) 備蓄計画の策定

ア 備蓄は、市（市民部）が行い、県が補完するものとする。備蓄目標は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安とする。

イ 備蓄品目は、災害用医療資機材セットと軽治療用医薬品とし、災害時の医療救護活動にあたる後方医療機関及び医師会・薬剤師会と協議の上整備し、更新する。

(2) 調達計画の策定

市（市民部）は、医薬品卸売業者等とのランニング備蓄委託契約を行うとともに、厚生労働省、県、近隣市町村及び関係業者と協議し、調達体制の整備を行う。

第6 帰宅困難者対策

市担当部課	市民部危機管理室
関係機関	東日本旅客鉄道、秩父鉄道(株)

1 帰宅困難者等への啓発

市（市民部）は、「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

■帰宅困難者への啓発

- ◇徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- ◇災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること。

また、災害時伝言ダイヤル 171 等を利用した安否等の確認方法についてPRする。

2 事業所・関係団体等との連携

(1) 鉄道事業者、その他事業所等への要請

市（市民部）は、震災時における熊谷駅等の滞留者並びに職場や学校、あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等及び学生・生徒に対し、適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

■鉄道事業者、事業所等への要請事項

- ◇施設の安全化
- ◇帰宅困難者対策計画の策定
- ◇水・食料や情報の入手手段の確保
- ◇災害時の水、食料や情報の提供
- ◇仮泊場所等の確保

(2) 関係団体等との連携

市（市民部）は、熊谷駅等の滞留者対策、職場や学校、あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等及び学生・生徒の支援対策への協力について、市内関係団体・事業所等と協議し、万全を期する。

■県における事業所・関係団体等との連携

- ◇埼玉県石油業協同組合との協定に基づくガソリンスタンドにおける情報提供、一時休憩スペースの提供
- ◇大手コンビニエンスストアチェーン等との協定に基づくコンビニエンスストアにおける情報提供、一時休憩スペースの提供

第7 遺体の埋・火葬対策、防疫対策

市担当部課	市民部市民課、危機管理室、環境部環境衛生課
関係機関	熊谷保健所

1 遺体の埋・火葬対策

市（市民部）は、震災時に、棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備え、あらかじめ関係業者・団体並びに他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

2 防疫対策

市（環境部、市民部）は、被害の程度に応じ迅速に防疫活動が行えるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立する。

また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備する。

第8 被災住宅対策

市担当部課	都市整備部開発指導課、建設部建築課
関係機関	

1 応急危険度判定実施体制等の整備

市（都市整備部）は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談等を行うための運用体制の確立に努める。

2 応急仮設住宅の準備

(1) 用地選定

市（建設部）は、以下の基準に従い、市公有地及び建設可能な私有地の中から用地を選定しておく。

なお、私有地については、土地所有者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

■応急仮設住宅建設用地の条件

- ◇飲料水が得やすい場所
- ◇保健衛生上適当な場所
- ◇交通の便を考慮した場所
- ◇住居地域と隔絶していない場所
- ◇土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

(2) 設置及び供給計画

市（建築部）は、県と協議し、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

■応急仮設住宅の設置計画

- ◇応急仮設住宅の着工時期
- ◇応急仮設住宅の入居基準
- ◇応急仮設住宅の管理
- ◇応急仮設住宅の構造及び仕様

第9 文教対策

市担当部課	福祉部保育課、教育委員会
関係機関	北部教育事務所

1 学校の災害対策

(1) 市（教育委員会）

ア 所管する学校を指導及び支援し、災害時の避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営協力マニュアル作成、応急教育計画策定をはじめとする事前対策を推進する。

イ 教材用品の調達及び配給の方法について、市教育委員会及び学校において、あらかじめ計画する。

ウ 私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう指導、支援する。

(2) 校長等

ア 学校の立地条件などを考慮した上、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。

イ 校長等は、災害の発生に備えて以下のような措置を講ずる。

(ア) 市の地域防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。

- (イ) 園児・児童・生徒への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
- (ウ) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
- (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- (オ) 学校においては、不測の災害発生に対処する訓練を行う。

2 保育所の災害対策

市（福祉部）は、学校等の災害対策の例に準じて災害対策を行う。

第10 災害時要援護者の安全対策

市担当部課	総合政策部広報広聴課、市民部危機管理室、福祉部、建設部維持課
関係機関	大里福祉保健総合センター、熊谷市社会福祉協議会、熊谷市国際交流協会

1 社会福祉施設入所者等の対策

(1) 施設管理者

- ア 地震対策、洪水対策を網羅した消防計画やマニュアルを策定し、施設職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、県及び市はこれを指導する。
- イ 職員参集並びに安否情報収集伝達のための施設職員及び入所者の家族との緊急連絡網等を整備する。
- ウ 災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所へ誘導・移送するための体制を整備する。
- エ 施設間の相互支援システム確立に伴う他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。
- オ 通常の避難所では生活が困難な在宅災害時要援護者の受入体制の整備を行う。
- カ 食料、防災資機材等を備蓄する。

- ◇非常用食料（老人食等の特別食を含む。）（3日分）
- ◇飲料水（3日分）
- ◇常備薬（3日分）
- ◇介護用品（オムツ、尿とりパッド等）（3日分）
- ◇照明器具
- ◇熱源（携帯カイロ、湯たんぽ等）
- ◇移送用具（担架・ストレッチャー等）

- キ 施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施する。
- ク 災害時において協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体、近くの中学・高校・大学等並びに市との連携を図る。
- ケ 震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

(2) 市（福祉部）

- ア あらかじめ通信網の整備などを行い、気象警報、はん濫情報等の情報伝達体制の整備を図る。
- イ 地震対策を網羅した消防計画やマニュアルの策定及び施設職員・入所者への周知徹底を支援する。
- ウ 県と連携し、県内施設間の相互支援システムの確立を進める。

エ 必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう助言する。

2 在宅の災害時要援護者の対策

市（福祉部）は、災害時要援護者の避難支援ガイドライン（内閣府、平成18年3月）に基づき、個々の災害時要援護者の避難支援体制の確立に努める。

(1) 在宅の災害時要援護者の把握

在宅の災害時要援護者の「名簿」あるいは「災害時要援護者マップ」等を作成し、在宅の災害時要援護者の所在、緊急連絡先等を把握する。

なお、「名簿」あるいは「災害時要援護者マップ」等個人情報の記載あるものについては、その取扱に十分配慮する。

(2) 緊急通報システムの整備

市（福祉部）は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、災害時要援護者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

(3) 災害時要援護者を考慮した施設、設備の整備

市（建設部）は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難施設の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者を考慮した防災基盤整備を促進する。

(4) 災害時要援護者に配慮した避難所運営体制の整備

市（市民部、福祉部）は、災害時要援護者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、災害時要援護者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等に配慮した避難所運営体制が確保されるよう、災害時要援護者の意見の聴取に努める。

(5) 効果的な救援・救護対策の整備

市（福祉部）は、災害時要援護者が必要としている救助内容を把握し、迅速で効果的な救援・救護を実施できる対策を整備する。

(6) 防災教育及び訓練の実施

市（市民部、福祉部）は、災害時要援護者に対し、防災教育や防災訓練の参加機会の拡大に努めるとともに、その介護者・地域住民に対し、災害時要援護者救援上の留意事項等に関する普及・啓発、災害時要援護者救助・救援訓練の実施に努める。

(7) 地域との連携

市（福祉部）は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確化し、日常から連携体制を確立しておく。この場合、社会福祉施設の有するサービス供給拠点機能、近隣住民、民生委員及びボランティアによる見守りネットワーク機能を活用し、災害時におけるきめ細かい支援体制とする。

(8) 相談体制の確立

市（福祉部）は、災害時要援護者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に対応できるよう日常から体制整備を行う。

また、市（市民部）は、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー

カー等の専門職員を確保できるような体制づくりを行う。

3 外国人の安全確保

(1) 外国人の所在の把握

市（総合政策部）は、災害時における外国人の安否確認を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人の所在の把握に努める。

(2) 外国人に配慮した防災施設、設備の整備

市（市民部）は、避難所や避難路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進めるなど外国人にも分かりやすいものとなるよう努める。

(3) 防災教育及び訓練の実施

市（市民部）は、外国人に対し、防災教育や防災訓練の参加機会の拡大に努めるとともに、外国人雇用事業者・地域住民に対し、外国人救援上の留意事項等に関する普及・啓発、外国人救助・救援訓練の実施に努める。

(4) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市（総合政策部）は、国際交流協会等関係団体、外国人雇用事業所等並びに市民に広く協力を呼びかけ、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努める。

第12節 水害予防計画

第1 河川管理施設の整備

市担当部課	建設部河川課
関係機関	利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所

市（建設部）は、県、国及び流域市町村と連携して、河川の改修（河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸、調節池の設置など）の促進を図る。また、市が実施している準用河川の改修を推進し、流域全体としての洪水調節能力の整備を図る。

第2 流域対策の推進

市担当部課	産業振興部農地整備課、建設部河川課、下水道課、開発指導課
関係機関	熊谷県土整備事務所、大里農林振興センター

市（建設部、産業振興部、都市整備部）は、県、国及び流域市町村と連携して、市街化調整区域の保持、流域開発の計画的誘導、保水地域における雨水流出抑制対策（農地・緑地の保全、雨水利用促進など）の実施、遊水地域における盛土の抑制、低地地域における雨水流出抑制対策（農地・緑地の保全、雨水利用促進など）や内水排除施設の整備調整など流域管理を適切に行う。

また、今後も流域貯留浸透施設の設置を推進していく。

第3 浸水想定区域の周知徹底等

市担当部課	市民部危機管理室
関係機関	

市（市民部）は、洪水予報河川（利根川、荒川）及び水位周知河川（埼玉県知事指定：利根川水系小山川・福川、群馬県知事指定：利根川水系石田川・蛇川）に指定されている河川について、市が作成した洪水ハザードマップにより、河川のはん濫により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、市民・事業所等に対し周知徹底を図る。

第4 水防体制の整備

市担当部課	市民部危機管理室、建設部管理課、大里行政センター産業建設課、妻沼行政センター建設課、江南行政センター建設課、消防本部
関係機関	利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所、荒川北縁水防事務組合、大里郡利根川水害予防組合

市は、荒川北縁水防事務組合及び大里郡利根川水害予防組合の各構成市及び消防機関と連携して、水防体制の整備を図る。また、水防法に基づく水防管理団体として、荒川南側の水防体制の整備を図る。

また、河川や降雨に関する的確な情報収集、出水に対する迅速な対応が可能となるよう、埼玉県水防情報システム整備の早期完了を要請していく。

第 13 節 土砂災害予防計画

市担当部課	市民部危機管理室、都市整備部都市計画課、開発指導課
関係機関	熊谷県土整備事務所

1 危険箇所の把握

市（都市整備部）は、熊谷県土整備事務所と連携して、危険箇所の範囲、世帯数、施設等の実態を把握する。

2 危険区域の監視

市（都市整備部）は、災害を未然に防止するため危険区域の状況等を日ごろより監視し、情報把握に努める。

3 警戒避難体制の確立

市（都市整備部）は、災害の発生のおそれのある連続降雨や集中豪雨等に際し、特に危険性の高い地域に対しては災害予防のため自発的に警戒避難ができるよう必要な情報を提供するとともに、必要に応じて避難の勧告又は指示を迅速かつ適切に行い得る体制を整備する。

4 土砂災害防止工事等の促進

市（都市整備部）は、調査結果を踏まえて、急傾斜地崩壊危険区域の指定、急傾斜地崩壊防止対策の実施を促進する。

第 14 節 事故災害予防計画

第 1 火災予防計画

市担当部課	消防本部予防課
関係機関	大里農林振興センター

1 火災予防

(1) 火災予防対策

ア 防火管理者制度の効果的な運用

市（消防本部）は、学校、工場等収容人員 50 人（病院、劇場、百貨店等 30 人）以上の防火対象物には必ず防火管理者を選任させるとともに、当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図る。

イ 予防査察指導の強化

市（消防本部）は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、規模等に応じて計画的な予防査察を行い、常に防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の把握に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に是正を図り、防火安全体制を確立する。

ウ 高層建築物、社会福祉施設等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理について指導徹底を図る。

エ 火災予防運動の実施

市（消防本部）は、市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、年 2 回春、秋に火災予防運動を実施する。

オ 火災防御検討会の開催

大火災又は特殊な原因による火災については、県等関係機関及び発生地消防団幹部による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とする。

2 林野火災予防

市（消防本部）は、次の林野火災予防対策を行う。

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 危険地域の把握

林野火災の発生及び延焼拡大の危険性の高い地域の把握に努める。

イ 林野火災防御計画の策定

迅速かつ効果的な林野火災防御を行えるよう、空中消火戦術を含む林野火災防御計画を策定する。

ウ 火災巡視等

火災警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、入山者や火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

(2) 林野火災防止対策の充実

林野火災の原因は、たき火、たばこなど、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めることから、火災予防対策の普及啓発を進め、その防止を図る。

第2 危険物等災害予防計画

市担当部課	市民部危機管理室、消防本部予防課
関係機関	熊谷保健所、熊谷警察署

1 危険物

市（消防本部）は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、施設管理者に対し、以下のとおり保安体制の強化、適正な施設の維持管理、保安教育、及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

(1) 次により危険物製造所等の整備改善を図る。

- ア 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- イ 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

(2) 次により危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

- ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- イ 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ウ 法定講習会等の保安教育を徹底する。

(3) 次により施設、取扱いの安全管理を図る。

- ア 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。
- イ 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

2 高圧ガス

市（消防本部）は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大の防止のために県が行う以下のような施設管理者に対する対策について、連携し対処する。

(1) 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

(2) 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。

(3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。

(4) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

3 銃砲・火薬類

市は、銃砲・火薬類による災害の発生及び拡大の防止のために県が行う以下のような施設管理者に対する対策について、連携し対処する。

- (1) 猟銃・火薬類の製造・販売・貯蔵、消費その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い災害を防止し、公共の安全の確保を図る。
- (2) 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- (3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導にあたる。

4 毒物・劇物

市は、毒物・劇物による災害の発生及び拡大の防止のために県が行う以下のような施設管理者に対する対策について、連携し対処する。

- (1) 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- (2) 警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- (3) 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。

第3 放射性物質事故災害予防計画

市担当部課	市民部危機管理室、消防本部予防課、消防署
関係機関	北部地域創造センター、大里福祉保健総合センター、熊谷保健所、熊谷警察署

1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

市（消防本部）は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

また、放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により放射性同位元素等の漏えい等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ市、警察、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

市（市民部、消防本部）は、県と連携し、おおむね以下のとおり災害応急対策、災害復旧への備えを行う。

(1) 情報の収集・連絡関係

- ア 国、関係市町、警察、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制とする。
- イ 収集した情報を的確に分析・評価するため、専門知識及び専門家に関するデータベース

を構築する。

(2) 災害応急体制の整備

ア 取扱施設及び道路上における事故発生を想定したマニュアルを作成し、関係職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、関係職員への周知徹底を図る。

イ 消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県・国及び市内関係事業所等との連携を図る。

また、緊急消防援助隊に係る体制の強化及び埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）に関する役割分担の実施に努めるとともに、受援計画の周知徹底を図る。

ウ 放射性物質事故災害が発生した場合の応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要とされる場合に備え、体制整備に努める。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

ア 放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等を有する市内外医療機関について、把握するとともに、連絡体制を整備する。

イ 迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射線被ばく検査体制について、機材・スタッフを有する市内外医療機関等について、把握するとともに、連絡体制を整備する。

ウ 放射線被ばく者の搬送先の広域的確保体制や、救急隊員等の二次汚染防止のための資機材、マニュアル等の整備を進める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

ア 応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施する。

■放射線物質事故への防災教育

- ◇放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ◇放射線防護に関すること。
- ◇放射線による健康への影響に関すること。
- ◇放射性物質事故発生時に県及び市がとるべき措置に関すること。
- ◇放射性物質事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ◇防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- ◇その他必要と認める事項

イ 放射性物質の特性を考慮し、その他の職員及び住民に対し平常時より防災対策に関する事項について周知又は広報を行う。広報内容は、防災関係職員に準ずる。

第4 道路災害予防計画

市担当部課	市民部危機管理室、建設部管理課、道路課、維持課
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所

1 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

ア 道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用できる体制を整備しておく。また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

イ 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するため、道路管理者相互及び警察との連絡・連携体制を整備する。

(2) 道路施設等の整備

ア 道路管理者は、路面冠水、斜面及び擁壁の崩壊並びに落石、路肩欠崩など、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、災害発生のおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者に広報を徹底する。

イ 道路管理者は、以下の各予防対策に努める。

■道路事故災害の予防対策

- ◇道路施設等の点検を通じ現状の把握
- ◇道路における災害予防のための、必要な施設の整備
- ◇道路施設等の安全確保のための、必要な体制等の整備
- ◇バイパスの整備や多車線化などによる安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備
- ◇重要な所管施設の構造図等の資料の災害発生時を想定した活用体制の整備

ウ 道路管理者（建設部）は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておく。

2 情報の収集連絡

市（建設部、市民部）は、国、県、関係市町、警察等関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

→その他、第2節「災害情報体制の整備」参照

3 災害応急体制の整備

市（建設部、市民部）は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。

なお、職員への非常参集体制の整備に際しては、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定する。

4 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市（市民部）は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、ラジオ・テレビ等報道機関、熊谷ケーブルテレビ(株)との連携を図り、平常時から広報体制を整備する、

また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

第3章 風水害応急対策計画

第1節 活動体制計画

[方針・目標]

- 利根川、荒川などの河川情報や被害発生情報に対応して、災害警戒本部・災害対策本部を設置して迅速な対応をとる。
- 被害が集中した地域の災害対策を効果的に進める必要がある場合は、行政センター等の公共施設に現地災害対策本部を設置して対応にあたる。

第1 市本部の設置・廃止

市担当部班	本部事務局
関係機関	

熊谷市災害対策本部又は熊谷市災害警戒本部（以下「本部」という。）の設置は、次のように行う。

1 本部の設置・廃止基準

本部の設置・廃止基準は、次のとおりである。

■本部の設置・廃止基準

	災害警戒本部	災害対策本部
設置	(1) 小規模の災害が発生したとき (2) 中規模の災害が発生したとき又は予想されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	(1) はん濫注意情報又ははん濫警戒情報が発表されたとき (2) 複数の箇所で被害が発生したとき (3) 大規模な災害や広範囲にわたる被害が発生したとき又は予想されるとき (4) その他市長が必要と認めたとき
廃止	(1) 災害対策本部を設置したとき (2) 災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたとき	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたとき

2 本部の設置・廃止の決定

本部の設置、廃止の決定は、次のとおりとする。

- (1) 部長等は本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監を通じて市長に本部の設置を要請する。
- (2) 危機管理監は、部長等から要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部の設置を要請する。
- (3) 市長が不在の場合は、①副市長、②危機管理監の順に代行する。

3 設置・廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合、危機管理監は電話その他適当な方法により、各部長、県知事、市防災会議の委員、報道機関、その他関係機関に周知するとともに、市民等に広報する。

通知の際は、必要に応じて関係機関等へ本部連絡員の派遣を要請する。

第2 市本部の開設・運営

市担当部班	本部事務局
関係機関	

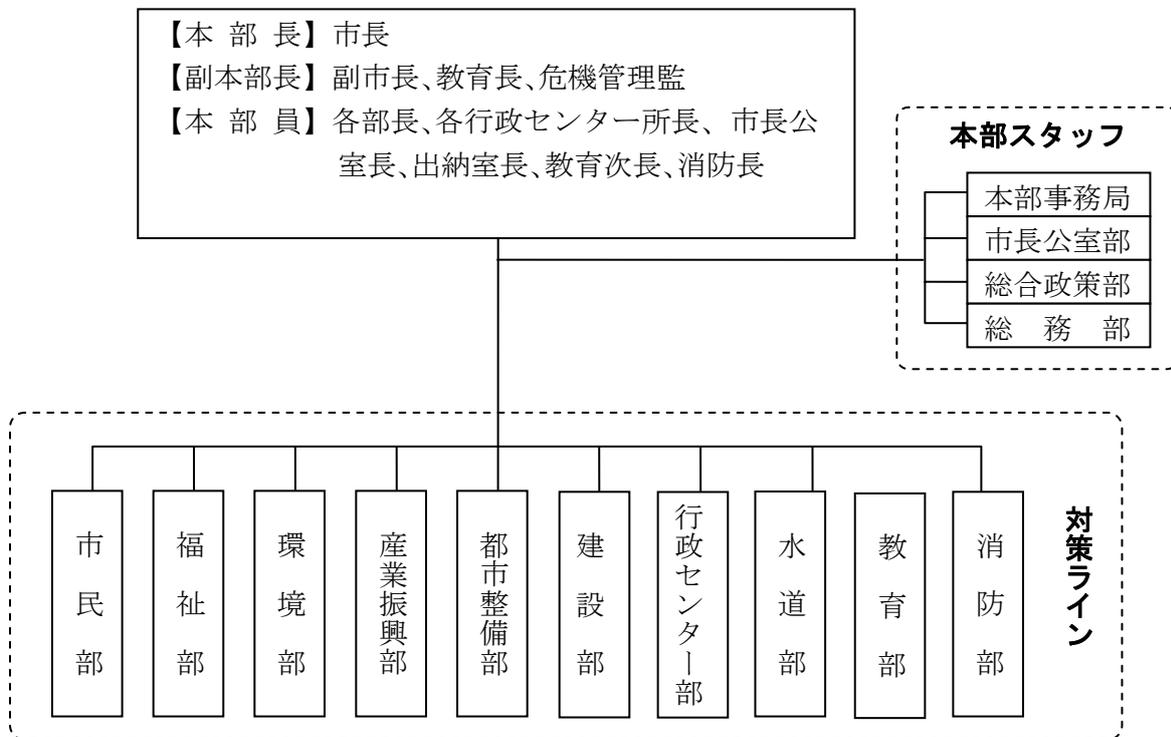
1 本部の開設

本部の設置場所は、原則として市本庁舎 302・303 会議室又は議会棟委員会室内とする。

ただし、建物の被災等により本庁舎内に設置できない場合は、①市立文化センター②熊谷地方庁舎③その他の公共施設等の順に移設先を検討し、本部長の判断により移設する。

2 組織

本部の組織及び事務分掌は、熊谷市災害対策本部条例及び熊谷市災害対策本部に関する規程の定めるところによる。



なお、災害警戒本部は、災害対策本部に準じた組織体制とする。

3 本部会議

災害に関する情報を分析し災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は本部会議を随時招集する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長をつとめる。

なお、本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

4 現地災害対策本部

本部長は、災害現場の近くに対策拠点を設ける必要があると認めるときは、行政センター又は現場付近の公共施設等に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、副本部長が指揮をとる。

5 国・県の現地災害対策本部との連携

国や県の現地災害対策本部が市内に設置された場合は、それらと連携して、効果的な災害対策を行う。

第3 関係機関の活動体制

市担当部班	本部事務局
関係機関	各機関

各防災関係機関は、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える。

また、市本部への助言、本部との密接な連携・情報交換のため、市本部への本部連絡員の派遣に努める。

第2節 動員配備計画

〔方針・目標〕

- 河川のはん濫による避難を迅速に行うため、はん濫注意情報が発表された段階で災害対策本部を設置し、必要な要員を動員する。
- 気象警報、水防警報の発令により事前準備を行う体制をとる。
- 小規模な災害発生には、災害警戒本部を設置し対応にあたる。また、気象警報等の情報入手の段階から配備を行い、情報収集をするなど災害発生に備える。

第1 市職員の動員・配備

市担当部班	本部事務局、総務部庶務職員班
関係機関	

1 配備の決定

気象情報等に関する危機管理監の報告に基づき、市長が必要な配備態勢を判断する。

■ 配備態勢と判断基準

配備態勢		判断基準	配備職員
—	1号 配備	①暴風・大雨・洪水等の気象警報が発表され、災害が発生すると予想したとき ②水防警報が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき	危機管理室、所要の職員
災害警戒 本部体制	2号 配備	①小規模の災害が発生したとき ②その他、市長が必要と認めたとき	関係課所の係長以上、所要の職員
災害対策 本部体制	3号 配備	①はん濫注意情報が発表されたとき ②複数箇所被害が発生したとき ③その他、市長が必要と認めたとき	関係課所の係長以上、応急対策要員
	4号 配備	①はん濫警戒情報が発表されたとき ②大規模な災害や広範囲の被害が発生したとき又は予想されるとき。 ③その他、市長が必要と認めたとき	全職員

2 職員の動員

- (1) 勤務時間内は、総務部長から各部長に配備態勢を伝達するとともに、庁内放送を行う。また、出先や外出中の職員等に対しては、各部長から伝達する。
- (2) 勤務時間外は、総務部長から各部長へ連絡し、各職員に対して各部の連絡網により伝達する。

3 動員区分及び動員人員

配備先は、勤務場所とする。

ただし、勤務場所以外の場所に動員させる場合は、所属長が指示する。

4 職員動員の報告

各課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、所属部長を通じて、総務部長に報告する。

職員課長（庶務職員班長）は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて、市長（本部長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、当日は1時間ごととする。

5 職員の服務

すべての職員は、次の事項を遵守する。

- (1) 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- (2) 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- (3) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- (4) 正規の勤務時間が終了しても所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- (5) 災害現場に出動する場合は、腕章及び名札を着用し、また自動車には標旗及び標章を使用すること。
- (6) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

6 参集時の留意事項

- (1) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの行政センターに参集する。
また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- (2) 災害のため、緊急に参集する際は、作業服又は作業に適する服装を着用し、携帯品は、特に指示があった場合を除き、食料3食分、飲料水、ラジオ、懐中電灯とする。
- (3) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。

第2 関係機関の動員配備

市担当部班	本部事務局
関係機関	各機関

各防災関係機関は、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための配備態勢をとり、必要な職員を速やかに動員する。

第3節 自衛隊災害派遣要請・相互応援協力計画

[方針・目標]

- 被災者の救出活動等において応援が必要な場合は、迅速に自衛隊の派遣要請ができるよう情報を収集し、受け入れ体制を確立する。
- 大規模災害の場合は、市単独では対応が困難なため、消防機関、協定先の自治体の応援を要請し、連携して効果的な対策を実施する。

第1 自衛隊災害派遣要請

市担当部班	本部事務局
関係機関	自衛隊

1 災害派遣要請の依頼

(1) 市長の災害派遣要請依頼

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して電話又は口頭で次の事項を明らかにして災害派遣要請を依頼し、事後速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊の長に通知し、事後、所定の手続を行う。

■災害派遣要請の手続

提出（連絡）先	県危機管理防災部危機管理課 TEL 048(830)3115 FAX 048(830)4790 防災行政無線 6-3115 防災行政無線 FAX 6-4790
連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	◇災害の状況及び派遣を要請する事由 ◇派遣を希望する期間 ◇派遣を希望する区域及び活動内容 ◇その他、参考となるべき事項

■自衛隊通知先

部隊名	駐屯地等 電話番号	連絡責任者	
		時間内	時間外
陸上自衛隊 第32普通科連隊	大宮 048-663-4241～5	第3科長 内線 202・205	部隊当直司令 内線 302・218
陸上自衛隊 第1施設団	朝霞 048-460-1711	第3科長又は警備幹部 内線 3236	駐屯地当直司令 内線 4302・4402
陸上自衛隊 第一施設大隊	茨城県古河 0280-63-4141～5	第3係主任又は第2係主任 内線 372・373・368	第一施設大隊当直司令 内線 370
陸上自衛隊 第一師団司令部	東京都練馬区 03-3933-1161～9	第3部長又は防衛班長 内線 238・239	第一師団司令部当直長 内線 207・228
航空自衛隊 中部航空方面隊司令官	入間 04-2953-6131	運用第2班長 内線 2233・2330	司令部当直幕僚 内線 2204・2209
航空自衛隊 第4術科学校	熊谷 048-532-3554	総務課長 内線 208・207・308	基地当直幹部 当直 225・507

(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- ◇関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ◇知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ◇航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- ◇その他上記に順じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

2 災害派遣部隊の受入体制の確保等

(1) 受入体制

本部事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

■自衛隊の受入体制

項目	内容
作業計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ◇作業箇所及び作業内容 ◇作業箇所別必要人員及び必要器材 ◇作業箇所別優先順位 ◇作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ◇部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	<ul style="list-style-type: none"> ◇総務部が取りまとめ等統括する。 ◇必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結候補地	熊谷スポーツ文化公園 (状況により被害箇所近くの公共用地)
連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> ◇本部事務局に連絡窓口を一本化する。 ◇自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

(2) 自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の支援活動

◇被害状況の把握	◇避難者の誘導、輸送
◇遭難者の捜索、救助	◇水防活動
◇消防活動	◇道路又は水路等交通上の障害物の除去
◇診察、防疫、病虫害防除等の支援	◇人員及び物資の緊急輸送
◇炊飯及び給水支援	◇救援物資の無償貸付又は贈与
◇交通規制の支援	◇危険物の保安及び除去
◇予防派遣	◇その他

(3) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

3 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね以下のとおりとする。

なお、その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定める。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができるものとする。

■負担経費

- ◇救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ◇宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ◇宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ◇救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償

第2 地方公共団体等への応援要請

市担当部班	本部事務局
関係機関	

1 応援要請のための判断基準

応援要請のための判断は、おおむね次のような事態を目安とする。

■判断基準の目安

- ◇大規模な災害であるとき
- ◇市には困難又は特殊な対応を要する災害態様であるとき
- ◇隣接した市町への避難が効果的なとき
- ◇被害の全体像の把握が不明だが、大規模な災害であると推測されるとき

2 応援の要請

(1) 県又は指定地方行政機関等への応援要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、以下のとおり知事又は指定地方行政機関等に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■県への応援要請手続

要 請 先	県危機管理防災部消防防災課
	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんをもとめる場合は県） 消防庁長官（緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡がとれない場合）
連絡方法	下記の表に掲げる事項を明記した文書 （ただし緊急を要し、文書を持ってすることが困難なときは、口頭又は電話、無線等で行い、事後速やかに文書送付）

■県への応援要請手続上必要な事項

要請の内容	事項	根拠法令
県への応援の要請 又は応急措置の実 施の要請	◇災害の状況 ◇応援（応急措置の実施）を要請する理 由 ◇応援を希望する物資、資材、機械、器 具等の品名及び数量 ◇応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ◇応援を必要とする活動内容（必要とす る応急措置内容） ◇その他必要な事項	災対法第68条
指定地方行政機 関、他都道府県 の職員又は他都道府 県の市町村の職員 の派遣又はあっせ んを求める場合	◇派遣要請又は派遣のあっせんを求める 理由 ◇派遣要請又は派遣のあっせんを求める 職員の職種別人員数 ◇派遣を必要とする期間 ◇派遣される職員の給与その他勤務条件 ◇その他参考となるべき事項	派遣：災対法第29条 あっせん：災対法第 30条 地方自治法第252条の 17
消防庁長官への消 防の応援の要請	◇災害発生日時 ◇災害発生場所 ◇災害の種別・状況 ◇人的・物的被害の状況 ◇応援要請日時 ◇必要応援部隊数 ◇その他の情報（必要資機材、装備等） ◇連絡責任者（担当課、職、氏名、電 話・FAX番号）	消防組織法 第44条

(2) 他市町村への応援要請

本部長は、相互応援協定を締結している市町村に各種応援を要請する。

■協定一覧

協定名	協定締結先
災害時における埼玉県内市町村間 の相互応援に関する協定	埼玉県、県内全市町村
大里広域市町村圏組合を構成する 市町村との災害時相互応援協定	深谷市、寄居町
比企広域市町村圏組合を構成する 市町村との災害時相互応援協定	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉 見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
大規模災害時における相互応援に 関する協定	群馬県太田市
大規模災害時における相互応援に 関する協定	群馬県勢多郡富士見村

(3) 協力協定等締結団体等への応援要請

本部長は、協力協定等を締結している市内団体・事業所等に各種協力を要請する。

■協定一覧

協定名	協定締結先
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	くまがや農業協同組合
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	(株)八木橋
災害時における熊谷市内郵便局、熊谷市間の協力に関する覚書	熊谷市内郵便局（代表 熊谷郵便局）
災害時における支援協力に関する協定	(株)マイカル
災害時における救援物資の提供に関する協定	三国コカ・コーラボトリング(株)
災害時における電子計算機の支援に関する協定	(株)日立情報システムズ

第3 応援受入体制の確保

市担当部班	本部事務局、総務部庶務職員班、消防部
関係機関	

1 地方公共団体からの応援受入

総務部は、他の地方公共団体からの応援受入について、県と相互に連絡を密にし、以下の事項に留意し、有効な活動ができるよう体制の確保に努める。

■地方公共団体からの応援活動

- ◇災害救助に関する業務(例:消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等)
- ◇医療応援に関連する業務(例:医療班、航空機、空港の提供等)
- ◇被災生活の支援等に関連する業務(例:物資の応援、応急危険度判定等)
- ◇災害復旧・復興に関連する業務(例:被災者の一時受入、職員の派遣による事務補助)
- ◇その他災害応急対策(国との防災訓練で検証がなされている業務等)

■受入体制の確保

- ◇関係機関との相互協力により、本部事務局が受入窓口となり総合調整するとともに、関係各部が他の地方公共団体の職員を受入れる。
- ◇応援職員に関する宿舎の確保等バックアップ業務は、総務部が行う。

■応援受入の対応

- ◇受入窓口の明確化
- ◇応援の範囲又は区域の明確化
- ◇担当業務の明確化
- ◇応援の内容の明確化
- ◇交通手段及び交通路の確保

2 広域的応援受入のための活動拠点施設

市域における広域的応援受入のための活動拠点施設は、以下のとおりである。

■活動拠点

名称	所在地	面積 (㎡)	主な活動用途	避難場所 指定有無
熊谷スポーツ文化公園 ※園内の一部熊谷防災 基地	上川上外	833,000	防災活動拠点（物資の備蓄 集配機能及び避難場所） 防災基地（物資の備蓄、集 配機能及び活動要員の集結 機能） 自衛隊・緊急消防援助隊集 結地	○
埋蔵文化財センター	船木台 4-4-1	24,641	警察・消防応援隊	
妻沼東運動公園	上須戸 952	23,521	警察応援隊	○
江南行政センター 駐車場	中央 1-1	10,335	警察応援隊	
県立総合教育センター 江南支所	御正新田 1355-1	200,889	消防応援隊	
妻沼運動公園	飯塚 200	101,230	消防応援隊	○
妻沼中央公民館	妻沼東 1-1	16,397	自衛隊派遣部隊	○

(平成 19 年度 県地域防災計画所収分)

第4節 警報及び注意報伝達計画

〔方針・目標〕

- 河川管理者、気象台等が発表する情報を確実に把握・分析し、避難情報を遅れることなく発令する体制を確立する・
- 警戒段階から被害情報等を一元的に管理し、災害対策本部内で情報の共有化を図る。

第1 気象警報・注意報及びその他の防災情報の伝達・周知

市担当部班	本部事務局、建設部建設班、大里行政センター一部産業建設班、妻沼行政センター一部建設班
関係機関	熊谷地方気象台、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所

1 警報・注意報等の種類及び発表基準等

熊谷地方気象台が発表する警報・注意報等の内容は次のとおりである。

(1) 警報・注意報

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合に、その地域（熊谷市は一次細分区域「北部」、二次細分区域「北西部」に該当）を指定して発表する。

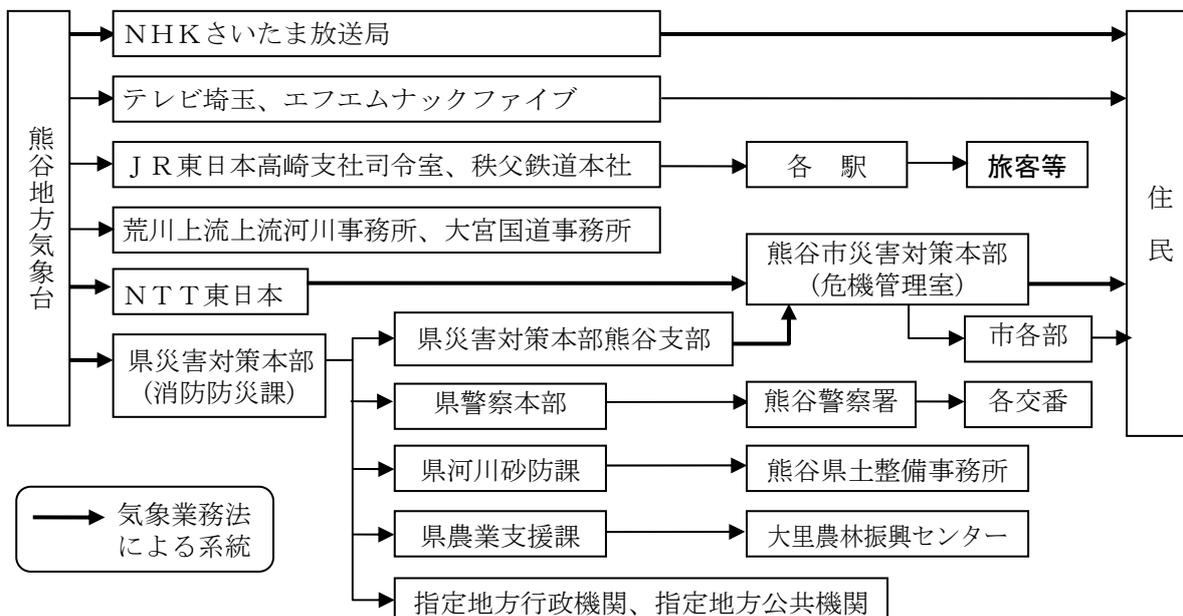
種類・発表基準は別表の通りである。

(2) 気象情報

異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するもので、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含めて発表する。

(3) 記録的短時間大雨情報

記録的な1時間雨量を観測したときに、その状況を簡潔に表現して速報するもので、大雨警報の発表されている間に行う。埼玉県内の発表基準は100mmである。



■気象警報・注意報等の伝達系統

別表 (一次細分区域：北部、二次細分区域：北西部)

種 類		発 表 基 準	
注 意 報	一般の 利用に 適合するもの	風雪注意報	平均風速が11m/s以上で、雪を伴い、被害が予想される場合
		強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合
		大雨注意報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 1時間雨量が30mm以上の場合 3時間雨量が50mm以上の場合 24時間雨量が60mm以上の場合
		大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合
		濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。その基準は次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合
		着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合
		霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合
		低温注意報	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：気象官署所在地で気温が-6℃以下になると予想される場合
		※地面現象注意報	地面現象
	※浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 1時間雨量が30mm以上、かつ総雨量が60mm以上 3時間雨量が50mm以上、かつ総雨量が60mm以上 24時間雨量が80mm以上
	水防活動の 利用に適合 するもの	水防活動用 気象注意報	大雨注意報
水防活動用 洪水注意報		洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
警 報	一般の 利用に 適合するもの	暴風警報	平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
		暴風雪警報	平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 1時間雨量が60mm以上 3時間雨量が100mm以上 24時間雨量が200mm以上
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合
	※地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合
	※浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 1時間雨量が60mm以上 3時間雨量が100mm以上 24時間雨量が200mm以上
	水防活動の 利用に適合 するもの	水防活動用 気象警報	大雨警報
水防活動用 洪水警報		洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

- (注)① 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- ② 地面現象注意報・警報と浸水注意報・警報は、大雨注意報・警報に含めて行う。
- ③ 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- ④ 注意報・警報文の構成
- ・ 標題：発表する注意報・警報の種類、及び発表地域名を示す。
 - ・ 発表年月日時分、発表気象官署名
 - ・ 注意警戒文：いつ・どこで・何がで組み立てた気象現象の予測、及び防災上の注意・警戒事項を、二重括弧で囲み100文字以内で示す。
 - ・ 本文：二次細分区毎に注意報や警報の発表・解除・継続の状況を明記し、特記事項には、警報に切り替える可能性や土砂災害や浸水害への警戒事項を記述する。
また、二次細分区毎に注意・警戒すべき期間、現象のピーク、量的な予想の最大値を記述する。付加事項には、防災上留意すべき事項を記述する。

3 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位情報周知

■ 警報等の基準となる河川水位

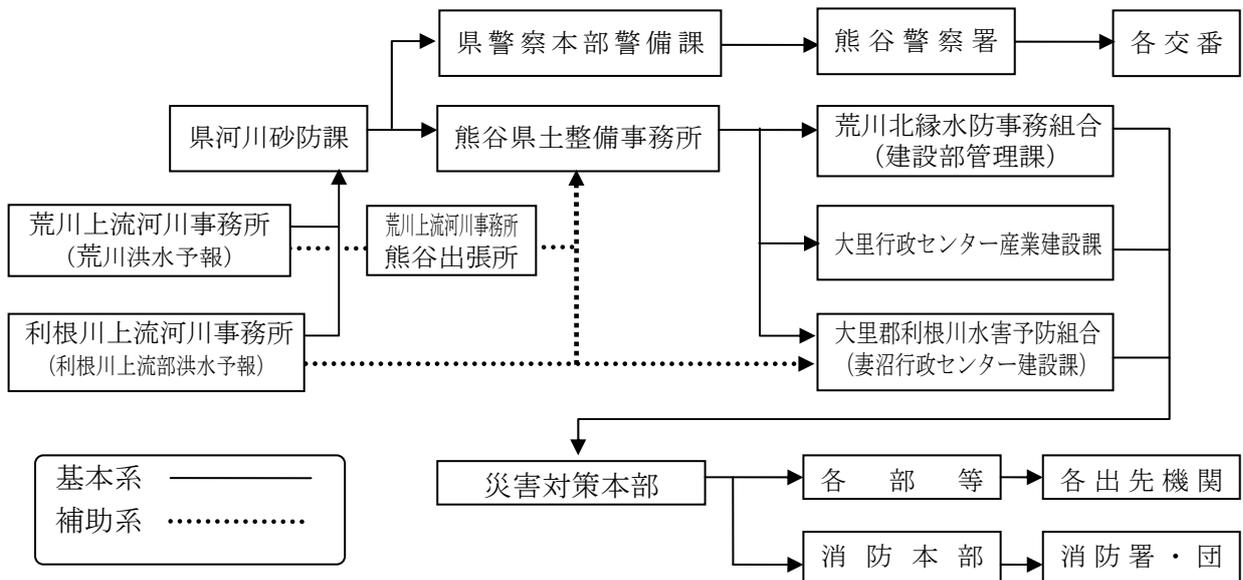
単位：m

河川管理者	河川	水位標	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
国土交通大臣	荒川	熊谷(熊谷市)	3.00	3.50	4.20	4.90
		治水橋(さいたま市)	7.00	7.50	10.70	11.40
		岩淵水門(上)(東京都)	3.00	4.10	7.00	7.70
	利根川	八斗島(伊勢崎市)	0.80	1.90	4.80	5.20
		栗橋(栗橋町)	2.70	5.00	8.40	8.90
埼玉県知事	小山川	栗崎(本庄市)	YP. 60.45	YP. 61.15	YP. 61.65	YP. 61.65
		内ヶ島(深谷市)	YP. 35.60	YP. 36.50	YP. 39.15	YP. 39.15
	福川	井殿橋(熊谷市)	YP. 25.50	YP. 25.50	YP. 27.20	YP. 29.25
群馬県知事	石田川	牛沢(太田市)	1.70	3.00	3.40	
	蛇川	細谷(太田市)	2.10	3.20	3.80	

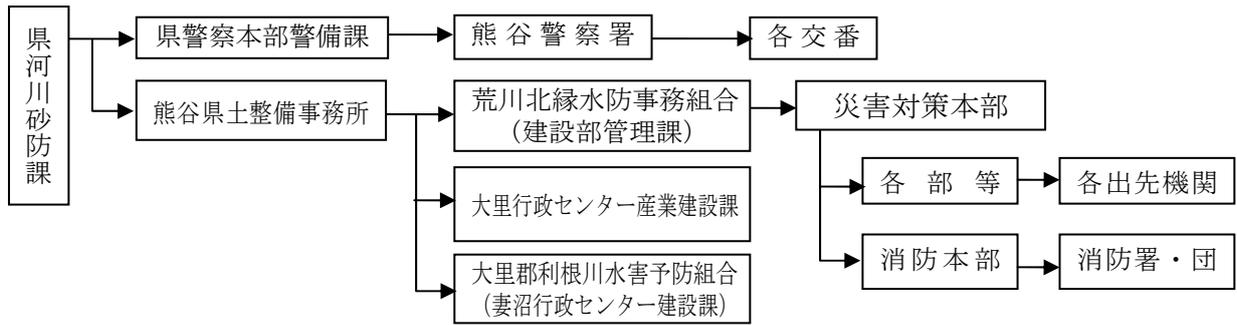
(1) 水防法に基づく水防警報

市は、国土交通省関東地方整備局又は知事から水防警報が水防管理者に通知されたときは、職員・関係者に伝達するとともに、消防団に待機又は出動等の措置を指示する。

なお、市域においては、国管理河川である荒川及び同じく利根川並びに県知事管理河川である利根川水系小山川及び福川並びに群馬県知事管理河川である利根川水系石田川及び蛇川が水防警報河川となっている。



■ 荒川水防警報・利根川水防警報伝達系統（市域関係分）



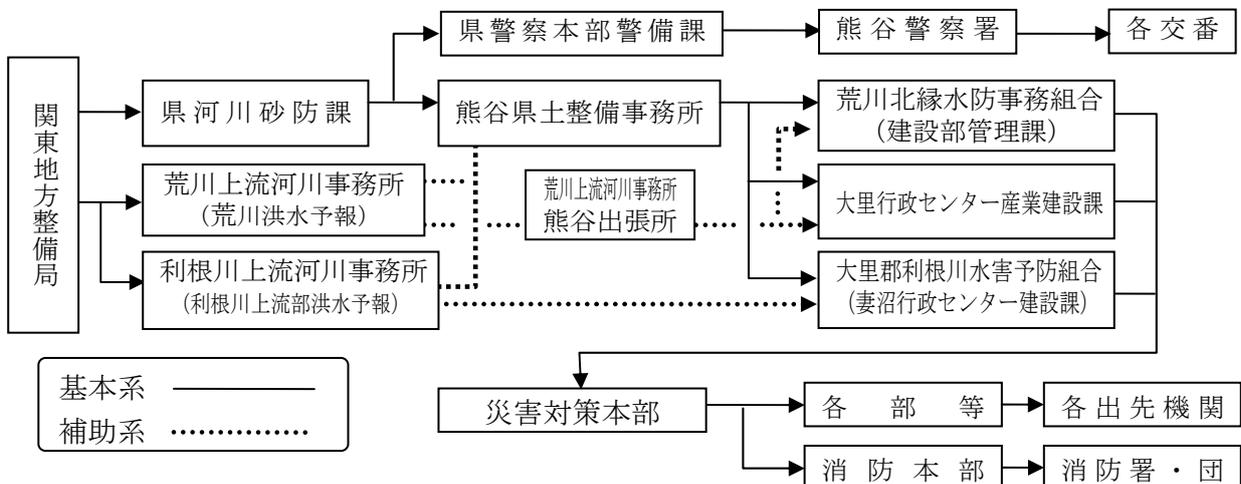
■埼玉県知事が行う水防警報伝達系統（市域関係分）

(2) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報（荒川、利根川）

国土交通省と気象庁が共同で、荒川又は利根川の洪水予報を発表した場合、市は、職員・関係者及び浸水想定区域内の住民等にその旨を伝達する。水防法第 15 条による浸水想定区域内の住民等への伝達方法は、第 12 節・第 1 の 2 「避難の勧告・指示等の伝達」による。

■洪水予報の種類

危険度レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位等の名称 (解説)	市・住民に求める行動等
レベル 5	はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫発生	・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民の避難誘導 (新たにはん濫が及ぶ区域)
レベル 4	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位（旧危険水位） 河川の水が溢れるおそれのある水位	・住民の避難完了
レベル 3	はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位（旧特別警戒水位） 避難判断の参考となる水位	・市は避難勧告等の発令を判断
レベル 2	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位（旧警戒水位） 水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位	・市は避難準備情報（要援護者避難情報）発令を判断 ・住民は洪水に関する情報に注意 ・水防団の出動
レベル 1	（発表なし）	水防団待機水位（旧通報水位） 水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	・水防団待機



■荒川洪水予報・利根川上流部洪水予報の伝達系統（市域関係分）

(3) 水防法に基づく水位情報周知

埼玉県が小山川・福川、又は群馬県が石田川・蛇川の避難判断水位到達情報を発表した場合、市は、職員・関係者及び浸水想定区域内の住民等にその旨を伝達する。

なお、水防法第 15 条による浸水想定区域内の住民等への伝達方法は、第 12 節・第 1 の 2 「避難の勧告・指示等の伝達」による。

第 2 異常な現象発見時の通報

市担当部班	所管各部
関係機関	熊谷地方気象台

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 54 条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

1 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第 54 条）何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第 2 項）

通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報しなければならない。（同条第 3 項）

2 市長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市長は、気象庁（熊谷地方気象台）その他の関係機関に通報しなければならない。

3 前項通報のなかで気象庁（熊谷地方気象台）に行う事項

(1) 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えばたつ巻、強い雹（ひょう）等

(2) 地震・火山に関する事項

① 火山関係

噴火現象（降灰等）及び噴火以外の火山性異常現象

② 地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

第5節 災害情報通信計画

〔方針・目標〕

- 本部スタッフに情報収集・分析を行う情報管理センターを設け、情報の一元管理を行う。
- 市民への情報伝達は、市防災行政無線・広報車の他、在宅要援護者へのファックス・防災情報メール、学校・幼稚園への学校防犯メール等の多彩な手段を活用する。

第1 災害情報の収集・報告

市担当部班	本部事務局、総合政策部情報班
関係機関	各機関

1 情報統括責任者の選任

本部長は、総合政策部長を情報統括責任者に選任し、災害情報を一元的に集約し、活用・記録する体制を確保するよう指示する。

なお、選任の結果は県現地災害対策本部又は支部に充てられる北部地域創造センター又は県税事務所に報告する。

2 情報収集体制の確保

総合政策部長は、情報統括責任者として、被害軽減のための災害応急対策実施のために時宜に適した被害報告の収集報告を図るため、各部の長等に対し、以下の点について、決定し、速やかに復命するよう指示する。

- (1) 各部局における情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設
- (2) 報告用紙の確認、又は配布
- (3) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等に関する打ち合わせ
- (4) 情報収集機器の確認、又は調整・補充
- (5) 情報機器要員の確認、又は調整、配置等

3 風水害時に収集すべき情報

- (1) 警戒段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
予報・警報	◇予報・警報の内容 ◇予想される降雨及び災害の程度	発表後即時	熊谷地方気象台
雨量等の気象情報及び水位等情報	◇降雨量 先行雨量 上流域の降雨状況 時間雨量の変化	随時	◇気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ◇県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ◇各雨量観測実施機関
	◇河川水位・流量等の時間変化 ◇内水（河川に排水できずにはん濫した水）の有無、状況 ◇上流及び近隣地域の被害情報	随時	◇県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ◇市等の巡視警戒員 ◇自主防災組織

危害危険箇所等の情報	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ◇河川のはん濫（溢水、決壊）の予想される時期、箇所 ◇土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常を覚知した後即時	◇市等巡視警戒員 ◇自主防災組織、住民
住民の動向	◇警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所設置した旨の連絡報覚知後	◇避難所施設管理者 ◇避難所施設勤務要員 ◇消防、警察 ◇自主防災組織

(2) 発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
発災情報	◇河川のはん濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）、浸水区域、浸水深及びその拡大減衰傾向 ◇内水（河川に排水できずにはん濫した水）の有無、状況 ◇がけ崩れ等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ◇発災による物的・人的被害に関する情報	発災状況の覚知後即時	◇市等巡視警戒員 ◇警察 ◇各公共施設の管理者等 ◇自主防災組織、住民（被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域ごとに）
	◇ライフライン（電気、ガス、電話、通信施設）の被災状況 ◇応急対策の障害となる各道路、橋梁、鉄道等の被災状況		
住民の動向	◇発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所設置した旨の連絡報覚知後	◇避難所施設管理者、勤務要員 ◇消防、警察 ◇自主防災組織

4 県、国への報告

県、国への報告は、県地域防災計画の定めるところ及び「火災・災害等即報要領」に基づき、本部事務局が行う。

(1) 県への報告

県への通常の報告は、防災情報システム端末操作により行うが、災害時の状況により現地災害対策本部支部経由で行う。

また、有線電話等の通信連絡が可能な場合の部門別各種被害情報は、それぞれ所管する県各部局地域機関経由で行う。

報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。その他以下のとおり行う。

■報告の種類・手順等

報告の種類	報告の手順	報告先
被害速報	◇被害の発生直後に行う。 ◇埼玉県防災情報システムに必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第1号「発生速報」に必要事項を記載し防災無線FAX	県消防防災課 勤務時間外においては危機管理防災部当直 ○ 勤務時間内

経過速報	等で報告する。	電話 048-830-3171 (直通) FAX 048-830-4779 防災行政無線 6-3171 防災行政無線 FAX 6-4779 ○勤務時間外 電話 048-830-3166 (直通) FAX 048-822-9771
	◇特に指示する場合ほか2時間ごとに行う。 ◇埼玉県防災情報システムに逐次必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第2号「経過速報」に必要事項を記載し防災無線FAX等で報告する。	
確定報告	◇災害応急対策終了後7日以内に行う。 ◇「確定報告記入要領」に基づき文書で報告する。	

(2) 国への報告

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

ア 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合

イ 通信の途絶等により知事に報告することができない場合

ウ 119番通報の殺到状況時にその状況を報告

■報告先

		平日 (9:00~17:45) 消防庁震災等応急室	休日・夜間 (左記以外) 宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	FAX	7537	7789
地域衛星通信ネットワーク	電話	84-048-500-7527	84-048-500-7782
	FAX	84-048-500-7537	84-048-500-7789

第2 災害通信計画

市担当部班	本部事務局、総合政策部、総務部庶務職員班
関係機関	各機関

1 情報連絡体制

(1) 通信機能の確保と統制

災害時には、次の通信施設を活用する。

総合政策部及び本部事務局は、関係各部に指示し、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。また、無線機の貸出し等の管理を行う。

■主な通信手段

	主な手段	主な通信区間
通信系	一般電話・ファックス	本部、防災関係機関等～市民
	災害時優先電話	本部～行政センター部～市出先施設～防災関係機関～県～他市町村等
	県防災行政ネットワーク	本部～防災関係機関～県～他市町村等

	防災行政無線(移動系)、 水道無線	本部、行政センター部、水道事務所～現場職員等
	消防無線	消防本部～消防署～現場職員～他の消防機関等
	伝令	本部～行政センター等
放送系	防災行政無線(固定系)	本部、行政センター→住民等
	広報車の巡回	本部、防災関係機関→住民等
	一斉メール配信	本部→住民等

(2) 窓口の統一

総合政策部は、防災関係機関等外部との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

(3) 代替通信施設の利用

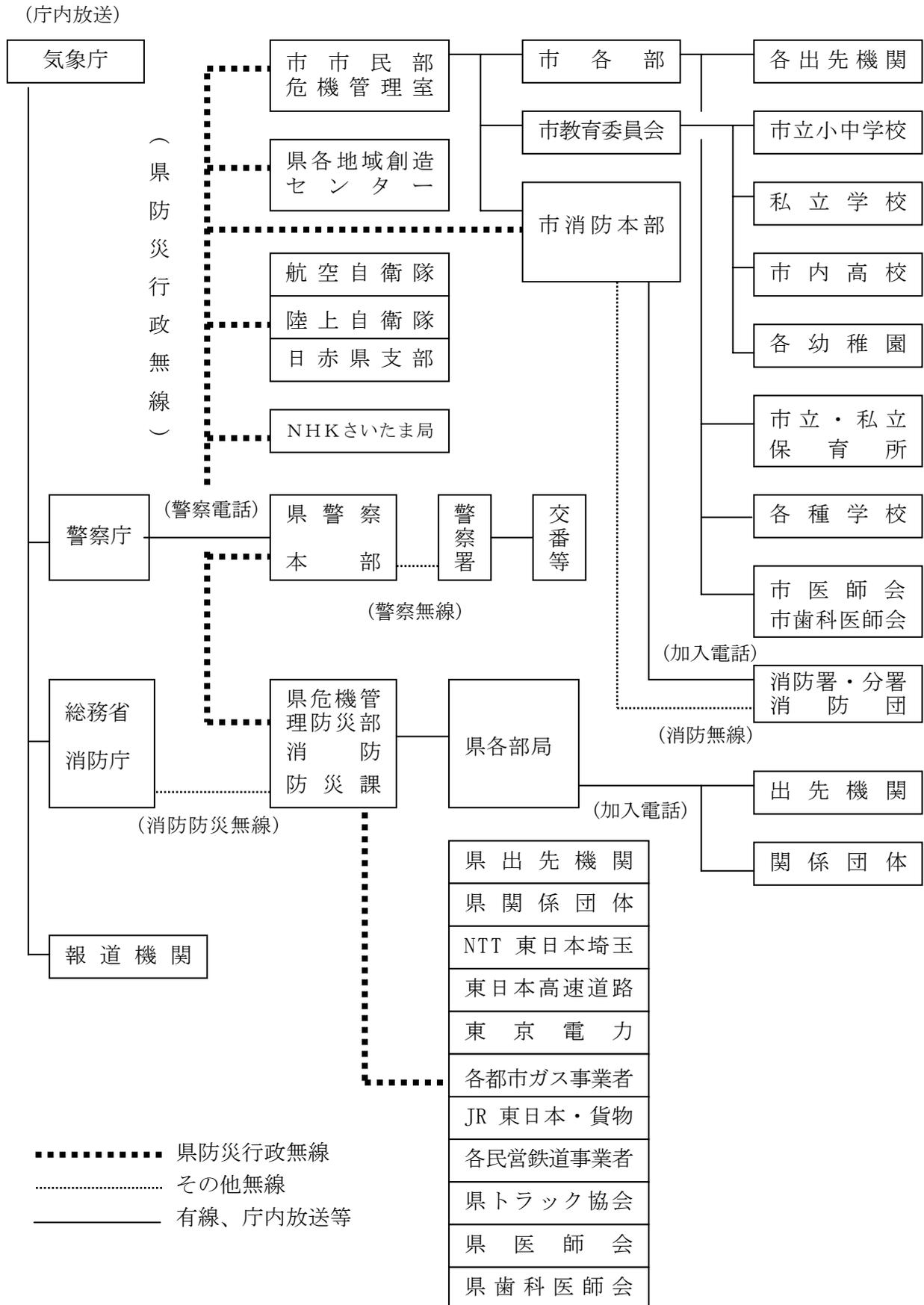
総合政策部は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

■代替通信施設

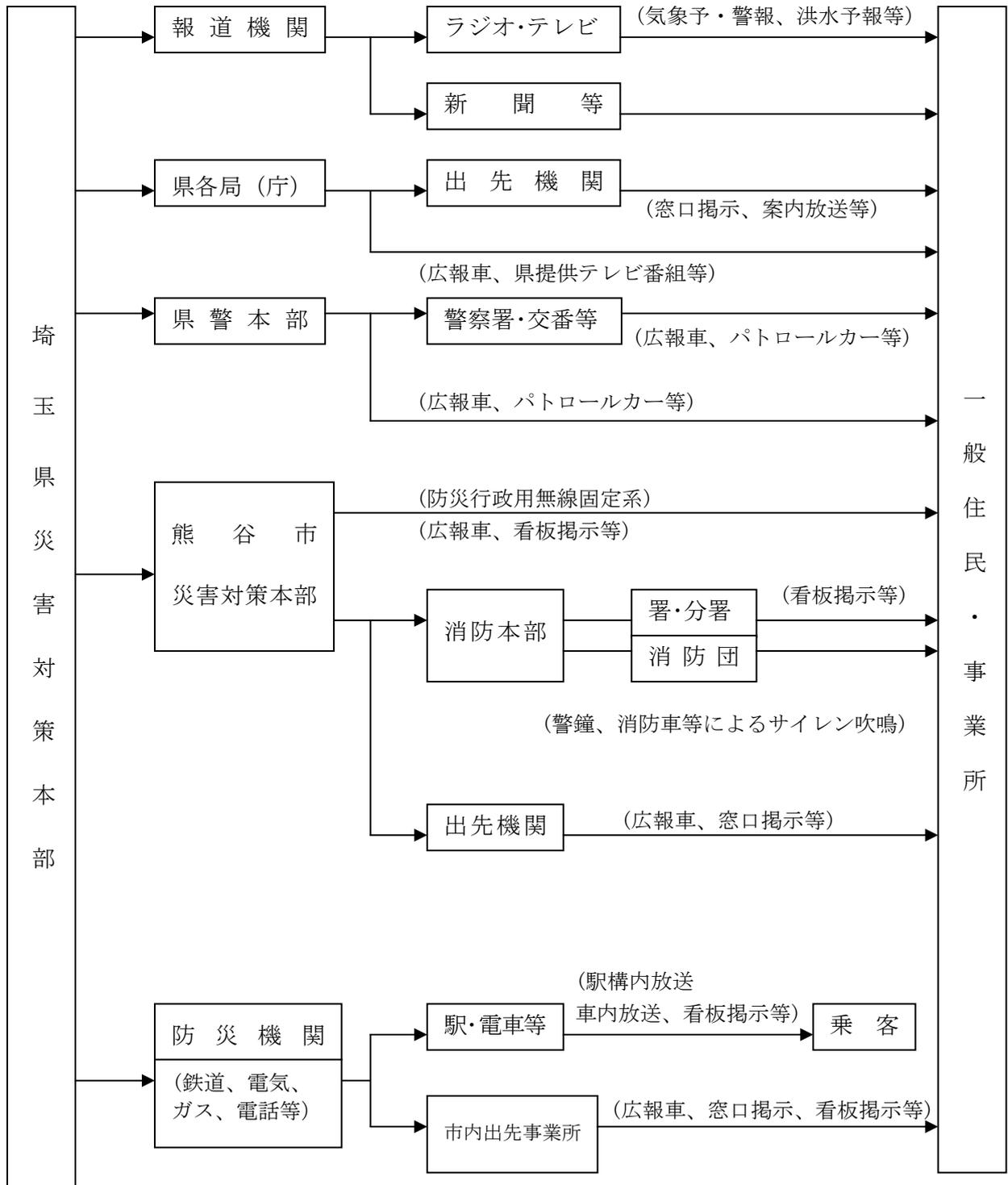
手段	内 容
非常・緊急 通話の利用	災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、オペレーターに申し込む。
専用通信施設 の利用 ※災対法 第57条	電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設を利用することができる。 ◇県(防災行政無線) ◇警察 ◇関東地方整備局 ◇東京管区气象台(熊谷地方气象台) ◇東日本旅客鉄道(株) ◇秩父鉄道(株) ◇東京電力(株) ◇自衛隊
非常通信の 利用 ※電波法 第52条	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、埼玉地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。
アマチュア 無線	アマチュア無線熊谷クラブとの連携により被害情報を収集する。

2 情報の伝達系統及び伝達手段

(1) 国、県、市及び各施設等への情報伝達系統図



(2) 一般住民に対する情報伝達系統図



第6節 災害広報広聴計画

〔方針・目標〕

- 市民への災害情報は、防災行政無線、市ホームページ、CATV、メール、市報など、利用可能な媒体を活用して行う。
- 災害時要援護者には、文字情報（FAX、広報紙）、手話、点字等を用いるなど配慮する。
- 発災後から報道機関を通じて、市民への情報伝達や全国への支援要請などを発信する。

第1 災害広報資料の収集

市担当部班	総合政策部情報班
関係機関	各機関

総合政策部は、災害広報活動を行うために必要な資料として、次に掲げるものを取りまとめ、又は関係機関等の協力を得て収集する。

■広報活動の資料

〔被害報告に類するもの〕

- ◇市各部がとりまとめた被害状況に関する情報
- ◇県、国、関係機関等から収集した被害状況に関する情報
- ◇総合政策部の撮影記録係を派遣して撮影し災害写真、災害ビデオ
（この場合、被害のみを過度に強調することなく、全体の中の被害であることに留意。）
- ◇県の出先機関、市町村、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真、ビデオ
- ◇報道機関等による災害現地の写真

〔災害応急対策活動実施状況に類するもの〕

- ◇市各部がとりまとめた応急対策活動実施状況に関する情報
- ◇県、国、関係機関等から収集した応急対策活動実施状況に関する情報
- ◇鉄道・バス、道路、ライフライン等復旧状況又は復旧見込み
- ◇市、県、国、関係機関等が実施する被災者向け救援対策メニュー
- ◇水防及び救助等災害応急対策活動取材した写真、その他

第2 住民への広報

市担当部班	本部事務局、総合政策部広報広聴班、行政センター部
関係機関	熊谷ケーブルテレビ(株)

1 市の行う広報活動及び広報内容

総合政策部、本部事務局は、住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法で提供する。

なお、広報車や固定系防災行政無線等で放送する場合は、次の点に留意する。

- (1) 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。
- (2) 分かり易い言葉を使う（住民に浸透していない専門用語を使わない。）。
- (3) 避難勧告等の緊急情報は、結論や要点を簡潔にして、はっきりした、緊迫感のある言葉

で、繰り返し伝える。

■主な広報媒体

種別	媒体	所管する機関
同報系	防災行政無線（固定系）	市
	広報車による巡回放送	市（消防本部・消防団含む。）、警察署
	同報メール配信	市、県
	ラジオ、テレビ放送	放送事業者
更新系	ホームページ等への掲示	市、防災関係機関
紙面系	広報誌、チラシの発行	市
	公共（施設等）の掲示板	市、防災関係機関
	新聞記事	報道機関

■主な広報事項

時期	広報事項	媒体
警戒期	<ul style="list-style-type: none"> ◇用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ◇台風・気象情報 ◇河川情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） ◇警報 ◇災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ◇被災状況（浸水箇所、土砂災害箇所等） ◇道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ◇公共交通機関の運行状況 ◇ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ◇避難情報（準備情報、避難勧告・指示とその理由、避難所等） 	同報系 更新系
応急期	<ul style="list-style-type: none"> ◇ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ◇医療機関の状況 ◇感染症対策活動の実施状況 ◇食料、生活必需品の供給予定 ◇災害相談窓口の設置状況 ◇その他住民や事業所のとるべき措置 	同報系 更新系 紙面系

2 避難所での広報

総合政策部は、各避難所において、掲示板への掲示や避難所自治組織を通じて災害広報紙を配布する。また、災害時要援護者に配慮し、口頭伝達や住民会を通じた伝達など、避難者の状況に応じた広報を行う。

■避難所での広報項目例

◇災害の状況	◇施設使用方法等の注意事項
◇生活ルール	◇生活支援対策のお知らせ
◇その他各種対策のお知らせ	◇避難所運営等への協力要請

3 災害時要援護者への広報

市は、広報を実施するにあたって、県並びにNHK、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等放送事業者と連携し、外国人に対しての多言語による広報や、視聴覚障害者に対してのファクシミリや文字放送による広報など災害時要援護者にも配慮した対策を積極的に行う。

第3 報道機関への発表等

市担当部班	総合政策部広報広聴班
関係機関	放送事業者、報道機関

災害が大規模であればあるほど、市に多くの報道関係者が取材に訪れる。

市は、報道機関の果たす市民向け広報活動における意義や、全国に向けた広報活動における意義を十分考慮し、以下のとおり適切な報道機関への発表等を行う。

1 緊急放送要請

総合政策部は、住民等への情報伝達が緊急を要する場合は、県を通じて、NHK、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等放送事業者に放送を行うことを求める。

2 報道機関への広報協力要請

総合政策部は、県を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、住民向け広報協力を要請する。

3 報道機関への広報資料提供

総合政策部は、庁舎内等に記者発表場所を設置し、災害発生状況及び対策の状況を発表する。発表事項は、事前に本部長の承認を得る。

また、各報道機関からの問い合わせについては、総合政策部を市本部の窓口として統一するとともに、各部内に広報資料担当を置き、情報の一元化を図る。

なお、庁舎内は記者発表場所・待機場所以外は、立入禁止とする。

■記者発表者

発表者は次の順位とする。

1 広報広聴課長 2 企画課長 3 総合政策部長

第4 広聴活動

市担当部班	総合政策部広報広聴班、市民部市民班、行政センター部市民環境班
関係機関	

1 被災者に対する個別聴取等の実施

総合政策部は、必要に応じて、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、被災者の要望、苦情等の収集をあわせて行う。

2 災害相談窓口の設置

市民部は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、各庁舎内に相談窓口を設置する。また、住民の相談に対し迅速に対応するため、相談窓口には各部の担当者を置く。相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

なお、住民からの意見、要望等については、可能な限り聴取し応急対策に反映させるよう、とりまとめの上、総合政策部に提出する。

■相談窓口の内容

設 置 場 所	市役所本庁舎 1 F ロビー又は各行政センター
相 談 窓 口 で 扱 う 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 捜索依頼の受付け（市民部、行政センター部） ◇ 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報（総合政策部） ◇ 災証明書発行（総務部、行政センター部） ◇ 埋火葬許可書の発行（市民部、行政センター部） ◇ 仮設住宅の申し込み（建設部） ◇ 住宅の応急修理の申し込み（都市整備部） ◇ 災害見舞金、義援金の受付け、払い出し（福祉部、本部事務局） ◇ 生活資金等の相談等（福祉部）

第7節 水防活動計画

〔方針・目標〕

- 水防活動は、熊谷市荒川南縁水防計画、荒川北縁水防事務組合水防計画、大里郡利根川水害予防組合水防計画に基づき実施する。
- 避難判断水位到達情報の発表に注意し、災害時要援護者等の迅速な避難活動を行えるよう情報伝達に留意する。

第1 排水機場操作及び水防体制の確保

市担当部班	産業振興部、建設部建設班、大里行政センター部、妻沼行政センター部
関係機関	荒川北縁水防事務組合、大里郡利根川水害予防組合

市は、市内各所に設置される各排水機場操作並びに台風等による増水時の水防団出動前の情報収集、巡視等を行うため、必要な水防体制を確保する。

第2 水防活動

市担当部班	建設部建設班、大里行政センター部、妻沼行政センター部、江南行政センター部
関係機関	荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所、各機関

水防上必要な監視、警戒、水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動等水防活動については、熊谷市荒川南縁水防計画、荒川北縁水防事務組合水防計画、大里郡利根川水害予防組合水防計画に基づく水防本部体制により水防活動を行う。

ただし、市本部が設置された場合は、各水防本部と連携して水防活動を行うものとする。

第3 避難のための立退き指示その他

市担当部班	本部事務局、所管各部
関係機関	熊谷警察署

河川管理者と気象庁が共同発表する洪水予報河川（利根川、荒川）のはん濫警戒情報・はん濫注意情報や、河川管理者が発表する水位情報周知河川（埼玉県知事管理河川：小山川及び福川、群馬県知事管理河川：石田川及び蛇川）の避難判断水位到達情報が発表された場合、市は、各浸水想定区域内の住民、災害時要援護者関連施設及び不特定多数の利用者がある地下施設等の管理者に対し、その旨を周知する。

なお、玉淀ダムの放流によって荒川の流量が増加する場合は、「玉淀ダム放流時連絡系統図」により市（消防本部指令課、建設部管理課）に、放流開始の少なくとも1時間前に文書又は電話等で通知される。

その他避難のための立退き指示、避難計画その他必要な措置については第12節「避難計画」に基づいて行う。

第8節 土砂災害その他二次災害防止計画

[方針・目標]

- 斜面の宅地造成地における擁壁や地盤の崩壊による人命への被害を防止するために、宅地の応急危険度判定を行う。
- 土砂災害危険箇所へは、警戒や注意喚起を住民に呼びかける。
- 危険物等施設において、爆発、炎上、危険物の漏出等が発生した場合は、速やかに影響のある区域に避難勧告・指示を発令し、避難対策を実施する。

第1 被災宅地の応急危険度判定

市担当部班	都市整備部住宅班
関係機関	

斜面造成宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために宅地の危険度判定を行う。

都市整備部は、県等を通じて危険度判定士の確保を要請して実施する。住宅の判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 土砂災害対策

市担当部班	本部事務局、大里行政センター一部産業建設班、江南行政センター一部建設班
関係機関	熊谷地方気象台、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署

1 土砂災害対策

(1) 土砂災害の警戒・巡視

市は、降雨等の気象状況の十分な把握を行う。

市民からの通報、降雨等の状況により必要と認めた場合は、がけ崩れの危険箇所付近の住民等に対して注意喚起のための広報を行うとともに、消防機関並びに県土整備事務所等と協力して警戒・巡視活動を行う。

(2) 安全措置

市民からの通報や前項の措置で確認した前兆現象等により、立ち入り禁止等の安全措置を要すると認める場合、市は危険箇所付近の住民等に対してその旨を速やかに周知するとともに、一般にも広報する。

第3 危険物対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	熊谷警察署、危険物施設等管理者

1 施設の点検、応急措置

大雨時に浸水危険、土砂災害危険のある地域の危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の危険物施設の管理者は、浸水、土砂災害に対し適切な防止措置をとるとともに、爆発、漏えいなどの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を講じる。

消防部は、必要に応じて、県等と連携し、立入検査を行う。

2 避難及び立入制限等

危険物施設の管理者は、爆発、漏えいなどによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射線災害対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	熊谷警察署、放射性物質利用施設等管理者

1 施設の点検、応急措置

大雨時に浸水や土砂災害の危険のある放射性物質（放射性同位元素）の利用・保管施設の管理者は、浸水、土砂災害に対する適切な防御措置をとるとともに、放射性物質の漏えいを防止するため、施設の点検応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限等

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、消防部、本部事務局は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第9節 消火活動計画

[方針・目標]

- 住民、自主防災組織、事業所などによる初期消火、出火防止等の初期対応を基本とする。
- 大規模な延焼火災の発生が予想され、熊谷市の消防力では対応できない場合は、県内消防本部、緊急消防援助隊などに速やかに応援を要請し、被害の拡大を最小限に抑制できるよう調整を図る。

第1 消火活動

市担当部班	消防部
関係機関	熊谷市消防団、自主防災組織

1 消火活動上の基本方針

消防部及び消防団は、次の点に留意して消火活動を効果的に行う。

■消火活動の留意事項

- ◇風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- ◇延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- ◇延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- ◇危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- ◇病院、避難所等、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- ◇住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

2 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

3 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- ◇警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- ◇自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- ◇必要に応じて従業員、顧客等の避難
- ◇周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- ◇立入り禁止措置等の実施

第2 他の消防機関に対する応援要請

市担当部班	消防部
関係機関	

1 消防相互応援

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、次の消防相互応援協定に基づき協定締結先の消防機関に応援を要請する。

■消防相互応援協定

協定名	協定締結先	備考
埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県内全消防本部	
熊谷市・深谷市消防相互応援協定	深谷市	
熊谷市・行田市消防相互応援協定	行田市	
熊谷市・鴻巣市消防相互応援協定	鴻巣市	
熊谷市・太田市消防相互応援協定	太田市	
熊谷市・埼玉県央事務組合消防相互応援協定	埼玉県央事務組合	
熊谷市・比企広域市町村圏組合消防相互応援協定	比企広域市町村圏組合	

2 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の応援要請

本部長又は消防長は、県内外の消防相互応援協定による消防力では災害に対応できない規模の災害又は特殊な災害が発生した場合は、県知事に消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。

(2) 緊急消防援助隊調整本部の設置

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、市長又はその委任を受けた者（指揮者）を本部長とし、以下を構成員とする緊急消防援助隊調整本部を設置する。

■緊急消防援助隊調整本部の構成員

- ◇市長又はその委任を受けた者（指揮者）
- ◇消防庁派遣職員
- ◇県派遣職員
- ◇指揮支援部隊長及び埼玉県代表消防機関派遣職員

(3) 緊急消防援助隊調整本部の役割

緊急消防援助隊調整本部においては、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう次の体制の確保を図る。

■受け入れ体制の準備

- ◇情報提供
- ◇通信運用
- ◇集結及びヘリコプター離着陸場予定場所
- ◇補給体制

なお、市域内にある県熊谷防災基地（熊谷スポーツ文化公園内）は、県内に緊急消防援助隊の出動要請が行われた場合の「夜間離着陸場」の一つに指定されている。

→第2章災害予防計画第11節「災害に備えた体制整備」第1「防災活動拠点の整備及び緊急輸送ネットワークの整備」参照

第10節 災害警備計画

[方針・目標]

- 交通規制、緊急交通路の確保、救助活動、地域の防犯等において、警察と連携をとる。
- 被災地域や避難所におけるパトロール体制を確立し、安全に留意して巡回パトロールを行う。

第1 災害警備

市担当部班	所管各部
関係機関	熊谷警察署

1 警備体制の種別

警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の警備体制の種別は、次の各号に掲げる区分のとおりとする。

■警備体制の種別

種別	あらまし
準備体制	災害が発生するおそれはあるが、相当の時間的余裕がある場合にとる体制
警戒体制	洪水、山くずれ、地震、大火災等の災害が発生し、又は発生が予想される場合にとる体制
非常体制	大規模な災害が発生し、又はまさに発生が予想される場合にとる体制

2 災害警備実施

市は、県、国、消防機関、その他の関係機関と緊密に連携して次の活動を行う。

■警備活動の種類

◇情報収集、伝達及び広報	◇警告及び避難誘導
◇人命の救助及び負傷者の保護	◇交通秩序の維持
◇犯罪の予防検挙	◇行方不明者の捜索と検視（見分）
◇漂流物の処理	◇その他の治安維持に必要な措置

第2 防犯対策への協力

市担当部班	市民部市民班
関係機関	熊谷市消防団

市民部は、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、避難所担当職員、避難所自治組織等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報等の周知に努める。

また、消防団は、被災地における犯罪の防止を図るため、警察署に協力して、地域の巡回パトロールを行う。

第11節 交通対策計画

〔方針・目標〕

- 災害警戒段階から警察、道路管理者と連絡を取り、道路被害や通行規制などの情報を収集し、緊急車両が通行可能な道路を把握する。

第1 交通応急対策

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市建設業協会

建設部は、各道路管理者、警察署等の関係機関と連携して、情報収集や応急措置を以下のとおり行う。

1 交通支障箇所の調査及び通報

- (1) 道路管理者として、警戒段階からパトロールを行い、所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、支障の有無、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
- (2) 調査の結果、交通支障箇所を発見したときは、速やかに、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を関連する道路管理者相互に連絡を取り合う。
- (3) 前項の状況を直ちに消防部はじめ各部に周知するとともに、警察署等市域を管轄する関係機関の長に対して相互に連絡をとる。

2 道路交通確保のための応急措置

- (1) 道路法（第46条）に基づく応急対策
道路管理者として、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。
- (2) 道路施設の応急対策方法
道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷等被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土等除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。
また、応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と同時に付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設するとともに、代替道路（迂回路線）を選定し、道路交通の確保を図る。

第2 交通規制措置

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署

1 交通規制等の実施者及び状況・内容

交通規制等の実施者及び状況・内容は、以下のとおりである。

■交通規制の実施者

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	◇災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災対法第76条
	◇道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	◇道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	◇通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。	災対法第76条の3第1項 災対法第76条の3第2項
	◇道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防士員	◇警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、災対法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	◇道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

2 交通規制等の周知

建設部は、交通規制に関する情報をとりまとめ、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）並びに選定されている代替道路（迂回路線）などについて、市の有するあらゆる広報媒体を活用して市民等に広く周知する。

第3 緊急通行車両の確認等

市担当部班	総務部庶務職員班
関係機関	熊谷警察署

1 申請の手続

知事又は公安委員会は、災対法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災対法施行令第33条の2の規定により緊急通行車両

の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

総務部は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

2 緊急通行車両等の事前届出について

公安委員会では、緊急通行車両の迅速な確認手続を実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理している。

事前届出車両については、緊急通行車両の確認申請を受けた場合、確認に係る審査を省略し証明書及び標章が直ちに交付される。

第12節 避難計画

〔方針・目標〕

- はん濫注意報で「避難準備」、はん濫警戒情報で「避難勧告」、はん濫危険情報で「避難指示」を基準として市から避難情報を発令する。
- 災害時要援護者の避難情報は、FAX、防災情報メール、民生委員・登録支援員等の協力により、確実に伝達するように努める。
- 避難所では、災害時要援護者専用スペースの設置、社会福祉施設に福祉避難所を設置するなど、災害時要援護者の負担軽減に配慮する。

第1 避難の勧告・指示・誘導

市担当部班	本部事務局、福祉部、行政センター部、教育部
関係機関	利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、熊谷地方气象台、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市消防団、熊谷市社会福祉協議会、自主防災組織

1 避難の勧告・指示の発令

市及び防災関係機関は、災害から住民の安全を確保するため相互に連携し、避難勧告及び指示・誘導等の必要な措置を講ずるものとする。

浸水想定区域内の住民等に対しては水防法による洪水予報を目安とするが、判断にあたっては、上流域の雨量、水位の状況、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

■避難勧告等の種類と判断の目安

	発令時の状況	住民に求める行動	判断の目安
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> • 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 • 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 • 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> • 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 • 直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 • 切迫した災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 • はん濫危険情報が発表されたとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> • 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> • 通常の避難行動ができる者は、指定の避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 • 災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 • はん濫警戒情報が発表されたとき
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> • 要援護者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> • 要援護者等、避難行動に時間を要する者は、避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） • 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【浸水想定区域】 • はん濫注意情報が発表されたとき

2 避難の勧告・指示等の伝達

避難の勧告・指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。

本部長は、関係各部及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難準備情報、避難勧告・指示等の伝達方法

対象	担当	伝達方法
一般住民	市民活動推進課 広報広聴課 消防本部	自治会・自主防災組織への電話 広報車、防災行政無線 サイレン、広報車
在宅要援護者世帯	福祉課、長寿いきがい課、障害福祉課	FAX、民生委員・登録支援者へ防災情報メールで協力要請
学校・幼稚園	学校教育課	FAXによる一斉送信 学校防犯メール
保育園	保育課	FAXによる一斉送信
福祉施設	長寿いきがい課、障害福祉課	FAXによる一斉送信
事業所	広報広聴課	広報車、防災行政無線

■避難時の伝達事項例

<ul style="list-style-type: none"> ◇避難の理由 ◇避難先 ◇避難時の服装、携行品等 ◇避難準備情報、避難勧告・指示の対象区域 ◇避難経路 ◇避難行動における注意事項 <p>※市長は、災害時要援護者への伝達に際しては避難支援計画等を踏まえそれぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。</p> <p>※市長は、避難勧告・指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民にその意味がわかりやすく伝わるよう、努める。</p>

3 解除

本部長は、災害による危険がなくなると判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

■避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	◇災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災対法第60条
知事	◇災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災対法第60条
警察官	◇市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ◇市長から要求があったとき	災対法第61条

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
	◇人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	◇人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた県職員	◇洪水により著しい危険が切迫しているとき ◇地すべりにより著しい危険が切迫しているとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	◇洪水により著しい危険が切迫しているとき	水防法第29条

4 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	◇災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災対法第63条
知事	◇災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災対法第73条
消防長、消防署長	◇ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	◇火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	◇水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第14条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ◇市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災対法第63条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
	◇消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
	◇消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	◇消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	◇市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災対法第63条

5 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難の誘導は、消防職員、消防団員、警察官が行う。自主防災組織は、これらの機関に協力する。

(2) 避難誘導

避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。特に、危険箇所には人員を配置する。避難は、原則として、避難者による自力避難とする。避難にあたっては、高齢者、幼児、傷病者等の災害時要援護者を優先させる。ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、総務部等が準備した車両で避難させる。

なお、市民に対しては、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう周知広報に努める。

第2 避難所の開設・運営等

市担当部班	教育部、市民部市民班、福祉部、産業振興部、行政センター部福祉班
関係機関	自主防災組織

1 避難所開設

(1) 避難所の開設

本部事務局は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

教育部は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所担当職員）を派遣する。また、福祉部は、災害時要援護者を対象とする福祉避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所担当職員）を派遣する。避難所担当職員は、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。ただし、教育部・福祉部が開設しない場合であっても、住民の安全確保のため、避難所への収容が必要と認められる場合は、施設管理者等が開設することができる。また、勤務時間外は、状況に応じて避難所担当職員が施設に直行して行く。

(2) 避難者の受け入れ

避難所担当職員は施設管理者等と協力して、避難者カードに記入した避難者を避難スペースへ案内して、施設利用の注意、要望聴取等を行う。また、教育部は、避難者の概数を取りまとめて本部事務局に報告する。

本部長は、市域の避難所では収容力が不足する場合は、市域外での避難所の確保を県に対し協力を要請する。

2 避難所の運営

教育部は、家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、以下のよう
な避難所の運営を行う。

(1) 避難所自主運営体制の確保

住民組織を中心とした避難所自治組織を立ち上げ、避難者、避難所担当職員及びボラン
ティアによる運営を行う。避難所担当職員は、住民組織のリーダーが中心となって避難所自
治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相
談や災害対策本部との調整等を行う。

■避難所の運営（役割分担）

避難所担当職員	◇市災害対策本部との連絡 ◇施設管理者との調整 ◇避難者への広報 ◇運営に関する相談対応 ◇避難所運営記録の作成
避難所自治組織	◇運営方針の決定 ◇生活ルールの決定 ◇食料・物資の配布 ◇清掃 ◇避難者への情報伝達 ◇要望のとりまとめ
ボランティア	◇生活支援

(2) 避難所事務室の開設

避難所担当職員は、避難所に避難所事務室を開設し、運営の拠点とする。

(3) 避難者名簿、避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所自治組織の協力を得て、避難者の名簿を作成し、避難者の把握
を行う。

また、避難所の運営状況について、避難所の運営を記録し、毎日、災害対策本部へ報告す
る。病人の発生等、特別な事情のあるときは、必要に応じて報告する。

避難所からの退去者、毎日の出入りを記録する。

(4) 避難所内広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。また、災害時要援護者に考
慮し避難所自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮す
る。

(5) 避難所内防犯対策

避難所では外来者の受付記録をとり、防犯に注意する。必要に応じて警察官の派遣を要請
する。

3 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所のスペースを配置する。

■スペース例

◇生活スペース	◇休憩スペース	◇更衣スペース
◇洗面・洗濯スペース	◇救護所スペース	◇物資保管スペース
◇配膳・配給スペース	◇駐車スペース	

(2) 設備・備品の設置

避難生活に必要な設備・備品を設置する。特に、季節の特性や災害時要援護者、男女の

ニーズの違い及びプライバシーの確保に配慮する。

不足の設備、備品は産業振興部が確保する。

■避難所の設備例

◇暖房器具	◇冷房器具	◇扇風機	◇仮設トイレ	◇公衆電話
◇給湯設備	◇掲示板	◇間仕切り	◇食器、調理器具	◇清掃用具

4 避難者への支援

(1) 食料・物資の供給

教育部は、避難者名簿から必要数を把握し、産業振興部及び各行政センター部に供給を要請する。食料は、アレルギー等に配慮する。避難者への配布は、避難所自治組織が実施する。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自治組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

■衛生対策例

◇ゴミ箱、清掃用具の設置	◇ゴミ置き場等の清掃・消毒	◇食料の管理
◇炊事場等の清掃	◇手洗い、うがいの励行	
◇健康診断、巡回医療の実施	◇トイレ、洗面所の清掃・消毒	

(3) 入浴対策

市民部は、自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設等確保により被災者に対し入浴サービスを提供する。

(4) 相談所の開設

市民部及び行政センター部は、避難所担当職員の協力を得て、避難所に相談所を設置し、被災者対策の各種申し込み、関係機関の支援策等の受付窓口とする。

5 災害時要援護者の避難所対策

避難所担当職員は、災害時要援護者専用スペースや間仕切りの設置など、災害時要援護者の避難所生活に配慮する。

避難生活が長期化し福祉避難所が開設されたときは、福祉部が行う要援護者の状況や支援の必要性などの調査、福祉避難所への移送などに協力する。

第13節 救急救助・医療救護計画

〔方針・目標〕

- 被災者の医療は、市内の10病院、3透析機関、5産科診療所を中心に、地域の医師が協力して行う体制とする。
- 避難所を開設した小学校に救護所を設置し、傷病者のトリアージ、応急手当等の初期対応にあたる。その後、各保健センター、母子健康センターの4救護所で対応する。
- 被災者への健康対策として、保健師を中心に結成したチームをベースに、避難所・在宅の被災者の健康状況の把握と対処を行う。特に、精神のケア、高齢者のインフルエンザ、エコノミークラス症候群の予防に留意する。人工透析患者には、透析可能な病院の紹介、搬送を行う。

第1 救助・救急活動

市担当部班	市民部市民班、行政センター一部市民環境班、消防部
関係機関	自衛隊、熊谷警察署、熊谷市消防団、熊谷市建設業協会、自主防災組織

1 救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

市民部は、災害により要救助者、行方不明者が発生した場合は、消防部その他関係機関等と相互に連携し、氏名、性別、年齢、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動

消防部は消防団と協力して、行方不明者情報、土砂崩れの現場等の状況をもとに、行方不明者の生理め等を検索する。また、救助隊の編成、救助資機材等の活用により生理者を救出する。

災害の状況等により市の救助隊だけでは、救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、県知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械器具、重機等が必要な場合は、県の協力又は熊谷市建設業協会等に出動を要請する。

(3) 住民・自主防災組織・事業所の救助活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、救助隊に対し情報提供するとともに、二次災害の発生に十分注意しながら連携し、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

2 救急活動

消防部は、救助現場から救護所又は救急告示医療機関等まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、警察その他の機関、住民等に搬送を要請する。

市内の搬送先病院で収容できない場合は、市外後方医療機関指定病院へ救急車で搬送する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

第2 医療救護対策

市担当部班	市民部医療班
関係機関	熊谷保健所、熊谷市医師会、熊谷薬剤師会、熊谷市歯科医師会、埼玉県看護協会

1 応急医療救護活動

(1) 救護所の設置

市民部は、傷病者が発生した場合は、避難所を開設した小学校に救護所を設置して学区内の医師による初期対応を行う。その後、各保健センター・母子健康センターを救護所とする。

■救護所設置予定場所（小学校）

初期対応	熊谷地区	熊谷東、熊谷西、熊谷南、石原、桜木
	東部地区	成田、佐谷田、久下、星宮
	西部地区	大麻生、玉井、別府、三尻、籠原、新堀
	中部地区	大幡、中条、奈良
	吉岡地区	吉岡
	大里地区	市田、吉見
	妻沼地区	妻沼、男沼、太田、長井、秦、小島、妻沼南
	江南地区	江南南、江南北
長期化対応	母子健康センター、各保健センター	

(2) 救護班の編成

市民部は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。災害の規模、状況によっては、近隣の病院その他の応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

(3) 救護所における活動

救護所では次の活動を行う。

■救護所での活動

- ◇負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
- ◇後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ◇負傷者の応急処置
- ◇助産
- ◇死亡の確認
- ◇遺体の検案

2 後方医療体制の確保

重症者は、市内の病院に収容する。また、市内の病院で対応が困難な場合は、県に対し災害拠点病院等の後方医療体制の確保協力を要請し、災害拠点病院に搬送する。

交通の状況により災害拠点病院等への搬送が救急車等では困難な場合は、県、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

3 医薬品・医療資器材等の確保

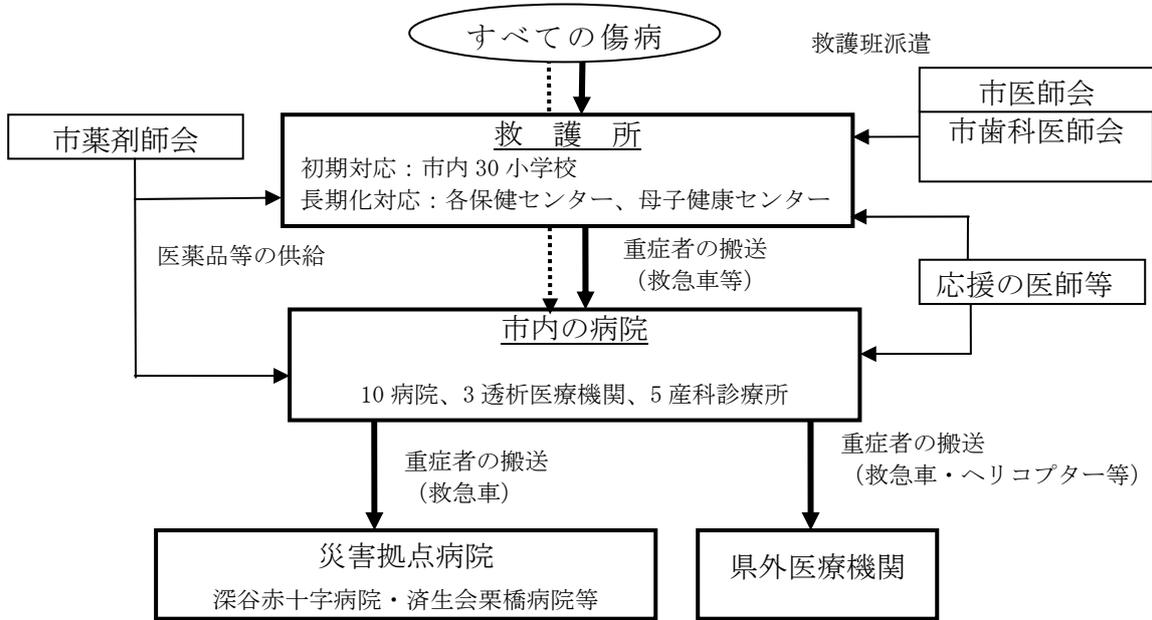
(1) 医薬品・医療資器材等

市民部は、薬剤師会、薬品業者から医薬品、医療資器材を確保する。不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療用資器材を使用する。

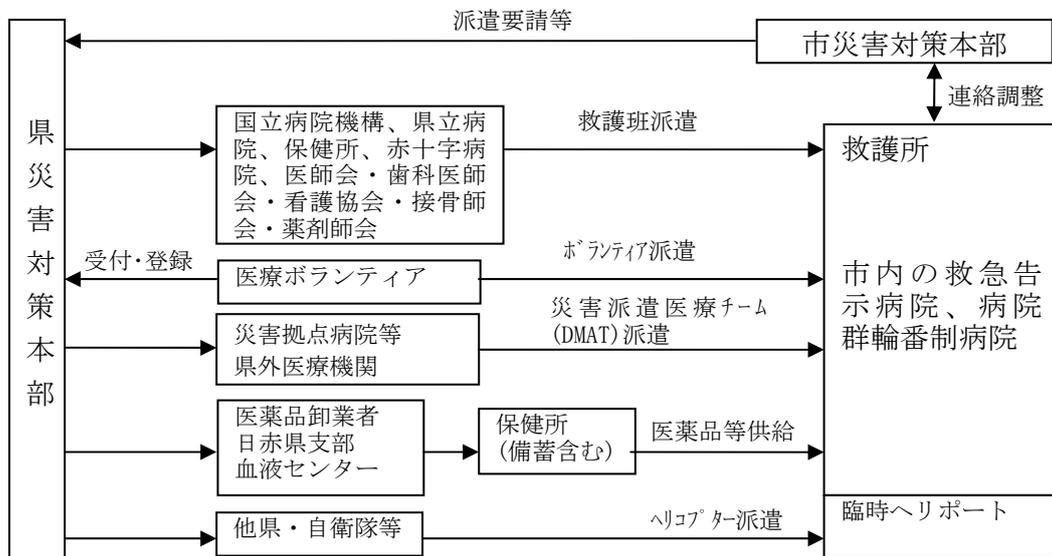
入手が困難なときは、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。

(2) 血液製剤等

市民部は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。



■多数傷病者発生時における災害時救急医療全体システムフロー図



■県と市との連携図

4 被災者等の健康管理

(1) 避難所での医療活動体制

市民部は、避難所生活が長期化するときは、避難所内に救護所を設置し、医師会、歯科医

師会に対し巡回医療班の編成を要請し、健康診断や精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。

(2) 心のケア

市民部は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングや精神的ケア資料の作成等を行い、被災者や災害時要援護者の精神的負担の軽減に努める。

(3) 医療情報の提供

市民部は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

(4) エコノミークラス症候群等の予防

市民部は、エコノミークラス症候群等に関する知識や予防措置を広報するとともに、救護班、巡回医療班の協力を得て、その発症を未然に防止する。

(5) 栄養指導

市民部は、県と協力して、以下のとおり巡回栄養相談等を実施する。

■栄養指導の活動内容

- ◇炊き出し、給食施設の管理指導
- ◇患者給食に対する指導
- ◇避難所生活が長期化した場合における避難所や仮設住宅等における被災者の栄養状況の把握、栄養健康教育及び栄養状態改善指導
- ◇その他栄養補給に関すること。

第14節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画

〔方針・目標〕

- 複数の死者が発生した場合は、市の公共施設に遺体安置所を設置し、警察による検視、医師による検案、遺体の安置を総合的に行う。
- 市だけでは火葬の対応が困難な場合は、遺体の火葬が早急にできるように、斎場など広域的な応援を確保する。

第1 遺体の搜索

市担当部班	消防部
関係機関	自衛隊、熊谷警察署、熊谷市消防団

1 行方不明者情報の収集

消防部は、災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として搜索活動を実施する。

市民部及び各行政センター部は、相談窓口で受付けた搜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し、連携をとる。

2 搜索活動

消防部は、救助活動で編成した救助隊を、行方不明者の搜索及び収容隊としてあて、行方不明者リストに基づき搜索活動を行う。また、警察署、自衛隊等と協力して搜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

第2 遺体の処理及び埋・火葬計画

市担当部班	市民部市民班、行政センター部市民環境班
関係機関	熊谷警察署、熊谷市医師会、熊谷市歯科医師会

1 遺体の処理・安置

(1) 遺体安置所の設置

市民部、行政センター部は、被災地に近い公共施設に遺体安置所を開設し、警察、医師会等と協力して、遺体の検視（見分）、検案、安置を総合的に行う。

遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等は葬儀業者等から確保する。

(2) 遺体の検視（見分）

警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視（見分）を行い、検視（見分）終了後に遺族に引き渡す。遺体の受取人がない場合は、死体見分調書を添えて市に引き渡す。

(3) 身元の確認

市民部、行政センター部は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

また、警察署は、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

(4) 遺体の処理

市に引き渡された遺体は、医師による検案等の処理を行う。市民部は、医師会等に対し、遺体の処理を要請する。

身元が判明している遺体は、遺体処理の後、遺体収容所（安置所）で遺族に引き渡す。

■遺体の処理

◇遺体の洗浄、 縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
◇遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
◇検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

(5) 漂着遺体等の取扱い

市民部は、遺体の身元が判明している場合、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡す。遺体の身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

ただし、救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

2 遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬許可書の発行

市民部、行政センター一部は、災害相談窓口等で埋火葬許可書を発行する。

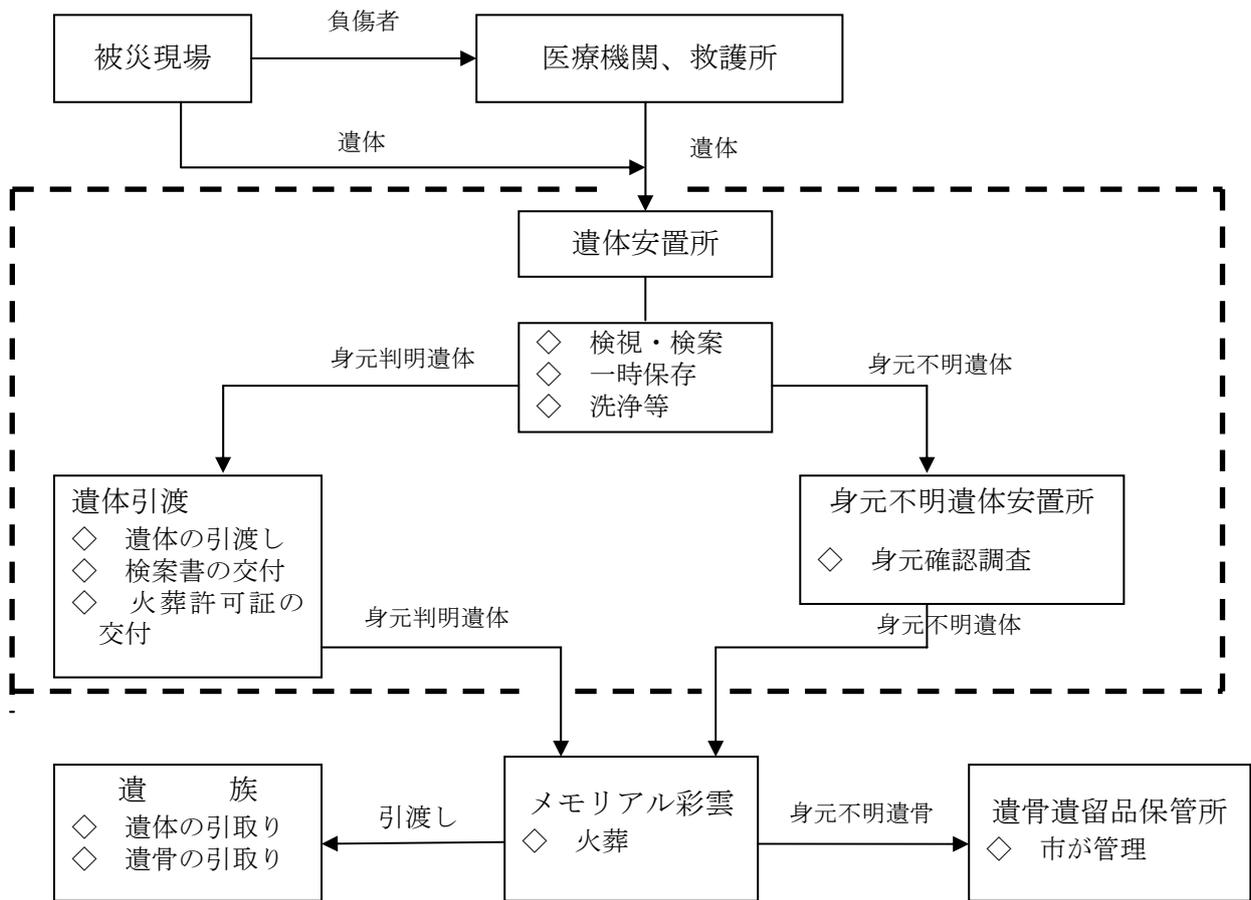
(2) 埋・火葬

市民部は、遺体を市立葬斎施設「メモリアル彩雲」にて火葬する。遺体が多数のため、市内の施設では処理できないときは、県に協力を要請する。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

(3) 遺骨の保管

市民部は、引取り手のない遺骨等を遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。



■遺体の搜索、処理、火・埋葬までの流れ

第15節 災害時要援護者等の安全確保対策

[方針・目標]

- 避難準備情報、避難勧告・指示等を発令した場合は、民生委員、自治会等の協力を得て災害時要援護者の安否を確認し、避難支援等の必要な対策を行う。
- 避難生活時は、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体との連携により、必要な介護、メンタルケアを実施する。また、老人福祉センター等の公共施設に福祉避難所を設置し、要援護者を収容する。
- 外国人も要援護者と位置づけ、関係団体や語学ボランティアの協力による支援を行う。

第1 災害時要援護者の安全確保

市担当部班	福祉部、行政センター部福祉班
関係機関	大里福祉保健総合センター、熊谷児童相談所、埼玉県社会福祉協議会、熊谷市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者、民生委員、自主防災組織

1 施設入所者・在宅要援護者の避難支援

(1) 情報の伝達

福祉部は、避難準備情報が発令された場合、社会福祉施設等に連絡する。

在宅の要援護者に対しては、民生委員や福祉関係団体等と協力して情報を伝達する。

(2) 安否確認の実施

福祉部は、職員による調査班を編成し、各居室に取り残された災害時要援護者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅災害時要援護者の「要援護者リスト」あるいは「要援護者マップ」等を活用し、民生委員や自主防災組織、登録支援員等の協力を得ながら行う。

(3) 避難誘導

災害時要援護者の避難は、原則として地区の自治会、自主防災組織等が支援する。

避難困難な状況にある場合、福祉部は、福祉関係団体等に協力を要請するとともに、公用車等による移送を行う。

2 被災要援護者への支援

(1) 避難所における援護対策

福祉部は、災害時要援護者の状況を把握し、次のような対策を行う。

■避難所における災害時要援護者への支援

ケアサービスリストの作成	◇必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ◇その他介護に必要な状況
必要な設備・物資の確保・設置	◇踏み板等、段差の解消 ◇簡易ベッド ◇パーティション（間仕切り） ◇車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等介護物資
災害時要援護者専用スペースの確保	◇可能な限り少人数部屋 ◇専用トイレ
生活支援	◇適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ◇ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣

広報支援

◇手話通訳の派遣

◇ボランティアによる個別情報伝達

(2) 社会福祉施設等への一時入所

福祉部は、避難所で介護等が困難な災害時要援護者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、社会福祉施設等への一時受け入れを要請する。

(3) 相談窓口の開設

市民部は、各庁舎内に相談窓口を設置する。福祉部は、各窓口には、福祉担当職員、福祉関係者、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(4) 巡回サービスの実施

福祉部は、福祉担当職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などによりチームを編成し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

3 福祉仮設住宅入居者への支援

福祉部は、社会福祉団体等と協力し、福祉仮設住宅に入居している災害時要援護者を支援する。

4 福祉避難所の設置

福祉部は、市の公共施設に福祉避難所を設置して、避難所にて避難生活が困難な要援護者を収容する。

■福祉避難所設置予定箇所

◇妻沼デイサービスセンター

◇市立女子高等学校

◇別府荘

◇箱田高齢者・児童ふれあいセンター

◇障害福祉会館

◇熊谷養護学校

◇上之荘

◇吉岡荘

◇大里保健センター

◇江南荘

4 社会福祉施設入所者等の安全確保

(1) 安否確認の実施

社会福祉施設等の管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、施設職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

(2) 施設における生活の確保

福祉部は、災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、必要とする品目、数量等の情報を収集し、関係する部に供給支援を要請する。また、ライフラインの優先復旧を要請する。

第2 外国人への支援

市担当部班	総合政策部広報広聴班
関係機関	熊谷市国際交流協会

1 安否確認の実施

総合政策部は、職員及び語学ボランティア等による調査班を編成し、外国人登録者名簿等に

基づき外国人の安否確認を実施する。この調査結果は、本部事務局を通じて、県に報告する。

2 避難誘導の実施

総合政策部は、広報車や防災行政無線等を活用して、外国語による要避難広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供

総合政策部は、市ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用して外国語による情報提供を行う。また、国際交流協会、語学ボランティア等の協力を得て、チラシ・市報臨時版等の発行による生活支援情報の提供を随時行う。

4 相談窓口の開設

総合政策部は、市民部及び行政センター部と連携し庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第16節 飲料水、食料、生活必需品等供給計画

〔方針・目標〕

- 一時的に避難した者の食料・物資は、家庭内備蓄でまかなう他、市から備蓄食料や備蓄の毛布等を配布して避難生活を支援する。
- 水害、土砂災害により住家を失った避難者に対しては、炊き出しの実施、調達した食料・物資を供給する。
- 多数の被災者が発生した場合は、全国に支援を要請し救援物資を受け入れる。なお、受け入れる物資は企業・団体からの救援物資のみとし、個人からの物資は受け入れないことを原則とする。

第1 給水計画

市担当部班	水道部
関係機関	県企業局

風水害や土砂災害による水道施設の破損、水質悪化等により、飲料水の供給が停止した場合、次のように給水活動を行う。

1 優先給水

水道部は、断水地区の医療機関等の重要施設に対し優先給水を行う。給水は、市所有の車両、資機材を用いて行う。

2 需要の把握

水道部は、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

■把握する内容

◇断水地区の範囲	◇断水地区の人口、世帯数
◇避難所及び避難者数	◇給水所の設置場所

3 給水活動の準備

水道部は、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備

給水所の設定	避難所又は被災地の公園等
活動計画作成	◇給水ルート ◇給水量 ◇給水方法 ◇人員配置 ◇資機材の準備 ◇広報の内容・方法等 ◇水質検査
応援要請	自衛隊、他水道事業者
給水資機材の確保	水槽積載車（不足するときは自衛隊、日本水道協会埼玉県支部に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保）

4 水源の確保

水道部は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、被害状況を把握するとともに、水源の確保を図る。また、緊急の場合は、小・中学校の受水槽等を給水源と

して利用する。この場合、衛生確保に留意する。

5 給水活動

水道部は、浄水場等から給水所に水槽積載車で運搬する。給水所では、市が所有している飲料水袋や住民自らが持参したポリタンク、バケツ等に給水する。

なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

■給水量の目安

項目	経過日数			
	第1次応急給水	第2次応急給水	第3次応急給水	
	災害発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～28日
目標応急給水水量	30	200	1000	2500
用途	生命維持に必要な最低限の水	調理、洗面など最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水
給水方法	備蓄水と給水車などの運搬給水	運搬給水と応急給水施設、地下式給水栓での拠点給水	1部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続	復旧した水道管での給水

6 給水施設の応急復旧

水道部は、給水施設の応急復旧をおおむね以下のとおり行う。

(1) 被害箇所の調査と応急復旧

上水道の被害状況の調査及び応急復旧工事については、6日以内に完了するよう努める。

(2) 資材の調達要請

復旧資材が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対し調達あつせんを要請する。

(3) 技術者のあつせん要請

応急、復旧工事の技術者等が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対しあつせんを要請する。

第2 食料供給計画

市担当部班	産業振興部
関係機関	くまがや農業協同組合、熊谷商工会議所

1 対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- ◇避難指示等に基づき避難所に収容された人
- ◇住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ◇旅行者、市内通過者などで他に食料を得る手段のない人
- ◇施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ◇災害応急活動従事者（※救助法の実費弁償の対象外）
- ◇流通が麻痺し、食料の調達が可能となった人（※救助法の実費弁償の対象外）

2 供給数の把握

産業振興部は、避難者や災害従事者等に食料を供給するため、次のように供給数を把握する。

■供給数把握の方法

対象者	方 法
避難者	避難所自治組織を通じて、教育部が把握する。
職員、応援者、作業従事者	各部からの報告を総合政策部が集計・把握する。

3 食料の確保・調達

供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とし、副食等は炊き出しで補う。できる限り災害時要援護者に適した供給ができるように配慮する。

産業振興部は、必要量をもとに食料供給業者から調達する。市内では確保が困難なときは、県等に対して食料の供給を要請する。

また、応急用米穀の確保ができないときは、知事に要請し、知事の指示に基づいて関東農政局地域課長又は政府食糧を保管する倉庫の責任者から受領する。

なお、災害発生当初に食料供給業者から確保できない場合は、備蓄食料を供給する。

4 食料の搬送・配布

産業振興部は、食料の搬送を避難所等の配布先まで食料供給業者に要請する。できない場合は、輸送業者等の協力を得て搬送する。避難所等での配布は、避難所自治組織に依頼する。

5 炊き出しの実施

炊き出しは、自衛隊への要請、避難所内で実施する。産業振興部は、避難所内での炊き出しは、避難所自治組織、日赤奉仕団、ボランティアに要請する。

また、炊き出しの食材等は、農協、米穀取扱業者、食料品販売業者から調達する。

6 救援物資の受け入れ・管理

(1) 救援物資の取り扱い

原則として、個人からの救援物資は受け入れない。公共団体、企業からの救援物資は、登録制とし必要なときに供給を要請する。

(2) 受け入れ・管理・配分

産業振興部は、必要に応じて物流業者等の協力を得て、物資集配所を設置し、受け入れ・管理・配分業務を物流業者等に委託する。

公共施設で救援物資の受け入れ・管理を行う場合は、社会福祉協議会を通じてボランティア等に協力を要請する。

第3 衣料、生活必需品等供給計画

市担当部班	産業振興部、行政センター部産業班
関係機関	熊谷商工会議所

1 対象者

衣料、生活必需品等供給の対象者は、次のとおりとする。

■物資供給の対象者

- | |
|-------------------------------|
| ◇避難指示等に基づき避難所に収容された人 |
| ◇災害により住家に被害を受けた人 |
| ◇被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人 |

2 供給数の把握

産業振興部は、教育部、自主防災組織等から供給数を把握する。

3 衣料、生活必需品等の確保・調達

供給する物資は、原則として救助法の規定する物品とし、その他は必要に応じて供給する。
産業振興部は、物資供給業者に物資の確保を要請する。

また、福祉部を通じて日本赤十字社埼玉県支部に対し救援セットの供給支援を要請する。

■供給する物資例

- | | | | | |
|------|-------|--------|-------|-----|
| ◇寝具 | ◇外衣 | ◇身の回り品 | ◇炊事道具 | ◇食器 |
| ◇日用品 | ◇光熱材料 | | | |

4 衣料、生活必需品等の搬送・配布

第2の4「食料の搬送・配布」に準じて行う。

5 救援物資の受け入れ・管理

第2の6「救援物資の受け入れ・管理」に準じて行う。

第 17 節 応急住宅対策

〔 方針・目標 〕

- 速やかにり災証明を発行するために、家屋の被災調査は、浸水等の危険性が解消された段階から着手し、20 日以内を目途に調査を行う。
- 応急仮設住宅は、発災後 1 週間以内に必要戸数及び建設予定地を選定し、20 日以内を目標として入居が可能となるように県と連携をとり対策を進める。

第 1 住家の被災調査・り災証明書の発行

市担当部班	総務部調査班、行政センター一部総務税務班
関係機関	

1 住家の被災調査

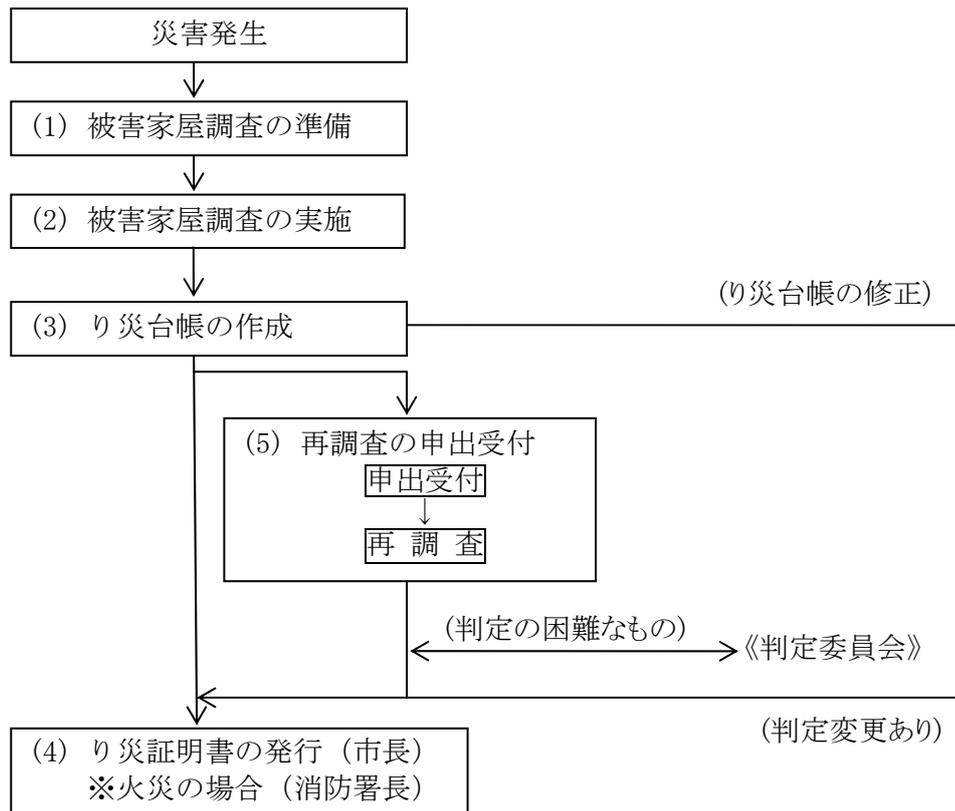
総務部は、被害住家の調査を行い、被害程度の認定を行う。認定の基準は、以下の表のとおりとする。調査要員が不足する場合は、県、近隣市町等に応援を要請する。

■住家被害程度の認定基準

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のもとする。
住家の半壊 (半焼)	住家その居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のも又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のもとする。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	全壊及び半壊に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの
(1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	

2 り災証明書の発行

総務部は、被災者からの「り災証明書」発行申請に対し、調査結果から作成した「り災台帳」により発行する。



■住宅の被災調査・り災証明書発行の流れ

第2 応急仮設住宅の建設等

市担当部班	建設部建築班
関係機関	県

1 応急仮設住宅

救助法が適用された場合は県が応急仮設住宅を建設する。権限を委任された場合は市が行う。

(1) 需要の把握

建設部は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。また、災害相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

応急仮設住宅の対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■応急仮設住宅の対象者

次のいずれかの条件に該当する被災者 ◇住宅が全焼、全壊又は流失した被災者 ◇居住する住家がない被災者 ◇自らの資力をもってして、住宅を確保できない被災者 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の被保護者及び要保護者 ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等 ・上記に準ずる被災者

(2) 建設用地の確保

建設部は、応急仮設住宅適地の基準に従い、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、あらかじめリストアップした候補地のうちから、原則として公有地を優先して選定する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、所有者等と十分に協議して選択する。

(3) 仮設住宅の建設

建設部は、県の定める応急仮設住宅設置要領等に基づいて応急仮設住宅を設計し、原則として市の工事指名登録業者の中から指名し、請負工事にて建設する。

なお、気象条件や災害時要援護者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。

(4) 仮設住宅の供給

入居者の選定は、福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して行う。建設部は、被災者の状況に関する調査票を提出するとともに、地域的な結びつきや災害時要援護者・ペットとの共生等との観点からそれまでのコミュニティが可能な限り維持されるよう要望する。

(5) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置する。また、災害時要援護者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

2 既存住宅の活用

建設部は、住宅を失った被災者に対して、市営住宅の空き部屋を確保・提供する。また、必要に応じて、県に対し、県営住宅、他の自治体公営住宅、都市再生機構・公社等住宅の空き部屋提供並びに民間賃貸住宅の一時借り上げによる提供を要請する。

第3 被災住宅の応急修理計画

市担当部班	都市整備部住宅班
関係機関	県土整備事務所

救助法が適用された場合、市が被災住宅の応急修理を実施する。

1 需要の把握

都市整備部は、相談窓口にて、住宅の応急修理の申し込みを受付ける。住宅の応急修理の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

■応急修理の対象者

- ◇住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者
- ◇自らの資力では応急修理ができない者

2 応急修理の実施

都市整備部は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とし、工事指名登録業者に委託して応急修理を行う。

なお、資材の調達や施工業者の決定は、関係機関と綿密に連携し、迅速に行う。

3 被災者が行う応急修繕工事等への支援

(1) 建築確認等の制限の緩和

都市整備部は、必要に応じて、建築基準法に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うものについての法定基準や建築確認等の制限を緩和することにより、応急仮設住宅建設・応急修理等の支援を行う。

(2) 建築確認申請手数料の減免等

都市整備部は、災害により住宅等を滅失又は破損したとき、これを建築又は大規模の修繕をする場合、建築確認申請手数料を免除又は減免する。

(3) 災害復旧用材の供給等

都市整備部は、被災者の救助、災害の復旧及び木材受給の安定のため、県・国等に対し調達・供給支援を要請する。

また、災害時の混乱に乗じた悪質業者による詐欺商法について、広報活動を行い、注意を喚起するとともに、市内関係団体等に協力を要請する。

第 18 節 文教対策・応急保育計画

[方針・目標]

- 学校、幼稚園、保育所では、気象情報等に基づいて事前に帰宅措置や施設内で保護するなど安全を確保する。
- 災害発生後、2 週間程度で授業が再開できるように、避難スペースと教育スペースの調整を行う。
- 被害の後片づけ等の復旧活動のため、一時的な保育を実施するなど弾力的な運用を検討する。

第 1 文教対策計画

市担当部班	教育部
関係機関	北部教育事務所

1 学校・幼稚園における事前措置・応急措置

(1) 園児・児童・生徒の避難

教育部は、気象警報等の気象情報を各学校、幼稚園等（以下「学校等」という。）に連絡する。

就業時間内に大雨警報等発令、洪水予報・水位情報周知等、災害の危険がある場合は、授業をうち切り帰宅の措置をとる。風雨が激しい場合は、学校等にて保護し保護者等に引き渡す。

(2) 安否の確認

災害が発生した場合は、学校等で、園児・児童・生徒の安否を確認し、教育部は状況を把握する。

(3) 避難所開設への協力

学校等では、避難所開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者受け入れ準備を行う。また、避難所運営にあたっては、避難所自治組織とともに教育スペースと避難スペースとの調整をとる。

2 応急教育

(1) 教育場所の確保

教育部は、学校等の被害状況を把握するとともに、学校長と連携をとって応急教育の場所を確保する。

(2) 応急教育の準備

教育部及び学校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(3) 応急教育の要領

教育部は、応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

■ 応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	◇児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ◇関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「心のケア」対策を行う。

(4) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、教科書（必要な教材を含む。）、文房具、通学用品を給与する。教育部は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。とりまとめにあたっては、り災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品の調達は、市が業者から一括購入し、学校ごとに分配する。市において、調達が困難な場合は、県教育委員会に調達・供給支援を要請する。

(5) 授業料の減免、奨学金の貸与の措置等

救助法が適用された場合、県立学校の生徒・学生の被災の程度に応じて、授業料の減免、奨学金の貸与の措置が講じられる。小・中学校等に関しても給食費の免除等県に準ずる措置の実施を検討する。

3 施設の被害調査

教育部は、所管する学校施設、社会体育及び社会教育施設の点検、被害調査及び応急措置を実施する。

4 文化財の応急措置

教育部は県と連携して、次の応急措置を行う。

(1) 建造物

建造物が被災した場合は、文化財愛護ボランティア等の協力を得て被害状況をとりまとめ、以下の応急措置を施し、本修理を待つ。

ア 被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。

イ 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、覆屋などを設ける。

ウ 被害の大小に関わらず、防護柵等を設け、安全と現状保存を図れるようにする。

(2) 美術工芸品

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

(3) 石造建物

宝篋印塔・五輪塔などの石造建物には、崩壊するおそれのあるものがあるが、被害の程度によっては、復旧可能であり、地元と連絡を取り合って保存の処置を進める。

第2 応急保育計画

市担当部班	福祉部
関係機関	熊谷児童相談所

福祉部は、保育所等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、

臨時的な保育所を設け、保育を実施する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育する。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続を省き、一時的保育を行うよう努める。

第19節 障害物除去計画

[方針・目標]

- 河川、道路上の障害物除去は、各管理者が実施する。
- 市の道路上の障害物は、浸水等の危険が解消した後に着手し、緊急交通路は24時間以内を目標として、通行が可能となるように除去を行う。

第1 住宅関係障害物の除去

市担当部班	都市整備部住宅班
関係機関	熊谷市建設業協会

1 対象者

都市整備部は、日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に堆積した土砂、立木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。

住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

■障害物除去の対象者

- | |
|---------------------------|
| ◇当面の日常生活が営み得ない状態にある者 |
| ◇住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者 |
| ◇自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |

2 除去

都市整備部は、市所有の資機材又は建設業協会等に応援を要請して障害物を除去する。

なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。除去した障害物は、一時集積場所等を集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

第2 道路等の障害物の除去

市担当部班	建設部建設班、行政センター一部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所

1 道路上の障害物

市は、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定し、道路上の障害物を除去する。

なお、県道、国道上における障害物の除去については、原則として、各道路管理者が行うが、相互に連携調整し行う。

2 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去は、各河川管理者が行う。

建設部は、関係各部等から河川における障害物発見の通報を受けた場合は、各河川管理者にその旨連絡し、必要に応じて除去を要請する。

除去する障害物の優先順位については、河川管理者が河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮したうえで決定する。

第3 集積場所、人員、機械器具等の確保

市担当部班	環境部環境対策班、行政センター部市民環境班
関係機関	北部環境管理事務所、環境整備センター、熊谷市建設業協会

1 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、災害廃棄物の集積場所とする。

2 必要な人員、機械器具等の確保

環境部は、障害物の除去を行うにあたっては、市の要員、市有の機械器具等に加えて、建設業協会等に応援協力を要請し、迅速かつ効果的な除去実施体制を確保する。

第20節 輸送計画

〔方針・目標〕

- 物資の緊急輸送等のために、市内の輸送業者等に要請し輸送手段の確保を図る。
- 水害で取り残された被災者の救助や重症者の搬送等のため、ヘリコプターを県に要請する。

第1 車両・燃料等の調達、配車計画

市担当部班	総務部庶務職員班、所管各部
関係機関	(社)埼玉県トラック協会、熊谷トラック事業協同組合

総務部は、所管する公用車その他の車両を管理し、各部からの配車要請に備え待機させる。
また、公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合に備えて、先行的に市内輸送業者等からトラック、バス等を調達する。

燃料については、市内で調達可能な燃料販売業者を確認し、地域単位に調達可能業者リストを作成し、各部に連絡通知する。

集中調達した車両の配車は、災害の状況に応じて、被害軽減及び人命救助最優先の原則に基づき、各部に配車する。

第2 緊急輸送計画

市担当部班	総務部庶務職員班、建設部建設班
関係機関	鉄道事業者

1 緊急輸送の範囲

市が実施する緊急輸送の対象は、次に示すとおりとする。

■ 応急救助のための輸送の範囲

- ◇ 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- ◇ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ◇ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資
- ◇ 医療機関へ搬送する負傷者等
- ◇ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- ◇ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ◇ 疾病者及び被災者の被災地外への搬送
- ◇ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- ◇ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ◇ 生活必需品

2 広域搬送の一元化

緊急輸送にあたっては、県防災基地、市防災活動拠点とそれらを結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する。そのため、総務部は、県及び近隣市町と相互に連携して輸送業務の調整を行う。

3 緊急輸送情報の把握及び提供

建設部は、県をはじめ関係機関から緊急交通路の応急復旧状況、交通規制状況、交通渋滞状況等の情報を収集、とりまとめの上、各部及び緊急輸送実施者に対して、定期的かつ必要な場合は随時、情報提供する。

4 車両以外の手段による緊急輸送

(1) 鉄道による輸送

総務部は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社及び秩父鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

(2) ヘリコプターによる輸送

本部事務局は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。その場合、自衛隊等と連携して臨時ヘリポートを開設する。

第 21 節 要員確保計画

[方針・目標]

- 発災後 2 日目には、社会福祉協議会と協力して災害ボランティアセンターをコミュニティセンターに設置して、受付・登録・活動割り振り等ができる体制を確保する。また、センターから離れた被災地には、現場出張所を設置する。
- 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会が運営主体となるが、市では拠点施設、資機材等の提供など必要な支援や、市の対策とボランティア活動との調整を行う。

第 1 労務供給計画

市担当部班	所管各部
関係機関	熊谷公共職業安定所

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて、必要最小限度の労働者の雇い上げによって確保する。また、市だけでは必要な要員を確保できない場合は、県に対し要員確保を要請する。

なお、応急救助のための人夫費として要する費用については、「救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 13 年埼玉県告示第 393 号）の範囲内において市が県に請求できる。

■雇い上げを行う応急救助の目安

◇被災者の避難	◇医療及び助産における移送
◇被災者の救出	◇飲料水の供給
◇救助用物資の整理分配及び輸送	◇遺体の捜索
◇遺体の処理	◇緊急輸送路の確保

第 2 一般ボランティア受入体制の確保

市担当部班	市民部市民班
関係機関	市社会福祉協議会、日赤奉仕団

1 ボランティア団体等への要請

市民部は、災害対策実施にあたり、ボランティアの協力が必要な場合は、赤十字奉仕団、ボランティアグループ、住民組織等に要請する。

赤十字奉仕団、ボランティアグループ、住民組織等との連絡要請は、市民部が行い、必要に応じて、各災害対策を担当する部間の総合調整を行う。

ボランティア団体等に要請する活動は、次のとおりである。

■ボランティア団体等に依頼する活動

◇災害・安否・生活情報の収集・伝達
◇炊き出し、その他の災害救助活動
◇高齢者、障害者等の介助、介護活動
◇清掃及び防疫
◇災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
◇応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
◇災害応急対策事務の補助

2 市外からのボランティアへの対応

災害状況によって市外からのボランティアが集まる場合は、以下の事項に留意し、その善意が効果的に生かされるよう、また、その力が十分発揮できるよう体制の確保に努める。

(1) 活動拠点の開設

市民部は、社会福祉協議会と連携して、コミュニティセンターに災害ボランティアセンターを設置する。ボランティアセンターの運営は社会福祉協議会が行い、市は必要な支援を行う。

市災害ボランティアセンターでは、ボランティアの受付、登録、ボランティア活動のコーディネーター並びに関係機関、県災害ボランティアセンターとの連絡調整などを行う。

災害ボランティアセンターから離れた被害の集中している地域の公共施設等には、機材の管理、情報収集、休憩所などをの機能をもった現場出張所を設置する。

また、駅、市役所などにはボランティアセンターの案内を置く。

(2) ボランティア保険への加入

市民部は、社会福祉協議会と協力して、登録したボランティアをボランティア保険に加入するように手続を行う。

(3) ボランティア活動との調整、支援

市民部は、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、市からの要請事項、活動の報告や諸問題の解決を図る。また、ボランティアの活動に必要な情報を市災害ボランティアセンター及びその他のボランティア組織へ提供するとともに、これらの組織と災害対策本部との連絡調整にあたる。

第3 専門ボランティア・専門家・専門機関等への協力要請

市担当部班	本部事務局、所管各部
関係機関	各機関

1 災害救援専門ボランティアの派遣要請

市各部は、大規模災害等が発生した場合、必要に応じて、県関係部局に対し、災害救援専門ボランティアの派遣支援を要請する。なお、本部事務局は、各部が行う派遣要請について、必要に応じて総合的に調整できるものとする。

■災害救援専門ボランティアの活動分野の目安

- ◇救急・救助
- ◇医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- ◇介護
- ◇建物危険度判定、宅地危険度判定
- ◇手話通訳、外国語通訳
- ◇情報・通信
- ◇ボランティアのコーディネート
- ◇輸送

■砂防ボランティアの協力業務

- ◇地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
- ◇土砂災害に関する知識の普及活動
- ◇土砂災害時の被災者の援助活動

2 専門家・専門機関等への協力要請

本部事務局は、災害対応上必要があると認めるときは、県に対し専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

(1) 要請事項

- ア 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整）
- イ 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療）
- ウ 消火活動（職員の化学防護、消火手法）
- エ 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
- オ 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- カ 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- キ 道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
- ク 代替交通対策
- ケ 心身の健康相談（アスベスト、^{じん}粉塵など危険物等に係る相談への回答）

(2) 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と協議の上決定し負担する。

第22節 環境衛生計画

〔方針・目標〕

- 浸水等の危険性が解消された直後に、上下水道の使用が不可能となった地域の避難所、公園等に仮設トイレを設置する。断水により自宅トイレが使用できない場合は、ポータブルトイレの活用を図る。
- 大量に発生する廃棄物は、公園を一次集積所として分別処理を行い、二次集積場所で処理を行う。
- 災害後の感染症、食中毒の発生を防止するため、被災地や避難所にて防疫・保健活動を実施する。特に、災害時要援護者の健康管理に留意する。
- ペットは、避難者が責任をもって管理することを原則とする。避難所など多数の被災者が集まる場所への持ち込みは禁止する。

第1 廃棄物処理計画

市担当部班	環境部
関係機関	県営環境整備センター

1 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

下水道利用が不可能になった場合、環境部は、関係地域の避難者数等に応じて仮設トイレを避難所、公園等に設置する。市備蓄分及び市内レンタル業者等からの調達で不足する場合は、県に対し支援を要請する。

仮設トイレの設置基数は、50人に1基を基本とし、障害者等への配慮を行う。

また、断水により自宅トイレが使用不能な場合は、ポータブルトイレの活用を図る。

(2) し尿の処理

環境部は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、県や隣接市町等に応援を要請する。

2 生活ごみの処理

(1) ごみ収集計画及び処理計画の作成

環境部は、被災状況、避難所の設置状況などから推定されるごみの推計発生量をもとに、現在可能なごみ処理能力、収集車両、人員の確保や支援の必要性を明確にし、ごみ収集計画及び処理計画を作成する。これをもとに、必要な体制を速やかに確保し、遅くとも数日後にはごみの収集・処理を開始する。

また、ごみの発生量が多い場所などでは一時集積場所の設置についても考慮する。

(2) ごみの収集及び処理

避難所の生活に支障が生ずることがないように避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。粗大ごみや資源物回収については可燃ごみを優先するために状況によっては一時的に中止する。効率的かつ環境に負荷の少ないごみ処理を行うため、その趣旨を十分広報するなどして、通常と同じようにごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせて処理を行う。

なお、避難所でも、避難所自治組織の協力を得て、一般のごみと同じように分別し収集する。

3 がれきの処理

(1) がれき収集計画及び処理計画の作成

環境部は、県等と連携し災害により生じたがれき等の災害廃棄物の量を推計し、必要な運搬・処理体制を検討し「がれき収集・処理計画」を作成する。

(2) がれきの収集及び処理

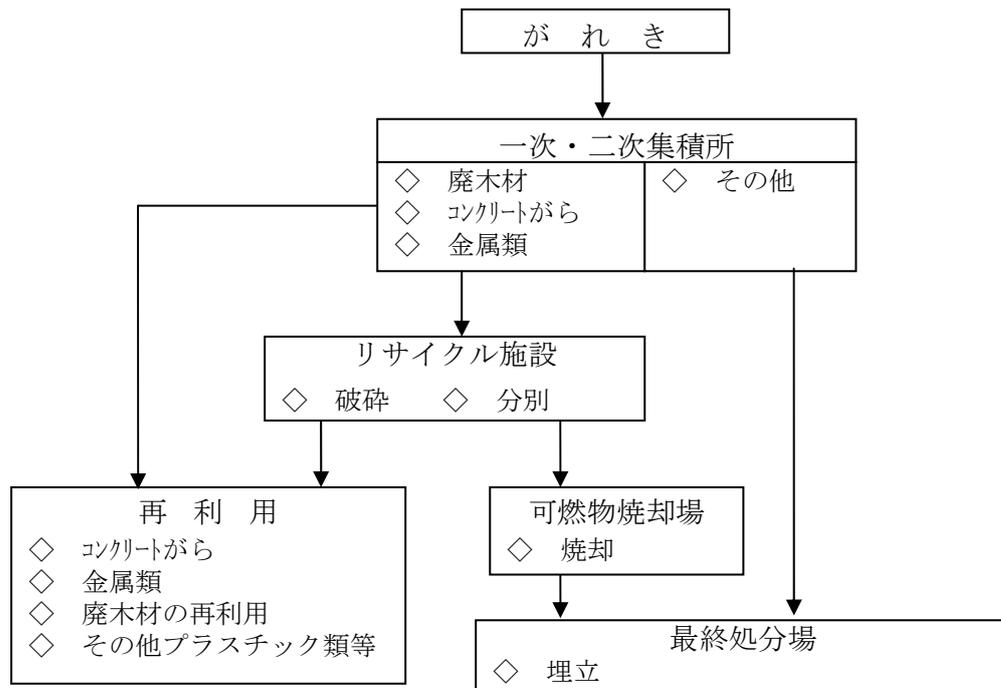
がれきは、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集する。

建築物がれきについては、被災者生活再建支援法による解体・撤去が適用された物件を対象とする。

がれき発生量が大規模の場合は、被災地に近い公園を一次集積所として指定し、分別収集を行い、処理状況に応じて二次集積所へ搬出処理を行う。収集運搬は、原則的に市及び委託業者が行うが、埼玉県清掃行政研究協議会における相互援助協定により県内自治体に応援を要請する。

■災害廃棄物集積所の候補地

区分	名称	所在地	面積
瓦礫類	空き地	別府5丁目185	18,596 m ²
可燃ごみ	別府農村広場 (二次集積所)	西別府592-2	10,000 m ²
不燃ごみ 粗大ごみ	熊谷市一般廃棄物最終処分場 (二次集積所)	拾六間76-1	5,000 m ²
災害廃棄物全般	大里総合グラウンド	中曽根650	9,600 m ²
	妻沼運動公園	飯塚200-1	22,330 m ²
	江南運動公園	押切2426-1	17,261 m ²



■がれき処理のながれ

第2 防疫活動

市担当部班	市民部医療班、環境部環境衛生班、行政センター部市民環境班
関係機関	熊谷保健所、熊谷市医師会、熊谷薬剤師会

1 検病調査

(1) 検病調査への協力

検病調査は、県が検病調査班を編成し実施するが、被害の状況によって、市民部は県の調査に協力する。

検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。また、必要がある場合は、予防接種を実施する。

(2) 感染症患者への措置

市民部、環境部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、県の行う必要な措置について協力するとともに、県の指示により消毒の実施及び害虫の駆除を行う。

■感染症患者等への措置

◇発生状況、動向及び原因の調査	◇健康診断
◇就業制限	◇感染症指定医療機関への入院勧告
◇消毒等	

2 防疫活動

(1) 防疫業務の実施

市民部、環境部は、医師会等と協力して、防疫活動実施のための防疫班を編成し、県の指示により次の防疫事務を実施する。

■災害防疫業務

◇予防教育及び広報活動の強化	◇消毒方法の励行
◇ねずみ族、昆虫等の駆除	◇生活用水の使用制限及び供給等
◇避難所の衛生管理及び防疫指導	◇臨時予防接種の実施

(2) 消毒及び害虫駆除の実施

市民部、環境部は、医師会・関係業者等と協力して、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒及び害虫駆除の実施を行う。また、住民組織を通じて薬品を配布する。防疫用資機材・薬剤は、市内の応援協力協定締結業者等から調達する。

第3 食品衛生対策

市担当部班	市民部医療班、水道部
関係機関	熊谷保健所

市は、保健所と協力して、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を実施する。また、被災者等へ供給する食品、炊き出し施設等の衛生を確保するよう関係団体等に要請する。

食中毒が発生した場合は保健所が検査を行い、原因を調査し、被害の拡大を防止する。

第4 環境対策

市担当部班	環境部環境対策班
関係機関	北部環境管理事務所

環境部は、工場、事業所等からの有害物質の漏出による公共用水域、地下水、大気及び土壌の汚染等のおそれがある場合は、周辺地域住民の生命・身体の危険防止のために必要な緊急措置を講ずるとともに、県と連携し、直ちに関係機関に連絡する。あわせて、報道機関の協力等を得て、一般への注意喚起、正しい情報及びとるべき行動等に関し広報活動を行う。

第5 動物愛護対策

市担当部班	環境部環境衛生班、産業振興部、行政センター部市民環境班
関係機関	熊谷保健所、熊谷家畜保健衛生所

1 死亡獣畜の処理

産業振興部は、県の指導により、死亡した家畜等を処理する。

2 放浪動物への対応

環境部は、県、獣医師会及び動物関係団体等により構成される県動物救援本部等と連携して、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

3 ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行い、避難所ではペットの保護は行わないこととする。環境部は、住民による自己責任においてペットを避難させることを広報する。避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県動物救援本部と取り扱いについて協議し、動物救護所等が設置される場合は、市有施設や必要な資機材等の協定、確保に協力する。

第 23 節 事前措置及び応急措置等

第 1 市長の事前措置及び応急措置

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	北部地域創造センター、熊谷警察署

1 事前措置及び避難

(1) 出動命令等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市地域防災計画の定めるところにより消防本部及び消防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する。

(根拠法：災対法第 58 条)

(2) 事前措置等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大するおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

(根拠法：災対法第 59 条)

(3) 避難の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。

2 応急措置

市長は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところによりおおむね以下の応急措置を実施する。

■ 応急措置等のあらまし及び根拠法令

応急措置等のあらまし	根拠法令
消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な措置（以下「応急措置」という。）	災対法第 62 条
市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者に対する協力指示	災対法第 62 条
人の生命又は身体に対する危険を防止するため、警戒区域の設定により災害応急対策に従事する者以外の者に対し当該区域への立入り制限、禁止、退去の命令	災対法第 63 条
水防上緊急の必要がある場所における消防機関に属する者による同じく警戒区域の設定	水防法第 21 条
火災の現場における消防吏員又は消防団員による同じく消防警戒区域の設定	消防法第 28 条

応急措置等のあらまし	根拠法令
応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときの、土地、建物その他の工作物の一時使用、土砂、竹木その他の物件の一時使用、収用	災対法第 64 条第 1 項
同じく工作物等の除去、保管	災対法第 64 条第 2 項
同じく住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者に対する応急措置の業務への従事指示	災対法第 65 条
水防上緊急の必要がある場所における水防管理者、消防機関の長による土地の一時使用、土砂、竹木その他の資材の一時使用、収用、工作物その他の障害物の処分	水防法第 28 条
水防のためやむを得ない必要があるときの居住する者、又は水防の現場にある者に対する水防従事の指示	水防法第 24 条
消火、延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときの、消防機関に属する者による消防対象物、土地の使用、処分又は使用制限	消防法第 29 条第 1 ～ 第 3 項
同じく消防吏員又は消防団員による火災現場付近に在る者に対する消防作業従事指示	消防法第 29 条第 5 項

3 損害補償

市長は、応急措置の実施に伴う前記指示により通常生じた損失に対しては、補償を行う。また、応急措置の業務に従事又は協力した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第 2 救助法の適用要請

市担当部班	本部事務局
関係機関	

1 救助法の適用要請

救助法適用の決定は、知事が行う。市は、災害が発生し救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みの場合は、遅滞なく被害状況を知事に報告し、救助法適用を要請する。

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第 1 条第 1 項の 1 ～ 4 の規定による。
熊谷市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	市 100 以上	第1項の1
県内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	県 2,500 以上	第1項の2
	市 50 以上	
県内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	県 12,000 以上	第1項の3※
	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当する場合	知事が厚生労働大臣と協議	第1項の4※

※第1項の3に係る事例

◇災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊の技術を必要とすること。
--

※第1項の4に係る事例

◇災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
◇災害に係った者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害に係った者の救出について特殊の技術を必要とすること。

3 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

■滅失世帯の算定方法

滅失住家1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯
	半壊（半焼）住家	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯

4 救助の実施

救助法による救助は、知事が行い（法定受託事務）、市長がこれを補助する。知事は、市が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、災害救助の程度、方法及び期間については、特別な基準の適用を申請できる。申請は、知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う。

■救助法の適用となる救助の項目

救 助 の 種 類	実施期間	緊急を要する場合の 市実施項目
避難所の設置	7日以内	○
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	○
飲料水の供給	7日以内	○
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	○
医療	14日以内	○ 医療班派遣（県及び日赤支部）
助産	分娩の日から7日以内	○ 医療班派遣（県及び日赤支部）
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	○
災害にかかった者の救助	3日以内	○
埋葬	10日以内	○
生業資金の貸与	—	現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	着工から20日以内	対象者、設置箇所の選定 ○ 設置は県（ただし委任された時は○）
災害にかかった住宅の応急修理	完成1ヶ月以内	○
遺体の捜索	10日以内	○
遺体の処理	10日以内	○
障害物の除去	10日以内	○

[注] 期間については、すべて災害発生の日から起算する。ただし、知事が厚生労働大臣と協議しその同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

第4章 事故災害応急対策計画

第1節 基本方針

市担当部班	本部事務局、所管各部
関係機関	北部地域創造センター、熊谷警察署、所管各機関

事故災害は、風水害、地震災害と異なり、発生原因となる事象及び災害による人的・物的被害、影響範囲が局地的である。したがって、応急対策実施上必要となる交通網、情報網、そして電話・電気・ガス等のライフラインは、基本的に機能しており、事故そのものへの対応が事故災害対策の中心となる。

むしろ、住民生活に及ぼす影響は、風評被害等社会的被害が大となるおそれがある。そこで、事故災害への対応は、以下の3点を基本方針として行う。

■事故災害への基本方針

- ◇発災初期においては、一刻も早い人命救助と、二次災害防止に全力を集中すること。
- ◇被災した住民等及び被災のおそれのある住民等に対し、必要な救援・支援を行うこと。
- ◇正確な情報を適切かつ適時に広報し、事故による人的・物的・社会的被害の最小化を図ること。

なお、対策の実施者、防災体制、及び県・国等への報告は、以下のとおりとする。

1 対策の実施者

原則として、事故の原因者、所管施設の管理者及び警察、消防本部が中心となるものとし、市においては、消防本部が警察署と連携し、救出、救急、消火等の作業を実施する。

しかし、事故による被害が甚大な場合（そのおそれがある場合を含む。）、あるいは住民等に影響が及ぶおそれのある場合には、市の機能をもって応急対策を実施する。

2 防災体制

(1) 初動対応

事故災害発生の通報を消防本部、警察署等から受けた場合、市は、1号配備をとり、市民部危機管理室に「情報連絡本部」を設置する。

各部にわたる対策が必要な場合は、「事故対策本部」を設置し、災害警戒本部体制2号配備をとる。その後、対策の必要に応じて、より高次の配備体制に移行し、救助法適用要請要件を満たす場合は、「災害対策本部」によるものとする。

(2) 情報連絡本部の設置

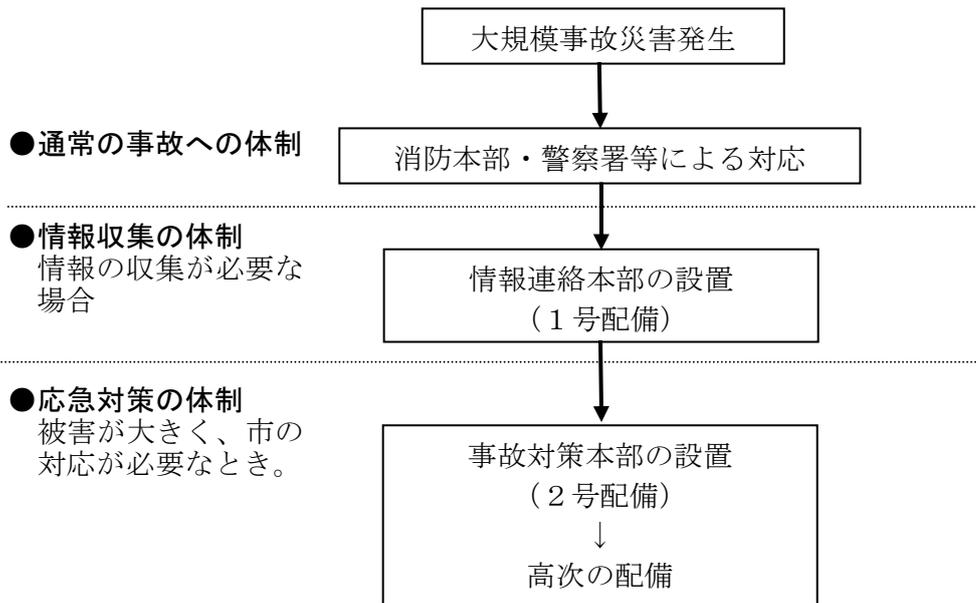
情報連絡本部においては、関係機関等から情報を収集するほか、事故現場に連絡員を派遣し状況の把握に努める。

(3) 事故対策本部の設置

情報収集の結果、市各部により対応する必要がある場合は、市長に対し、事故対策本部設置、必要な配備体制及び職員の動員指示について意見具申し、速やかに応急対策実施体制を確立する。

(4) 組織及び運営

事故対策本部の組織及び運営については、災害警戒本部の組織及び運営を準用する。



■大規模事故への基本的な対応

3 県、国への報告

県、国への報告は、県地域防災計画の定めるところ及び「火災・災害等即報要領」に基づき、本部事務局が行う。

(1) 県への報告

報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。その他以下のとおり行う。

■ 報告の種類・手順等

報告の種類		報告の手順	報告先
被害速報	発生速報	◇被害の発生直後に行う。 ◇埼玉県防災情報システムに必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第1号「発生速報」に必要事項を記載し防災無線FAX等で報告する。	県消防防災課 勤務時間外においては危機管理防災部当直 ○ 勤務時間内 電話 048-830-3171 (直通) FAX 048-830-4779 防災行政無線 6-3171 防災行政無線 FAX 6-4779
	経過速報	◇特に指示する場合ほか2時間ごとに行う。 ◇埼玉県防災情報システムに逐次必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第2号「経過速報」に必要事項を記載し防災無線FAX等で報告する。	○ 勤務時間外 電話 048-830-3166 (直通) FAX 048-822-9771
確定報告		◇災害応急対策終了後7日以内に行う。 ◇「確定報告記入要領」に基づき文書で報告する。	

(2) 国への報告

県へ報告できない場合及び次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火

災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

◇消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
◇通信の途絶等により知事に報告することができない場合
◇119番通報の殺到状況時にその状況を報告

■消防庁への直接即報基準

火災等即報	一般基準	◇死者が3人以上生じたもの ◇死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
	交通機関の火災	◇航空機、列車等の火災で次に掲げるもの ・航空機災害 ・列車事故
	原子力災害	◇放射性物質の漏えい ◇放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） ◇核燃料物質等運搬中の事故（その通報があった場合） ◇基準以上の放射線の検出（その通報があった場合）
	危険物等に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの ◇死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ◇負傷者が5名以上発生したもの ◇周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発等により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ◇500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ◇河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ◇市街地等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物の漏えい事故
救急・救助事故即報	◇死者5人以上の救急事故 ◇死者及び負傷者の合計が15人以上救急事故 ◇要救助者が5人以上の救助事故 ◇覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 ◇その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 ・列車、航空機等による救急・救助事故 ・バスの転落等による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故	

■報告先

		平日（9：00～17：45） 消防庁震災等応急室	休日・夜間（左記以外） 宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	7527	7782
	F A X	7537	7789
地域衛星通信ネットワーク	電 話	84-048-500-7527	84-048-500-7782
	F A X	84-048-500-7537	84-048-500-7789

4 その他

この計画に定められていない事項については、第3章「風水害応急対策計画」、第5章「震災応急対策計画」の規定に準じて行う。

第2節 火災対策計画

第1 消防活動

市担当部班	消防部
関係機関	熊谷市消防団、熊谷地方気象台

1 消防本部（消防部）による消防活動

消防部は、防御活動の重点目標を以下のとおりとし、消防力の効果的な運用を図る。

■防御活動の重点目標

- ◇避難地及び避難路確保の優先
- ◇重要かつ危険度の高い地域の防御
- ◇消火可能な地域を優先した防御
- ◇市街地に面する部分の消防活動の最優先
- ◇重要対象物の防護に必要な消防活動の優先
- ◇要救助者の救出救助

2 消防団による消防活動

消防団は、初期消火に当たるとともに、以下の消防本部（消防部）による防御活動に協力し、地域消防力の効果的な運用を図る。

- ◇地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。
- ◇消防本部による救急救助活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対するの応急措置を実施し、安全な場所への搬送を行う。
- ◇避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、警察等関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。
- ◇早期に情報収集し、消防本部に連絡する。
- ◇応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

3 他の消防機関に対する応援要請

→第3章「風水害応急対策計画」第9節「消火活動計画」第2「他の消防機関に対する応援要請」参照

4 消防法に基づく火災気象通報

気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事から、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

■火災気象通報の基準

- ◇最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- ◇平均風速11m/s以上、ただし、降雨、降雪中は除く
- ◇最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

第2 大規模火災対策

市担当部班	消防部
関係機関	熊谷市消防団、防火管理者、自主防災組織

1 消火活動の実施

消防部は、火災の通報を受けた場合、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

→第3章「風水害応急対策計画」第9節「消火活動計画」第1「消火活動」参照

2 相互応援協定の運用

消防部は、他市町との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。また、本部長（市長）は、県に応急対策の実施状況、対策本部設置状況等を連絡し、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動等を要請する。

なお、消防部は、他消防機関及び緊急消防援助隊による消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

→第3章「風水害応急対策計画」第9節「消火活動計画」第2「他の消防機関に対する応援要請」参照

3 他機関との連携

消防部は、警察署と相互に協力する。また、本部長（市長）は、必要に応じて知事に対し自衛隊災害派遣要請を依頼する。

4 救急搬送業務

消防部は、大規模火災発生時における要救護者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等に応援を求める。

→第3章「風水害応急対策計画」第13節「救急救助・医療救護計画」参照

5 住民、自主防災組織等との連携

(1) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者、その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたる。

(2) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、消防隊到着後は消防隊の指示に従い、支援の要請があれば可能な限り消防隊に協力する。

→第3章「風水害応急対策計画」第9節「消火活動計画」第1「消火活動」参照

第3 林野火災対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	国営武蔵丘陵森林公園、熊谷市消防団

1 消防活動体制の確立

消防部は、林野火災を覚知した場合、速やかに火災の状況や気象状況を把握し、迅速に重点的な部隊の配置を行い早期消火に努めるとともに、近隣市町消防機関、警察署及び県に通報する。また、林野火災防御図を作成し、消火活動の調整を行う指揮所を設置し、関係機関と連携して防御にあたる。火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合は、その延焼を食い止めるための方策を最優先させる。

また、地上隊による消火活動によって十分かどうかは早めに判断し、困難な見込みのときは、その旨県へ通報し、空中消火体制を要請する。

■空中消火体制の主な準備事項

◇陸空通信隊の編成	◇林野火災防御図の作成、配置
◇空中消火補給基地の設定	◇ヘリポート等の設定
◇空中消火用資機材等の点検・搬入	

2 事故対策本部の設置及び広報活動

本部事務局は、林野火災覚知後、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、各部からの消防支援体制を確保するとともに、必要に応じて事故対策本部を設置する。

→第3章「風水害応急対策計画」第1節「活動体制計画」、第2節「動員配備計画」参照

また、各部は、消防部、警察署等と連携して、火災発生地区の住民、入山者（ハイカー、観光客、営林活動作業等）等に対して、防災行政無線、広報車等により、火災発生の状況、注意事項、避難指示等を周知する。自主防災組織等はこれに協力をする。

→第3章「風水害応急対策計画」第6節「災害広報広聴計画」参照

3 相互応援協定の運用

消防部は、他市町との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

また、本部長（市長）は、県に緊急対策の実施状況、対策本部設置状況等を連絡し、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動等を要請する。

なお、消防部は、他消防機関及び緊急消防援助隊による消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

→第3章「風水害応急対策計画」第9節「消火活動計画」第2「他の消防機関に対する応援要請」参照

4 他機関との連携

消防部は、警察署と相互に協力する。また、市長（本部長）は、必要に応じて知事に対し自衛隊災害派遣要請を依頼する。

5 救急搬送業務

消防部は、林野火災の発生時における要救護者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等に応援を求める。

→第3章「風水害応急対策計画」第13節「救急救助・医療救護計画」参照

6 避難、救出等

(1) 本部事務局、消防部は、林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は避難区域を設定し、各部と協力して避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。また、孤立者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を県に要請する。

→第3章「風水害応急対策計画」第12節「避難計画」参照

(2) 警察署は、応急活動実施のために必要な交通規制を行う。

→第3章「風水害応急対策計画」第11節「交通対策計画」第2「交通規制」参照

第 3 節 危険物等災害対策計画

第 1 危険物等災害応急対策

市担当部班	本部事務局、環境部環境対策班、水道部、消防部
関係機関	熊谷警察署、危険物施設管理者

消防法に定める危険物（石油等）の応急対策については、当該事業所等が、消防本部等に通報の上、当該事業所等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

1 事業所等

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

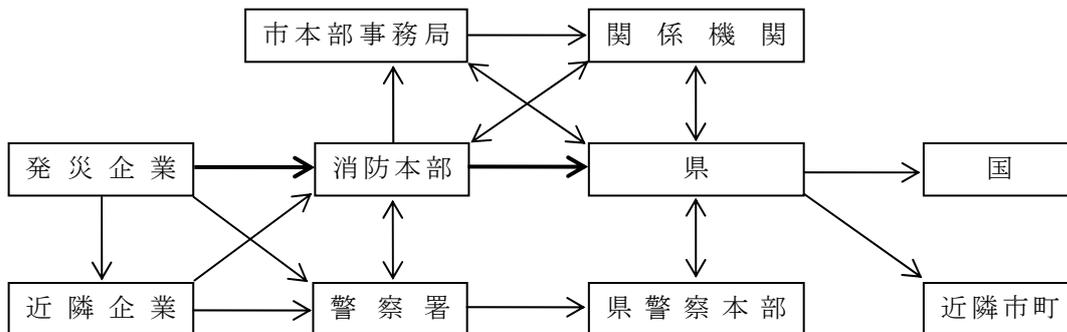
- ◇危険物の流出及び拡散の防止
- ◇流出した危険物の除去、中和等
- ◇災害を免れた貯蔵製造所等の応急点検及び必要な応急措置
- ◇その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

2 県、市（消防部及び各部）、その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに、おおむね次の応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集及び報告等

消防部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市・県、その他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。



■情報系統図

(2) 市事故対策本部の設置

本部事務局は、危険物施設等事故覚知後、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、各部による消防支援体制を確保するとともに、必要に応じて事故対策本部を設置する。

→第3章「風水害応急対策計画」第1節「活動体制計画」、第2節「動員配備計画」参照

(3) 災害広報

市は、事態に関する情報を適時かつ適切に市民に対し提供するため、広報車、CATV、インターネット等を媒体とする広報活動を行う。また、県に対し、テレビ・ラジオ等報道機関等に対する緊急広報及びその他広報協力を要請する。

→第3章「風水害応急対策計画」第6節「災害広報広聴計画」参照

(4) 救急医療

市民部は、当該事業所、警察署、県、医療機関、その他関係機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。この場合、重傷者の救命を最優先し、後方医療施設を広域的に確保する。

→第3章「風水害応急対策計画」第13節「救急救助・医療救護計画」参照

(5) 消防応急対策

消防部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

また、本部長（市長）は、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動、他都府県への応援要請を求める。

(6) 避難

（本部長市長）は、警察署と協力して避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

→第3章「風水害応急対策計画」第12節「避難計画」参照

(7) 交通応急対策

市は、各道路管理者、警察署等関係機関と連携し、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

→第3章「風水害応急対策計画」第11節「交通対策計画」参照

(8) 自衛隊、日赤等の出動並びに公共機関応急対策

県は、必要に応じ自衛隊及び日赤等に出動要請を行う。また、東京電力、NTT東日本、その他の公共機関は、防災業務計画の定めるところにより、それぞれ必要に応じ応急対策を実施する。

(9) 水質汚染対策

河川、水源周辺地域に危険物が流出した場合、市は、県及び河川管理者にその旨通報するとともに、水質汚染調査の実施、並びに必要な応じて汚染拡大防止対策を行う。

水道部は、その他水源に汚染のおそれがある場合は、取水停止や広報を行う。

(10) 被災者支援等

各部は、企業、県、その他関係機関と合同して被災者救援・支援のための対策を講じる。

第2 高圧ガス災害応急対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	熊谷警察署、埼玉県エルピーガス協会、高圧ガス事業者

高圧ガス事故については、当該事業所・事業者等が消防本部等関係機関に通報の上、当該事業所・事業者等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

1 事業所・事業者等

事業所・事業者等は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

■高圧ガス災害への措置

- ◇防災関係機関（県、警察署、市、消防本部）への緊急通報
- ◇事業所内における災害対策本部等の設置
- ◇高圧ガスの特性（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた以下の措置
 - ・状況により、設備を緊急運転停止
 - ・火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
 - ・ガスが漏えいした場合、緊急遮断等の漏えい防止措置
 - ・状況により、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
 - ・状況により、防災要員以外の従業員の退避
 - ・発災設備以外の設備の緊急点検
- ◇防災資機材が不足した場合の近隣事業所・事業者等からの調達
- ◇被害の拡大防止措置及び周辺地域住民への避難の呼びかけ

2 県、市（消防部及び各部）、その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに、おおむね次の応急対策を実施する。

(1) 緊急通報

消防部は、事業所・事業者等より通報を受けた場合は、状況に応じて他の防災関係機関（県、警察署）と連絡調整を図る。

(2) 災害情報の収集及び報告等

消防部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市・県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(3) 事故対策本部等の設置

本部事務局は、高圧ガス事故覚知後、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、各部による消防支援体制を確保するとともに、必要に応じて事故対策本部等を設置する。

→第3章「風水害応急対策計画」第1節「活動体制計画」、第2節「動員配備計画」参照

(4) 災害広報

総合政策部は、事態に関する情報を適時かつ適切に市民に対し提供するため、広報車、CATV、インターネット等を媒体とする広報活動を行う。また、県に対し、テレビ・ラジオ等報道機関等に対する緊急広報及びその他広報協力を要請する。

→第3章「風水害応急対策計画」第6節「災害広報広聴計画」参照

(5) 救急医療

市民部は、当該事業所、警察署、県、医療機関、その他関係機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。この場合、重傷者の救命を最優先し、後方医療施設を広域的に確保する。

→第3章「風水害応急対策計画」第13節「救急救助・医療救護計画」参照

(6) 消防応急対策

消防部は、高圧ガスの特性に基づいた適切な消防活動を迅速に実施する。

また、本部長（市長）は、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動、他都府県への応援要請を求める。

(7) 避難、交通応急対策、自衛隊、日赤等の出動並びに公共機関応急対策その他

第3 火薬類災害応急対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	熊谷警察署、火薬類取扱事業者

火薬類事故については、当該事業所・事業者等が消防本部等関係機関に通報の上、当該事業所・事業者等の定める計画により実施するが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

1 事業所・事業者等

事業所・事業者等は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

(1) 火薬類製造所における応急措置

ア 作業者は、原則として機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに合成反応の仕込みの停止等の二次災害防止のための措置を行うよう努める。

イ 火災・爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、消防部（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供する。

各監督者は、その判断により防災要員以外の作業者を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させる。

(2) 火薬庫における応急措置

ア 事業者は、火薬庫周辺に山火が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に速やかに搬出する。なお、搬出にあたっては、警察署、消防本部及び県などの関係機関に対して、連携を密にして対処する。

イ 事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、消防部（先着の消防隊員）に山火の消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して、入口窓等の目張等による完全密閉、木部への消火措置など、状況に応じた安全措置を行う。

(3) 販売所（庫外貯蔵所）における応急措置

ア 事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出する。搬出にあたっては、警察署、消防本部及び県などの関係機関に対して、連携を密にして対処する。

イ 事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、消防部（先着の消防隊員）に消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して、付近の水溝等の水中に沈めるなど、状況に応じた安全措置を行う。

(4) 消費場所における応急措置

ア 火薬類の使用者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄する。

イ 火薬類の使用者は、雷が消費場所周辺に発生すれば、発破作業を中止することとし、雷雲の発生、接近を察知するため、作業前に気象情報を把握するとともに、発破場所に雷検知器又はラジオを持ち込むこととする。

(5) 運搬中における応急措置

ア 運搬者は、火薬類の運搬中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両又は火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視する。

イ 運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人又は運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受ける。荷送人は必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬類占有者等への保管委託を行う。

2 県、市（消防部及び各部）、その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに、おおむね次の応急対策を実施する。

なお、運搬中の事故の場合、警察署は、必要があれば支援措置を行うこととし、県及び関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬類占有者等への保管委託に協力する。

(1) 緊急通報

消防部は、事業所・事業者等より通報を受けた場合は、状況に応じて他の防災関係機関（県、警察署）と連絡調整を図る。

(2) 災害情報の収集及び報告等

消防部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市・県、その他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(3) 事故対策本部等の設置

本部事務局は、火薬類事故覚知後、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、各部による消防支援体制を確保するとともに、必要に応じて事故対策本部等を設置する。

→第3章「風水害応急対策計画」第1節「活動体制計画」、第2節「動員配備計画」参照

(4) 災害広報

総合政策部は、事態に関する情報を適時かつ適切に市民に対し提供するため、広報車、CATV、インターネット等を媒体とする広報活動を行う。また、県に対し、テレビ・ラジオ等報道機関等に対する緊急広報及びその他広報協力を要請する。

→第3章「風水害応急対策計画」第6節「災害広報広聴計画」参照

(5) 救急医療

市民部は、当該事業所、警察署、県、医療機関、その他関係機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。この場合、重傷者の救命を最優先し、後方医療施設を広域的に確保する。

→第3章「風水害応急対策計画」第13節「救急救助・医療救護計画」参照

(6) 消防応急対策

消防部は、火薬類の性質に基づいた適切な消防活動を迅速に実施する。

また、本部長（市長）は、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発動、他府県への応援要請を求める。

(7) 避難、交通応急対策、自衛隊、日赤等の出動並びに公共機関応急対策その他

→第1「危険物等災害応急対策計画」参照

第4 毒物・劇物災害応急対策

市担当部班	本部事務局、環境部環境対策班、水道部、消防部
関係機関	熊谷保健所、熊谷警察署、毒物・劇物取扱事業者

毒物・劇物事故については、当該事業所・事業者等が直ちにその旨を保健所、警察署又は消防本部に通報の上、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずるが、災害の規模、態様によっては、県、市、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊（毒劇物対応隊）により、応急措置を講ずる。

1 事業所・事業者等

事業所・事業者等は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- ◇毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置
- ◇災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置
- ◇毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立

2 県、市（消防部及び各部）、その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに、おおむね次の応急対策を実施する。

(1) 緊急通報

消防部は、事業所・事業者等より通報を受けた場合は、状況に応じて他の防災関係機関（県、警察署）と連絡調整を図る。

(2) 応急措置の実施

ア 保健所は、事業者から緊急通報があった場合、事業者にマニュアルによる対応を徹底する。

イ 消防本部は、火災が発生した場合、施設防災管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努める。

ウ 保健所は、大量放出に際しては、医療機関へ連絡するとともに、消防本部、警察署等は、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 事故対策本部等の設置

本部事務局は、毒物・劇物施設等事故覚知後、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、各部による消防支援体制を確保するとともに、必要に応じて事故対策本部等を設置する。
→第3章「風水害応急対策計画」第1節「活動体制計画」、第2節「動員配備計画」参照

(4) 避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

イ 本部事務局は、必要に応じ避難の勧告・指示を行う。
→第3章「風水害応急対策計画」第12節「避難計画」参照

(5) 水質汚染対策

河川、水源周辺地域に毒物・劇物が流出した場合、市は、県及び河川管理者にその旨通報

するとともに、水質汚染調査の実施並びに必要なに応じて汚染拡大防止対策を行う。水道部は、その他水源に汚染のおそれがある場合は、取水停止や広報を行う。

第5 サリン等による人身被害対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	北部地域創造センター、熊谷警察署、自衛隊

1 活動体制

- (1) 本部事務局は、サリン等による人身被害が発生した旨の通報を受けた場合、又は覚知した場合、必要に応じて速やかに職員の非常招集を行い、事故対策本部等を設置し、他の市町、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。
- (2) 市は、事故原因がテロ等の武力攻撃による場合は、「熊谷市国民保護計画」に基づき総合的な対策を行う。

2 応急措置

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるが、応急措置は、安全側（一般的に風上）に考慮し、実施する。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、県知事に対し、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊の派遣、自衛隊の有毒物質汚染除去派遣を要求する。

- (1) 消防吏員、警察官は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品等を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとる。
- (2) 住民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報する。
- (3) 市は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく自衛隊等の専門家の派遣要請を県に要求する。
- (4) 救出・救助活動は、消防本部、警察、緊急消防援助隊により行うが、サリン等による汚染の拡大を防ぐため、危険区域（ホットゾーン）、準危険区域（ウォームゾーン）、安全区域（クリアーゾーン）の3ゾーン方式による。
- (5) 医療救護活動は、市内外の医療機関等の協力を得て、PAM、硫酸アトロピン等各種解毒剤の確保、搬送先の広域確保により行うが、サリン等による汚染の拡大を防ぐため、被災者の除染体制を確立した上で行う。
- (6) 避難、交通応急対策、自衛隊、日赤等の出動並びに公共機関応急対策その他
→第1「危険物等災害応急対策計画」参照

第4節 放射性物質事故災害対策計画

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	北部環境管理事務所、熊谷保健所、熊谷警察署、放射性物質取扱事業者

1 事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 災害速報

本部事務局は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

ア 放射性同位元素等を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）、及び放射性同位元素等の運搬中に事故が発生した旨を放射性同位元素取扱事業者等から消防本部又は市に通報があったもの。

イ 放射性同位元素取扱事業所において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）で、放射性同位元素又は放射線の漏えいが発生した旨を放射性同位元素取扱事業者等から市に通報があったもの。

(2) 発見者の通報

ア 放射性同位元素等の事業所外運搬及び取扱事業所災害

放射性物質取扱事業者等は、施設又は運搬中において、放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

■事故発生時の通報事項

◇事故発生時の時刻	◇事故発生時の場所及び施設
◇事故の状況	◇気象状況
◇放射性物質の放出に関する事項	◇予想される災害の範囲及び程度等
◇その他必要と認める事項	

本部事務局は、放射性物質取扱事業者等から受けた情報を直ちに県に連絡する。

イ 不法廃棄等事案

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者（鉄鋼関連事業者等）は、直ちに、その旨を消防本部、警察署に通報する。

また、関係法令による規制の対象になる場合、又は対象になる可能性がある判断される場合には、文部科学省にも通報する。

なお、一般発見者の通報先は、消防本部、警察署のいずれかとする。

(3) 応急対策活動情報の連絡等

放射性物質取扱事業者等は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

また、本部事務局は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

なお、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に応急対策の活動状況等を随時連絡することとなっている。

2 応急対策のあらまし

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに、県地域防災計画の定め

るところにより行うが、特に、以下の事項に留意し応急対策を実施する。

(1) 緊急時モニタリングの実施

ア 放射性同位元素等の事業所外運搬事故の場合

放射性同位元素等取扱事業者等は、放射線障害を防止するため、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を市及び県等に連絡する。

イ 放射性同位元素取扱事業所災害の場合

放射性同位元素等の事業所外運搬事故の場合に準ずる。

ウ 不法廃棄事案その他の場合

本部事務局が、県、国（文部科学省）等と連携して行う。

(2) 消火活動

ア 放射性同位元素等の事業所外運搬事故に伴う火災の場合

放射性同位元素等取扱事業者等は、放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署、本部長（市長）が指定した場所（消防法第 24 条）に通報する。（放射線障害防止法第 33 条第 1 項）

消防部は、輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくのおそれがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等を検討する。

イ 放射性同位元素取扱事業所の火災の場合

放射性同位元素等取扱事業者等は、放射線施設に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は市長が指定した場所（消防法第 24 条）に通報する。

放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、消防本部は事業者の協力を求めるとともに、消防庁が定める「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」（平成 12 年度消防庁）に基づき、あらかじめ作成した警防計画により消火活動を実施する。

(3) 放射性物質の汚染除去

ア 事業所外運搬事故及び放射性物質取扱事業所災害等の場合

放射性同位元素等取扱事業者等は、放射性物質により汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

市は、県その他関係機関と連携し、事業者による速やかな汚染物質の除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等の必要な協力を努める。

また、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行う。

イ 不法廃棄等事案の場合

放射性物質が発見された場所の管理者は、国、県、市、その他関係機関と緊密に連携し、警戒区域を設定し、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じるとともに、当該放射性物質の除去等を行う。

この際、国、県、市その他関係機関は、必要な協力をを行う。ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させる。

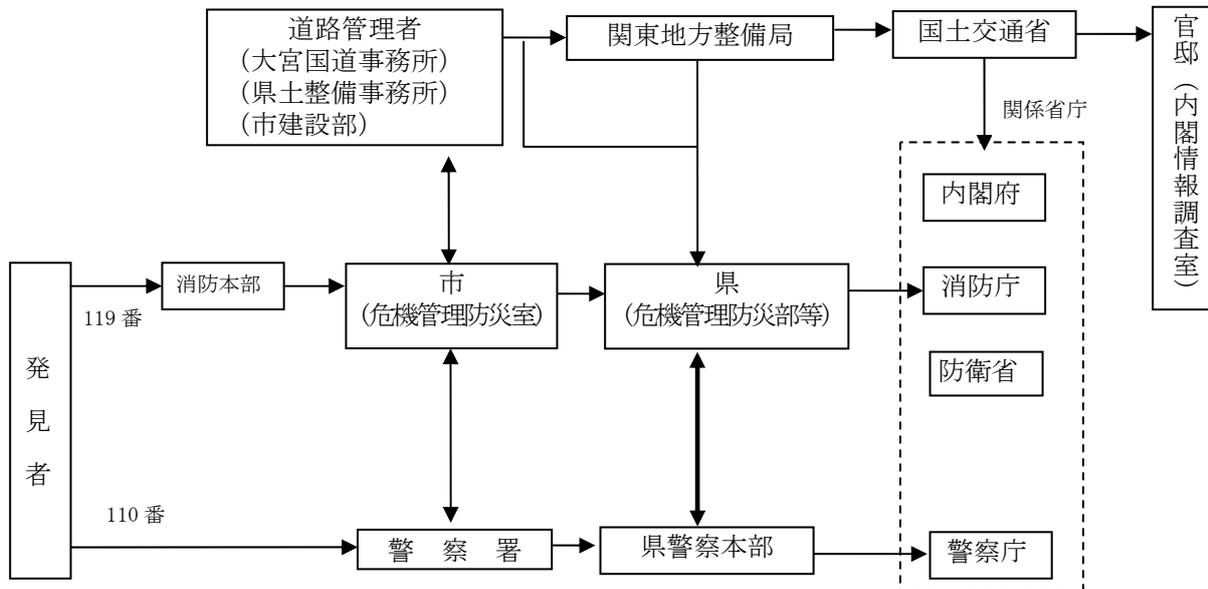
第5節 道路災害対策計画

市担当部班	本部事務局、建設部建設班、消防部
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市建設業協会

1 事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 道路災害情報の収集・連絡系統

道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。この場合の情報伝達は次の系統で行う。



■道路災害の情報収集・連絡系統

(2) 応急対策活動情報の連絡

本部事務局は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

2 応急対策のあらまし

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに、県地域防災計画の定めるところにより行うが、特に、以下の事項に留意し応急対策を実施する。

(1) 救助・救急活動

消防部は、道路管理者その他関係機関と連携し、救出が困難で、かつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとる。

(2) 消火及び避難誘導活動

ア 速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

イ 化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施する。

ウ 警察署等と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円

滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

エ 自動車火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに自動車の運転に従事する者等は、乗客、乗員等を避難させる。

オ 自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、必要に応じて、警察署の協力を得て、付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。

(3) 代替輸送

市、道路管理者、警察署、その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を行う。

(4) 危険物等の対策

市をはじめ、災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施にあたって特別の配慮をする。

第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	東日本旅客鉄道(株)、秩父鉄道(株)、熊谷警察署

1 活動体制

(1) 事業者等の活動体制

事業者等は、事故発生直後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害の拡大防止措置、立入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講ずる。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

(2) 市の活動体制

本部事務局は、事業者等から鉄道事故発生の通報を受けた場合、又は覚知した場合は、他の市町、警察等関係機関、区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。あわせて、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

2 応急対策のあらまし

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに、県地域防災計画の定めるところにより行うが、特に、以下の事項に留意し応急対策を実施する。

(1) 救助・救急活動

集団的死傷者の発生が予想される場合、市は、事業者、警察その他関係機関等と連携して、救出が困難で、かつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮しつつ、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとる。

(2) 消火活動

消防部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。特に市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、延焼火災拡大防止を優先する。

(3) 乗客等の避難誘導

乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して行う。

ア 事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

イ 警察は、鉄道事故が発生した場合は、鉄道事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。

ウ 消防部は、鉄道事故が発生した場合は、鉄道事業者、警察と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。警察署及び市（市民部危機管理室）等と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定

する。

エ 本部事務局は、鉄道事故発生により列車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等で、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合には、警察署の協力を得て、付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。

(4) 医療救護

医療救護活動は、広域的な後方医療機関への搬送体制を確保し、重傷者の救命最優先で行う。

→第3章「風水害応急対策計画」第13節「救急救助・医療救護計画」参照

第7節 航空機事故災害対策計画

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	東京空港事務所、自衛隊、熊谷警察署

1 活動体制

(1) 事業者等の活動体制

事故機を所有する事業者等は、航空機の墜落等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする。（航空法第76条）

警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

(2) 市の活動体制

本部事務局は、市域において航空機事故発生のお知らせを受けた場合、又は覚知した場合は、他の市町、警察等関係機関、区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。あわせて、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

2 応急対策のあらまし

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに、県地域防災計画の定めるところにより行うが、特に、以下の事項に留意し応急対策を実施する。

(1) 救助・救急活動

集団的死傷者の発生が予想される場合、市は、事業者等、警察その他関係機関と連携し、救出が困難で、かつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとる。

(2) 消火活動

消防部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。特に市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、延焼火災拡大防止を優先する。

(3) 乗客等の避難誘導

航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して行う。

ア 事故機を所有する事業者等は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所へ避難誘導する。

イ 警察は、航空機事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。

ウ 消防部は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。

エ 本部事務局は、航空機事故発生により危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等で、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合には、警察署の協力を得て、付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。

(4) 医療救護

医療救護活動は、広域的な後方医療機関への搬送体制を確保し、重傷者の救命最優先で行う。

→第3章「風水害応急対策計画」第13節「救急救助・医療救護計画」参照

第5章 震災応急対策計画

第1節 活動体制計画

[方針・目標]

- 震度5弱以上の地震で災害警戒本部・災害対策本部を設置し、迅速な情報収集と対応が可能な体制をとる。
- 震度4の地震では、準備体制をしき、本部に準じた対応がとれるように備える。
- 警戒宣言等の東海地震関連情報にも対応し、混乱防止などに対応する体制をとる。

第1 市本部の設置・廃止

市担当部班	本部事務局
関係機関	

熊谷市災害対策本部又は熊谷市災害警戒本部（以下「本部」という。）の設置等は、次のように行う。

1 本部の設置・廃止基準

本部の設置・廃止基準は、次のとおりである。

■本部の設置・廃止基準

	災害警戒本部	災害対策本部
設置	(1) 市内で震度5弱が観測されたとき [自動設置] (2) 東海地震注意情報が発表されたとき (3) その他被害状況等により市長が必要と認めたとき	(1) 市内で震度5強以上が観測されたとき [自動設置] (2) 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき (3) その他被害状況等により市長が必要と認めたとき
廃止	(1) 災害対策本部を設置したとき (2) 災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたとき	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたとき

2 市本部の設置・廃止の手続等

自動設置の場合を除いて、本部の設置の決定は次のとおりとする。

- (1) 部長等は本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監を通じて市長に本部の設置を要請する。
- (2) 危機管理監は、部長等から要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部の設置を要請する。
- (3) 市長が不在の場合は、①副市長、②危機管理監の順に代行する。

3 設置・廃止の連絡

本部を設置又は廃止した場合、危機管理監は電話その他適当な方法により、各部長、県知事、市防災会議の委員、報道機関、その他関係機関に周知するとともに、市民等に広報する。

通知の際は、必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

4 準備体制

危機管理監は、次のような場合、市本部設置に備えた準備体制をとり、活動を指揮する。

- (1) 市内で震度4が観測されたとき [自動設置]
- (2) 東海地震観測情報が発表されたとき

■準備体制の活動内容

◇情報の収集、伝達	◇被害状況の把握、県等への報告
◇広報活動	◇所管施設の点検、応急措置等

第2 市本部の開設・運営

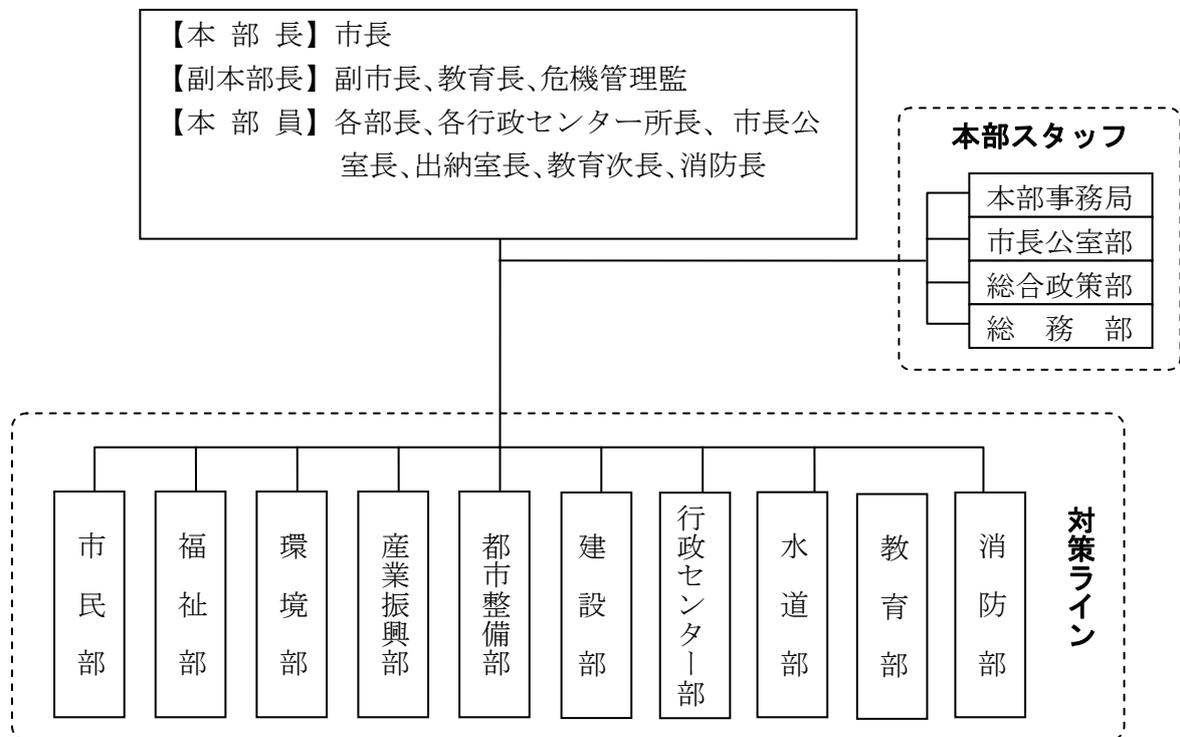
市担当部班	本部事務局
関係機関	

1 本部の開設

本部の設置場所は、原則として市本庁舎302・303会議室又は議会棟委員会室内とする。
ただし、建物の被災等により本庁舎内に設置できない場合は、①市立文化センター②熊谷地方庁舎③その他の公共施設等の順に移設先を検討し、本部長の判断により移設する。

2 組織

本部の組織及び事務分掌は、熊谷市災害対策本部条例及び熊谷市災害対策本部に関する規程の定めるところによる。



なお、災害警戒本部は、災害対策本部に準じた組織体制とする。

◆情報の収集、伝達	◆被害状況の把握、報告	
◆関係機関との連絡・調整	◆災害危険箇所の警戒、巡視	
◆所管施設の点検及び応急措置	◆被害への応急対応	◆広報活動 ほか

3 本部会議

災害に関する情報を分析し災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は本部会議を随時招集する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長をつとめる。

なお、本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

4 現地災害対策本部

本部長は、災害現場の近くに対策拠点を設ける必要があると認めるときは、行政センター又は現場付近の公共施設等に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、副本部長が指揮をとる。

5 国・県の現地対策本部との連携

国や県の現地災害対策本部が市内に設置された場合は、それらと連携して、効果的な災害対策を行う。

第3 関係機関の活動体制

市担当部班	本部事務局
関係機関	各機関

各防災関係機関は、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える。

また、市本部への助言、本部との密接な連携・情報交換のため、市本部への本部連絡員の派遣に努める。

第2節 動員配備計画

〔方針・目標〕

- 職員の動員配備は、震度情報に応じて指示なしに参集する「自動配備」を原則とする。
- 震度6弱以上は全員が参集する体制とする。

第1 市職員の動員・配備

市担当部班	本部事務局、総務部庶務職員班
関係機関	

1 配備の決定準備体制

震度計や気象庁の地震情報等に関する危機管理監の報告に基づき、自動配備の場合を除いて市長が必要な配備態勢を判断する。

■ 配備態勢と判断基準

配備態勢		判断基準	配備職員
準備体制	1号配備	①市内で震度4が観測されたとき。 ②東海地震観測情報が発表されたとき。 ③その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	危機管理室、所要の職員
災害警戒本部体制	2号配備	①市内で震度5弱が観測されたとき。〔自動配備〕 ②東海地震注意情報が発表されたとき。 ③その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	関係課所の係長以上、所要の職員
災害対策本部体制	3号配備	①市内で震度5強が観測されたとき。〔自動配備〕 ②東海地震予知情報が発表されたとき。 ③その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	関係課所の係長以上、応急対策要員
	4号配備	①市内で震度6弱以上が観測されたとき。〔自動配備〕 ②その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	全職員

2 職員の動員

ア 地震が発生した場合、総務部長は速やかに震度と該当する配備レベルを市内放送するとともに、各部長に配備態勢を伝達する。出先や外出中の職員等へは、各部長から伝達する。

イ 勤務時間外

地震が発生した場合、各職員は、テレビ、ラジオ等で市内の震度を確認し、震度5弱以上の場合は自動配備をとる。また、震度の発表がない場合でも、体感や周囲の状況等から「気象庁震度階級解説関連表」に照らして市内の震度が5弱以上と推定できる場合は、その震度に相当する配備態勢をとる。

自動配備以外の場合は、総務部長から各部長へ連絡し、各職員へは各部の連絡網により伝達する。

3 動員区分及び動員人員

配備先は、勤務場所とする。

ただし、勤務場所以外の場所に動員させる場合は、所属長が指示する。

4 職員動員の報告

各課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、所属部長を通じて、総務部長に報告する。

職員課長（庶務職員班長）は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて、市長（本部長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、当日は1時間ごととする。

5 職員の服務

すべての職員は、次の事項を遵守する。

- (1) 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- (2) 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- (3) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- (4) 正規の勤務時間が終了しても所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- (5) 災害現場に出動する場合は、腕章及び名札を着用し、また自動車には標旗及び標章を使用すること。
- (6) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

6 参集時の留意事項

- (1) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの行政センターに参集する。

また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属の長又は最寄りの施設の責任者へ連絡する。

- (2) 災害のため、緊急に参集する際は、作業服又は作業に適する服装を着用し、携帯品は、特に指示があった場合を除き、食料3食分、飲料水、ラジオ、懐中電灯とする。
- (3) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

第2 関係機関の動員配備

市担当部班	本部事務局
関係機関	各機関

各防災関係機関は、地震が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための配備態勢をとり、必要な職員を速やかに動員する。

第3節 自衛隊災害派遣要請・相互応援協力計画

[方針・目標]

- 発災後1時間以内に自衛隊の派遣要請ができるように被災状況等を収集し判断する。
- 大規模災害の場合は15分以内、震度6強以上は即要請することを基本とする。
- 大規模災害の場合は、市単独では対応が困難なため、消防機関、協定先の自治体の応援を要請し、連携して効果的な対策を実施する。

第1 自衛隊災害派遣要請

市担当部班	本部事務局
関係機関	自衛隊

1 災害派遣要請の依頼

(1) 市長の災害派遣要請依頼

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して電話又は口頭で次の事項を明らかにして災害派遣要請を依頼し、事後速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊の長に通知し、事後、所定の手続を行う。

■災害派遣要請の手続

提出（連絡）先	県危機管理防災部危機管理課 TEL048(830)3115 FAX048(830)4790 防災無線 6-3115 防災無線 FAX 6-4790
連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	◇災害の状況及び派遣を要請する事由 ◇派遣を希望する期間 ◇派遣を希望する区域及び活動内容 ◇その他、参考となるべき事項

■自衛隊通知先

部隊名	駐屯地等 電話番号	連絡責任者	
		時間内	時間外
陸上自衛隊 第32普通科連隊	大宮 048-663-4241～5	第3科長 内線 202・205	部隊当直司令 内線 302・218
陸上自衛隊 第1施設団	朝霞 048-460-1711	第3科長又は警備幹部 内線 3236	駐屯地当直司令 内線 4302・4402
陸上自衛隊 第一施設大隊	茨城県古河 0280-63-4141～5	第3係主任又は第2係主任 内線 372・373・368	第一施設大隊当直司令 内線 370
陸上自衛隊 第一師団司令部	東京都練馬区 03-3933-1161～9	第3部長又は防衛班長 内線 238・239	第一師団司令部当直長 内線 207・228
航空自衛隊 中部航空方面隊司令官	入間 04-2953-6131	運用第2班長 内線 2233・2330	司令部当直幕僚 内線 2204・2209
航空自衛隊 第4術科学校	熊谷 048-532-3554	総務課長 内線 208・207・308	基地当直幹部 当直 225・507

(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

◇関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
◇知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
◇航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
◇その他上記に順じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

2 災害派遣部隊の受入体制の確保等

(1) 受入体制

本部事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

■自衛隊の受入体制

項 目	内 容
作業計画の作成	◇作業箇所及び作業内容 ◇作業箇所別必要人員及び必要器材 ◇作業箇所別優先順位 ◇作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ◇部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	◇総務部が取りまとめ等統括する。 ◇必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結候補地	熊谷スポーツ文化公園 (状況により被害箇所近くの公共用地)
連絡窓口	◇本部事務局に連絡窓口を一本化する。 ◇自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

(2) 自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の支援活動

◇被害状況の把握	◇避難者の誘導、輸送
◇遭難者の捜索、救助	◇水防活動
◇消防活動	◇道路又は水路等交通上の障害物の除去
◇診察、防疫、病虫害防除等の支援	◇人員及び物資の緊急輸送
◇炊飯及び給水支援	◇救援物資の無償貸付又は贈与
◇交通規制の支援	◇危険物の保安及び除去
◇予防派遣	◇その他

(3) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

3 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね以下のとおりとする。

その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

■負担経費

- ◇救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ◇宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ◇宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ◇救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償

第2 地方公共団体等への応援要請

市担当部班	本部事務局
関係機関	

1 応援要請のための判断基準

応援要請のための判断は、おおむね次のような事態を目安とする。

■判断基準の目安

- ◇震度6強以上の大規模地震災害であるとき
- ◇市には困難又は特殊な対応を要する状況であるとき
- ◇隣接した市町への避難が効果的なとき
- ◇被害の全体像が不明だが、甚大な地震災害であると推測される時

2 応援の要請

(1) 県又は指定地方行政機関等への応援要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事又は指定地方行政機関等に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■県への応援要請手続

要請先	県危機管理防災部消防防災課
	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんをもとめる場合は県）
	消防庁長官（緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡がとれない場合）
連絡方法	下記の表に掲げる事項を明記した文書 （ただし緊急を要し、文書を持ってすることが困難なときは、口頭又

は電話、無線等で行い、事後速やかに文書送付)

■県への応援要請手続上必要な事項

要請の内容	事 項	根拠法令
県への応援の要請 又は応急措置の実 施の要請	◇災害の状況 ◇応援（応急措置の実施）を要請する理 由 ◇応援を希望する物資、資材、機械、器 具等の品名及び数量 ◇応援（応急措置の実施）を必要とする 場所 ◇応援を必要とする活動内容（必要とす る応急措置内容） ◇その他必要な事項	災対法第 68 条
指定地方行政機 関、他都道府県 の職員又は他都道府 県の市町村の職員 の派遣又はあっせ んを求める場合	◇派遣要請又は派遣のあっせんを求める 理由 ◇派遣要請又は派遣のあっせんを求める 職員の職種別人員数 ◇派遣を必要とする期間 ◇派遣される職員の給与その他勤務条件 ◇その他参考となるべき事項	派遣：災対法第 29 条 あっせん：災対法第 30 条 地方自治法第 252 条 の 17
消防庁長官への消 防の応援の要請	◇災害発生日時 ◇災害発生場所 ◇災害の種別・状況 ◇人的・物的被害の状況 ◇応援要請日時 ◇必要応援部隊数 ◇その他の情報（必要資機材、装備等） ◇連絡責任者（担当課、職、氏名、電 話・FAX 番号）	消防組織法 第 44 条

(2) 他市町村への応援要請

本部長は、相互応援協定を締結している市町村に各種応援を要請する。

■協定一覧

協定名	協定締結先
災害時における埼玉県内市町村間 の相互応援に関する協定	埼玉県、県内全市町村
大里広域市町村圏組合を構成する 市町村との災害時相互応援協定	深谷市、寄居町
比企広域市町村圏組合を構成する 市町村との災害時相互応援協定	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉 見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
大規模災害時における相互応援に 関する協定	群馬県太田市

大規模災害時における相互応援に関する協定	群馬県勢多郡富士見村
----------------------	------------

(3) 協力協定等締結団体等への応援要請

本部長は、協力協定等を締結している市内団体・事業所等に各種協力を要請する。

■協定一覧

協定名	協定締結先
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	くまがや農業協同組合
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	(株)八木橋
災害時における熊谷市内郵便局、熊谷市間の協力に関する覚書	熊谷市内郵便局（代表 熊谷郵便局）
災害時における支援協力に関する協定	(株)マイカル
災害時における救援物資の提供に関する協定	三国コカ・コーラボトリング(株)
災害時における電子計算機の支援に関する協定	(株)日立情報システムズ

第3 応援受入体制の確保

市担当部班	本部事務局、総務部庶務職員班、消防部
関係機関	

1 地方公共団体からの応援受入

総務部は、他の地方公共団体からの応援について、県と相互に連絡を密にし、以下の事項に留意し、有効な活動ができるよう体制の確保に努める。

■地方公共団体からの応援活動

◇災害救助に関する業務(例:消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等)
◇医療応援に関連する業務(例:医療班、航空機、空港の提供等)
◇被災生活の支援等に関連する業務(例:物資の応援、応急危険度判定等)
◇災害復旧・復興に関連する業務(例:被災者の一時受入、職員の派遣による事務補助)
◇その他災害応急対策(国との防災訓練で検証がなされている業務等)

■受入体制の確保

◇関係機関との相互協力により、本部事務局が受入窓口となり総合調整するとともに、関係各部が他の地方公共団体の職員を受入れる。
◇応援職員に関する宿舍の確保等バックアップ業務は、総務部が行う。

■応援受入の対応

◇受入窓口の明確化
◇応援の範囲又は区域の明確化
◇担当業務の明確化
◇応援の内容の明確化
◇交通手段及び交通路の確保

2 広域的応援受入のための活動拠点施設

市域における広域的応援受入のための活動拠点施設は、以下のとおりである。

■活動拠点

名称	所在地	面積 (㎡)	主な活動用途	避難場所 指定有無
熊谷スポーツ文化公園 ※園内の一部熊谷防災 基地	上川上外	833,000	防災活動拠点（物資の備蓄 集配機能及び避難場所） 防災基地（物資の備蓄、集 配機能及び活動要員の集結 機能） 自衛隊・緊急消防援助隊集 結地	○
埋蔵文化財センター	船木台 4-4-1	24,641	警察・消防応援隊	
妻沼東運動公園	上須戸 952	23,521	警察応援隊	○
江南行政センター 駐車場	中央 1-1	10,335	警察応援隊	
県立総合教育センター 江南支所	御正新田 1355-1	200,889	消防応援隊	
妻沼運動公園	飯塚 200	101,230	消防応援隊	○
妻沼中央公民館	妻沼東 1-1	16,397	自衛隊派遣部隊	○

(平成 19 年度 県地域防災計画所収分)

第4節 地震情報等の収集

〔方針・目標〕

- 地震発生とともに、被害情報を一元的に管理する体制を確立し、災害対策本部内で情報の共有化を図る。

第1 地震情報等の収集伝達・周知

市担当部班	本部事務局
関係機関	熊谷地方気象台

1 気象庁が発表する地震に関する情報

(1) 地震情報

気象庁は、次の地震情報を発表する。

■地震情報の種類

種類	内容
震度速報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名（※熊谷市は「埼玉県北部」）と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点（※熊谷市内は、「桜町」「宮町」「大里」「妻沼」「江南」）のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表

(2) 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して地震や震源の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地の主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報で、気象庁では平成19年10月1日から一般への提供を開始した。

緊急地震速報は、緊急地震速報提供事業者を介して受信する専用端末や表示ソフトをインストールしたパソコンなどへ配信を希望する事業者へ提供を行うほか、携帯電話会社を経由した一般への配信が計画されており、例えば、NHKは、テレビやラジオにて、次の内容で放送することになっている。

■緊急震度速報

区分		あらまし
放送形式		◇すべての放送波で速報（全国放送） ◇テレビはスーパー（地図付き、1画面で表記） ◇ラジオは放送を中断して音声で速報
放送内容	テレビ	◇気象庁が発表する震度5弱以上が推定される地震 ◇緊急地震速報のタイトル、地震が起きた場所、強い揺れへの警戒呼びかけ、強い揺れの対象地域 ◇緊急地震速報用に独自制作のチャイム音使用
	ラジオ	◇基本的にテレビと同内容 ◇緊急地震速報用に独自制作のチャイム音使用

2 気象情報、水防活動用気象注意報・警報、洪水予報その他風水害等防災情報

→第3章「風水害応急対策計画」第4節「警報及び注意報伝達計画」参照

※ただし、大規模地震後における気象情報については、気象台は、おおむね従来の発令基準より安全側にした暫定基準をもって行うこととしている。

第2 異常な現象発見時の通報

市担当部班	所管各部
関係機関	熊谷地方気象台

→第3章「風水害応急対策計画」第4節「警報及び注意報伝達計画」第2「異常な現象発見時の通報」参照

第5節 災害情報通信計画

[方針・目標]

- 本部スタッフに情報収集・分析を行う情報管理センターを設け、情報の一元管理を行う。
- 市民への情報伝達は、市防災行政無線・広報車の他、在宅要援護者へのファックス・防災情報メール、学校・幼稚園への学校防犯メール等の多彩な手段を活用する。
- 地震発生直後に県災害対策本部等に第1報を通報し、災害状況を迅速に発信する。

第1 災害情報の収集・報告

市担当部班	本部事務局、総合政策部情報班
関係機関	各機関

1 情報統括責任者の選任

本部長は、総合政策部長を情報統括責任者に選任し、災害情報を一元的に集約し、活用・記録する体制を確保するよう指示する。

なお、選任の結果は県現地災害対策本部又は支部に充てられる北部地域創造センター又は県税事務所に報告する。

2 情報収集体制の確保

総合政策部長は、情報統括責任者として、被害軽減のための災害応急対策実施のために時宜に適した被害報告の収集報告を図るため、各部の長等に対し、以下の点について、決定し、速やかに復命するよう指示する。

- (1) 各部局における情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設
- (2) 報告用紙の確認又は配布
- (3) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等に関する打ち合わせ
- (4) 情報収集機器の確認又は調整・補充
- (5) 情報機器要員の確認又は調整、配置等

3 地震災害時に収集すべき情報

- (1) 発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
発災情報	◇市街地火災の発生の有無及び延焼状況 ◇非木造建物被災の有無及び被災状況 ◇木造建物被災状況 ◇河川堤防の被災状況（亀裂、欠け崩れ等） ◇がけ崩れ等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ◇ため池の被災状況（亀裂、欠け崩れ等） ◇発災による物的・人的被害に関する情報	発災状況の 覚知後即時	◇市等巡視警戒員 ◇警察 ◇各公共施設の管理者等 ◇自主防災組織、住民（被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域ごとに） ◇バス、タクシー、運送業者
	◇ライフライン（電気、ガス、電話、通信施設）の被災状況	被災後、被災状況が把握	◇各ライフライン関係機関

	◇応急対策の障害となる各道路、橋梁、鉄道等の被災状況	握された後	◇公共交通機関 ◇道路管理者
住民の動向	◇発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所設置 報覚知後	◇避難所施設管理者、 勤務要員 ◇消防、警察 ◇自主防災組織

(2) 大規模地震発生時点以降の警戒体制において収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
地震情報	◇余震に関する情報 ◇緊急地震速報 ◇震度情報	発表後即時	気象庁
予報・警報	◇予報・警報の内容 ◇予想される降雨及び災害の程度	発表後即時	熊谷地方気象台
危害危険箇所等の情報	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ◇河川のはん濫の予想される時期、箇所 ◇土砂災害の予想される箇所の前兆現象	異常覚知した後即時	◇市等巡視警戒員 ◇自主防災組織、住民
住民の動向	◇警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所設置した旨の連絡報覚知後	◇避難所施設管理者 ◇避難所施設勤務要員 ◇消防、警察 ◇自主防災組織

4 県、国への報告

県、国への報告は、県地域防災計画の定めるところ及び「火災・災害等速報要領」に基づき、本部事務局が行う。

(1) 地震発生時の通報

本部事務局は、震度4を記録した場合、被災状況を県に報告する。

ただし、震度5弱以上を記録した場合については、第1報を県及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り速やかに報告する。

なお、第1報は、庁舎及び周辺地域の被災の有無、参集途上に知り得た被害の状況など、その時点で把握した限りでよいものとする。

(2) 県への報告

県への通常の報告は、防災情報システム端末操作により行うが、地震災害時の状況により現地災害対策本部支部経由で行う。

また、有線電話等の通信連絡が可能な場合の部門別各種被害情報は、それぞれ所管する県各部局地域機関経由で行う。

報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。その他以下のとおり行う。

■ 報告の種類・手順等

報告の種類		報告の手順	報告先
被害速報	発生速報	◇被害の発生直後に行う。 ◇埼玉県防災情報システムに必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第1号「発生速報」に必要事項を記載し防災無線FAX等で報告する。	県消防防災課 勤務時間外においては危機管理防災部当直 ○ 勤務時間内 電話 048-830-3171（直通） FAX 048-830-4779 防災行政無線 6-3171 防災行政無線 FAX 6-4779 ○勤務時間外 電話 048-830-3166（直通） FAX 048-822-9771
	経過速報	◇特に指示する場合ほか2時間ごとに行う。 ◇埼玉県防災情報システムに逐次必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第2号「経過速報」に必要事項を記載し防災無線FAX等で報告する。	
確定報告	◇災害応急対策終了後7日以内に行う。 ◇「確定報告記入要領」に基づき文書で報告する。		

(3) 国への報告

県へ報告できない場合及び震度5弱以上の地震発生の場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

■ 報告先

		平日（9：00～17：45） 消防庁震災等応急室	休日・夜間（左記以外） 宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	FAX	7537	7789
地域衛星通信ネットワーク	電話	84-048-500-7527	84-048-500-7782
	FAX	84-048-500-7537	84-048-500-7789

第2 災害通信計画

市担当部班	本部事務局、総合政策部
関係機関	各機関

→第3章「風水害応急対策計画」第5節「災害情報通信計画」第2「災害通信計画」参照

第6節 災害広報広聴計画

〔方針・目標〕

- 市民への災害情報は、防災行政無線、市ホームページ、CATV、メール、広報紙など、利用可能な媒体を活用して行う。
- 災害時要援護者には、文字情報（FAX、広報紙）、手話、点字等を用いるなど配慮する。
- 発災後から報道機関を通じて、市民への情報伝達や全国への支援要請などを発信する。

第1 災害広報資料の収集

市担当部班	総合政策部情報班
関係機関	各機関

総合政策部は、災害広報活動を行うために必要な資料として、次に掲げるものを取りまとめ、又は関係機関等の協力を得て収集する。

■広報活動の資料

〔被害報告に類するもの〕

- ◇市各部がとりまとめた被害状況に関する情報
- ◇県、国、関係機関等から収集した被害状況に関する情報
- ◇総合政策部の撮影記録係を派遣して撮影し災害写真、災害ビデオ
（この場合、被害のみを過度に強調することなく、全体の中の被害であることに留意）
- ◇県の出先機関、市町村、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真、ビデオ
- ◇報道機関等による災害現地の写真

〔災害応急対策活動実施状況に類するもの〕

- ◇市各部がとりまとめた応急対策活動実施状況に関する情報
- ◇県、国、関係機関等から収集した応急対策活動実施状況に関する情報
- ◇鉄道・バス、道路、ライフライン等復旧状況又は復旧見込み
- ◇市、県、国、関係機関等が実施する被災者向け救援対策メニュー
- ◇救出・救助等災害応急対策活動取材した写真、その他

第2 住民への広報

市担当部班	本部事務局、総合政策部広報広聴班、行政センター部総務税務班
関係機関	熊谷ケーブルテレビ(株)

1 市、県及び関係機関の行う広報活動及び広報内容

総合政策部、本部事務局は、住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法で提供する。

なお、広報車や固定系防災行政無線等で放送する場合は、次の点に留意する。

- (1) 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。
- (2) 分かり易い言葉を使う（住民に浸透していない専門用語を使わない。）
- (3) 避難勧告等の緊急情報は、結論や要点を簡潔にして、はっきりした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。

■主な広報媒体

種別	媒体	所管する機関
同報系	防災行政無線（固定系）	市
	広報車による巡回放送	市（消防本部・消防団含む。）、警察署
	同報メール配信	市、県
	ラジオ、テレビ放送	放送事業者
更新系	ホームページ等への掲示	市、防災関係機関
紙面系	広報紙、チラシの発行	市
	公共（施設等）の掲示板	市、防災関係機関
	新聞記事	報道機関

■主な広報事項

時期	広報事項	媒体
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ◇用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ◇地震情報（震度・震源、余震の可能性等） ◇避難情報（避難所開設状況、勧告・指示の対象とその理由） ◇被災状況（火災、地すべり、道路・河川の損壊等） ◇災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ◇道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ◇公共交通機関の運行状況 ◇ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） 	同報系 更新系
応急期	<ul style="list-style-type: none"> ◇応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等） ◇ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ◇医療機関の状況 ◇感染症対策活動の実施状況 ◇食料、生活必需品の供給予定 ◇災害相談窓口の設置状況 ◇その他住民や事業所のとるべき措置 	同報系 更新系 紙面系

2 避難所での広報

総合政策部は、各避難所において、掲示板への掲示や避難所自治組織を通じて災害広報紙を配布する。

また、災害時要援護者に配慮し、口頭伝達や住民会を通じた伝達など、避難者の状況に応じた広報を行う。

■避難所での広報項目例

◇災害の状況	◇施設使用方法等の注意事項
◇生活ルール	◇生活支援対策のお知らせ
◇その他各種対策のお知らせ	◇避難所運営等への協力要請

3 災害時要援護者への広報

市は、広報を実施するにあたって、県並びにNHK、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等放送事業者と連携し、外国人に対しての多言語による広報や、視聴覚障害者に対してのファクシミリや文字放送による広報など災害時要援護者にも配慮した対策を積極的に行う。

第3 報道機関への発表等

市担当部班	総合政策部広報広聴班
関係機関	放送事業者、報道機関

地震災害が大規模であればあるほど、市に多くの報道関係者が取材に訪れる。

市は、報道機関の果たす市民向け広報活動における意義や、全国に向けた広報活動における意義を十分考慮し、以下のとおり適切な報道機関への発表等を行う。

1 緊急放送要請

総合政策部は、住民等への情報伝達が緊急を要する場合は、県を通じて、NHK、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

2 報道機関への広報協力要請

総合政策部は、県を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、住民向け広報協力を要請する。

3 報道機関への広報資料提供

総合政策部は、庁舎内等に記者発表場所を設置し、災害発生状況及び対策の状況を発表する。発表事項は、事前に本部長の承認を得る。

また、各報道機関からの問い合わせについては、総合政策部を市本部の窓口として統一するとともに、各部内に広報資料担当を置き、情報の一元化を図る。

なお、庁舎内は記者発表場所・待機場所以外は、立入禁止とする。

■記者発表者

発表者は次の順位とする。

- 1 広報広聴課長 2 企画課長 3 総合政策部長

第4 広聴活動

市担当部班	総合政策部広報広聴班、市民部市民班、行政センター一部市民環境班
関係機関	

1 被災者に対する個別聴取等の実施

総合政策部は、必要に応じて、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、被災者の要望、苦情等の収集をあわせて行う。

2 災害相談窓口の設置

市民部は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、各庁舎内に相談窓口を設置する。また、住民の相談に対し迅速に対応するため、相談窓口には各部の担当者を置く。相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

なお、住民からの意見、要望等については、可能な限り聴取し応急対策に反映させるよう、とりまとめの上、総合政策部に提出する。

■相談窓口の内容

設置場所	市役所本庁舎 1 階ロビー又は各行政センター
相談窓口で扱う事項	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 捜索依頼の受付け（市民部） ◇ 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報（総合政策部） ◇ 災害証明書の発行（総務部） ◇ 埋火葬許可書の発行（市民部） ◇ 仮設住宅の申し込み（建設部） ◇ 住宅の応急修理の申し込み（都市整備部） ◇ 災害見舞金、義援金の受付け、払い出し（福祉部、本部事務局） ◇ 生活資金、融資等の相談等（福祉部、産業振興部） ◇ 法律、税務の相談（総務部）

第7節 水防活動、土砂災害その他二次災害防止計画

〔方針・目標〕

- 余震等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を10日程度で完了する。特に、避難所、病院等の防災拠点施設を優先的に行う。
- 斜面の宅地造成地においても、擁壁や地盤の崩壊による二次災害を防止するために、応急危険度判定を行う。
- その他、急傾斜地、河川の堤防等の被害を点検し、地震後の降雨に備える対策を実施する。
- 危険物等施設において、爆発、炎上、危険物の漏出等が発生した場合は、速やかに影響のある区域に避難勧告・指示を発令し、避難対策を実施する。

第1 水防活動計画

市担当部班	産業振興部、建設部建設班、大里行政センター一部産業建設班、妻沼行政センター一部産業班・建設班、江南行政センター一部建設班
関係機関	荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所、荒川北縁水防事務組合、大里利根川水防予防組合、熊谷警察署

大規模地震発生により河川堤防の亀裂等被災、急傾斜地危険箇所等の崩壊に至らぬ程度の亀裂等被災が想定される。そのため、大規模地震発生後の大雨時の洪水防御のための水防活動は、水防法に基づき水防管理者としての市長又は行田市、鴻巣市とともに構成する荒川北縁水防事務組合の管理者及び深谷市とともに構成する大里郡利根川水害予防組合の管理者が、それぞれの水防計画により行うが、排水機場操作及び水防体制の確保、避難のための立退き指示その他において、各構成市と連携し、迅速かつ的確に対応する。

→第3章「風水害応急対策」第7節「水防活動計画」参照

第2 応急危険度判定

市担当部班	都市整備部住宅班
関係機関	

1. 被災建築物応急危険度判定

(1) 応急危険度判定実施本部の設置

都市整備部は、緑化センター内に応急危険度判定実施本部を設置し、調査資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県及び応急危険度判定協議会等の協力を得て応急危険度判定の有資格者を確保する。

なお、被害状況によっては、各行政センターを拠点とする。

(2) 応急危険度判定の実施

判定は、被災状況を調査の上、緊急を要する地区を決定し、災害対策本部、避難施設、病院、緊急輸送路等に係る建築物を優先して行う。

判定方法は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき目視点検により行い、判定の結果は、「危険」、「要注意」又は「調査済」に区分し、建物の入り口等分かりやすい場所に判定結果を色紙で表示する。なお、判定は、避難所等になっている公共建物を優先的に行う。

2. 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために斜面造成宅地の危険度判定を行う。

都市整備部は、県等を通じて危険度判定士の確保を要請して実施する。住宅の判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第3 土砂災害対策

市担当部班	本部事務局、所管各部
関係機関	熊谷地方气象台、熊谷県土整備事務所、大里農林振興センター、熊谷警察署

1 土砂災害対策

地震により河川、急傾斜地崩壊防止施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、県及び各施設管理者に対し、次のような応急復旧を行うよう要請する。市関係各部は、自ら管理する施設について、県等に準じて行う。

区分	応急措置のあらまし
河川施設応急対策	堤防及び護岸の破壊等については、ひびわれ等に雨水の浸透による増破を防ぐため、亀裂箇所をビニールシート等により当該箇所を覆うなど、当面の安全措置を講ずるとともに、速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を行う。
急傾斜地崩壊防止施設等応急対策	急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を確認し、必要に応じて、立入り禁止区域の設定、住民避難の指示、亀裂箇所をビニールシート等により覆うなど当面の安全措置を講ずるとともに、施設の安全確保に努める。急傾斜地崩壊危険箇所についても、砂防ボランティア等の協力を得て、点検調査を行うとともに、県に準じて行う。
ため池応急対策	ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、河川施設応急対策に準じて、施設の安全確保に努める。

2 警戒・巡視、安全措置

→第3章「風水害応急対策」第8節「土砂災害その他二次災害防止計画」第2「土砂災害対策」参照

第4 危険物対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	熊谷警察署、危険物施設等管理者

1 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の危険物施設の管理者は、爆発、漏えいなどの二次災害防止のため、地震発生後速やかに施設の点検、応急措置を講じる。

消防部は、必要に応じて、県等と連携し、立入検査を行う。

2 避難及び立入制限等

危険物施設の管理者は、地震発生に伴い、爆発、漏えいなどによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第5 放射線災害対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	熊谷警察署、放射性物質利用施設等管理者

1 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、大規模地震発生後速やかに施設の点検、応急措置を講じる。

2 避難及び立入制限等

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第8節 公共施設、帰宅困難者の支援対策

[方針・目標]

- 公共建築物は、避難施設、防災拠点などを優先に、点検、応急危険度判定等を実施し、可能な限り施設機能の維持を図る。
- 帰宅困難者に対してJRと連携して、熊谷駅に総合案内所を設置し、飲料水・地図の配布や交通情報の提供等、可能な支援を行う。また、駅周辺の公共施設に帰宅困難者待機場所を設置し、一時的に収容する場所を提供する。

第1 公共建築物

市担当部班	総務部庶務職員班、建設部建築班、各施設管理者
関係機関	所管機関

1 災害発生直後の応急措置

各施設の管理者は、大規模地震発生時は、施設利用者の安全確保と被害の軽減及び施設機能の維持を図るため、以下の措置を講ずる。

- (1) 避難対策については、事前計画に基づいて万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置を講ずる。
- (5) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- (6) 施設を点検し、被災状況を、市の施設については所管部又は本部事務局を通じて、県の施設及びその他関係機関の施設については直接県担当部局に、あるいは所管部又は本部事務局を通じて報告する。

■施設の点検基準の目安

- ◇建築物の構造躯体の傾斜、損傷の有無
- ◇建築物・設備の浸水・冠水の有無
- ◇建築設備（機械設備・電気設備・ガス設備・放送設備）の機能点検
- ◇使用停止する設備（エレベーター、冷暖房、その他必要以外の電気・機械の運転）
- ◇受水槽等の貯水確認
- ◇消防用設備等の点検・確認（防火戸、火災報知設備、屋内消火設備、消火器、避難設備等）
- ◇自家発電設備、可搬式発電機の点検

2 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

建設部は、各部からの要請に基づき、市所有の建築物について、危険性の有無を確認するため、建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の防止と、建築物の地震後での当面の使用可能性について判断を行う。

なお、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士については、市職員をはじめ市内に在住在勤する有資格者をもって充てるとともに、県に対し、広く有資格者の応援確保協力を要請する。

→第7節「水防活動、土砂災害その他二次災害防止計画」第2「応急危険度判定」参照

3 被災度区分判定調査の実施

建設部は、各施設管理者からの報告に基づき、市所有の建築物について、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

また、応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第2 ライフライン施設

市担当部班	建設部下水道班、水道部
関係機関	県企業局、県下水道公社、東京電力㈱、東京ガス㈱、東日本電信電話㈱、㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ

1 上水道施設

水道部は、次の対策を行う。

(1) 応急活動体制の確立

大規模地震が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

(2) 応急活動

被害状況を調査する。地震により上水道施設が被災し、機能が停止した場合は、緊急止水をした上で機能回復作業を行う。

(3) 上水道の復旧対策

被害状況を調査し、復旧計画を作成して復旧作業にあたる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。県水の受水施設の復旧については、用水供給施設の復旧度合いにあわせるものとする。

2 下水道施設

建設部は、次の対策を行う。

(1) 応急活動体制の確立

大規模地震が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

(2) 応急活動

被害状況を調査し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

(3) 下水道の復旧対策

詳細な被害調査を実施し、復旧計画を作成して復旧作業にあたる。復旧作業は、処理場及び中継ポンプ場を最優先に行い、順次これらの施設に近い管路から復旧を進める。

3 電気施設

東京電力㈱熊谷支社は、地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

なお、電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、円滑な防災活動に必要なため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

(1) 非常体制の確立

非常災害が発生すると予想される場合又は非常災害が発生した場合は、必要な人員を動員し、非常体制を確立する。

(2) 応急復旧対策

非常災害が発生した場合は、関係機関から情報収集を行うとともに電力設備の被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策をたてる。

(3) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況及び被害復旧の難易度を勘案し供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

(4) 情報連絡

非常災害時における電力設備の被害状況等の情報連絡を関係機関に行うとともに、復旧状況の通報及び報告を行う。

4 ガス施設

東京ガス（株）は、「災害対策規程」に基づき、次のとおり応急対策を実施する。

(1) 大規模地震発生直後の活動

- ア 職員の参集
- イ 情報の収集伝達
- ウ 応急旧用資機材の確保

(2) 復旧作業過程の活動

- ア 復旧計画の策定
- イ 復旧要員の確保
- ウ 代替エネルギーの供給
- エ 災害広報
- オ 他機関との協力

5 電気通信設備

東日本電信電話(株)埼玉支店等電気通信設備事業者は、震災時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における緊急通信確保のため、応急復旧対策を迅速に進める。また、被災設備に速やかな復旧に向け、必要な復旧体制の整備と復旧対策を迅速、円滑に行うため復旧対策の充実強化を図り、電気通信サービスの確保を図る。

(1) 災害時の活動体制

災害が発生した場合は、非常態勢を発令し対処する。この場合、市町村及び各防災機関と密接な連携を保ち相互協力に努める。

(2) 設備、資機材の点検及び出動準備

災害の発生とともに、設備、資機材の点検等を行う。

(3) 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置をとる。この場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じて、電気通

信事業法に定められた復旧順位に従って実施する。

なお、市指定避難所に特設公衆電話を設置し、被災者の通信連絡の便宜を図る。

(4) 広報

災害が発生し、通信が途絶若しくは利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況を、テレビ、ラジオ、新聞掲載及び広報車により地域の住民に周知する。

第3 交通施設の応急対策

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、鉄道事業者

1 鉄道施設の応急対策

(1) 東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)

東日本旅客鉄道(株)高崎支社は、地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図る。地震時の応急対策はおおむね以下のとおりとなっている。

ア 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

イ 運転規制

地震が発生した場合の運転取扱いは、次のとおりである。

■運転中止又は速度規制を行う場合

- ◇12 カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から運転中止を解除する。
- ◇6 カイン以上 12 カイン未満の場合は、25 km/h 以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。
- ◇6 カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。
- ※ カインは、速度の単位。1 カイン= 1 c m/秒

列車の運転方法は、その都度決定するが、おおむね次により実施する。

■運転中止時の運転方法

- ◇迂回又は折り返し運転
- ◇バス代行又は徒歩連絡
- ◇臨時列車の特発

■大地震（震度6弱以上）発生時の対応

- ◇本社、高崎支社、各地区指導センター及び各駅、箇所に対策本部を直ちに設置する。
- ◇各地区指導センター（県内では大宮、浦和）は、情報拠点となり、地区内各駅、箇所の被災状況、救助を必要とする状況及び非常参集社員の状況等を収集して、本社及び高崎支社対策本部へ報告する。
- ◇本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所に救助要員を派遣する。

(2) 秩父鉄道(株)

秩父鉄道(株)は、地震発生の場合は、防災規程並びに運転事故復旧対策規程に則り、円滑な処置を講ずるとともに、速やかに災害の復旧にあたる。地震時の応急対策はおおむね以下のとおりとなっている。

ア 通信連絡態勢

運転指令所と各駅は、指令電話により連絡する。各駅長は各列車の乗務員に連絡する。災害発生の場合は、事故速報の伝達経路に従い関係者に速報する。

イ 列車運転態勢

運転指令所は、強い地震を感知した場合、全列車の運転休止を指令する。また、波久礼駅構内に設置してある地震計が動作した旨の連絡を受けたときは、震度階により以下の取扱いをする。

■運転中止又は速度規制を行う場合

◇震度5弱以上のときは、線路係員の点検終了まで運転を中止する。
◇震度4の場合は、25 km/h 以下の徐行運転を指示する。ただし、指定点検箇所は線路係員が点検の上、異常のないことを確かめるまで列車を進入させない。

ウ 応急復旧態勢

防災規程並びに運転事故復旧対策規程に基づき情報を的確に把握し、復旧作業及び救護活動の迅速化を図る。対策本部及び現業の動員数は災害の程度に応じて想定した人員配置の基準による。

2 道路施設の応急対策

建設部は、市域内の道路被害、及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、緊急度、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努める。通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに、交通止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。

また、道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。

→第20節「輸送計画」第2「緊急輸送計画」並びに第3章「風水害応急対策計画」第11節「交通対策計画」参照

第4 その他公共施設等

市担当部班	産業振興部、市民部医療班、福祉部、行政センター一部福祉班・産業班、所管各部
関係機関	各機関

1 不特定多数の人が利用する公共施設

各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

なお、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに市本部事務局又は行政センター一部に報告する。

2 畜産施設等

産業振興部は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告し、防疫対策、飼料対策に万全を期する。

3 医療救護活動施設

市民部は、地震が発生した場合、市内の医療救護活動施設において、以下の措置がとられたことを速やかに把握するよう努める。

■医療救護活動施設がとるべき初動措置

- ◇施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- ◇施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。
- ◇地域防災計画に基づき所定の任務を果たすことが可能かどうか把握し、その状況を市に報告する。

4 社会福祉施設

福祉部は、地震が発生した場合、市内の社会福祉施設において、以下の措置がとられたことを速やかに把握するよう努める。

■社会福祉施設がとるべき初動措置

- ◇被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- ◇施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- ◇施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- ◇被害が軽易又は被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する
- ◇地域防災計画に基づき所定の任務を果たすことが可能かどうか把握し、その状況を市に報告する。

第5 帰宅困難者支援策

市担当部班	総合政策部広報広聴班、市民部市民班、
関係機関	熊谷警察署、東日本旅客鉄道(株)、秩父鉄道(株)、熊谷商工会議所、電気通信事業者

1 情報提供等

市民部、総合政策部は、鉄道事業者と連携して、熊谷駅に総合案内所を設置して、交通情報、被害状況等の情報提供、待機場所の案内等を行う。

2 帰宅活動への支援

市民部、総合政策部は、帰宅行動を支援するために、総合案内所で飲料水・食料・地図の配布などを可能な限り行う。また、駅周辺の公共施設に帰宅困難者待機場所を設置し、一時的に収容する。

■待機場所の設置予定箇所

- ◇熊谷会館
- ◇シネティアラ21
- ◇文化会館

第9節 消火活動計画

[方針・目標]

- 住民、自主防災組織、事業所などによる初期消火、出火防止等の初期対応を基本とする。
- 同時多発火災、延焼火災の発生が予想され、熊谷市の消防力では対応できない場合は、県内消防本部、緊急消防援助隊などに速やかに応援を要請し、被害の拡大を最小限に抑制できるよう調整を図る。

第1 消防活動

市担当部班	消防部
関係機関	熊谷市消防団、自主防災組織

1 消防本部及び消防団消防活動上の基本方針

消防部及び消防団は、大規模地震発生を覚知した場合は、次のとおり消防活動を効果的に行う。

(1) 消防本部

ア 情報収集・伝達及び応援隊の受入

① 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の全体像を把握し、初動体制を整える。

② 状況把握の緊急報告

消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。

③ 応援隊の受入及びその準備

イ 同時多発火災への対応

① 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

⑤ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に火災が発生した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

ウ 火災現場活動の原則

① 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動を行う。

② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

エ 救急救助

要救助者の救出救助と負傷者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(2) 消防団

ア 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉止、電気のブレーカ遮断等）を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

イ 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

ウ 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

エ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

オ 情報の収集

消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

カ 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う

2 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

3 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- ◇警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- ◇自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- ◇必要に応じて従業員、顧客等の避難
- ◇周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- ◇立入り禁止措置等の実施

第2 他の消防機関に対する応援要請

市担当部班	消防部
関係機関	

1 消防相互応援

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、次の消防相互応援協定に基づき協定締結先の消防機関に応援を要請する。

■消防相互応援協定

協定名	協定締結先	備考
埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県内全消防本部	
熊谷市・深谷市消防相互応援協定	深谷市	
熊谷市・行田市消防相互応援協定	行田市	
熊谷市・鴻巣市消防相互応援協定	鴻巣市	
熊谷市・太田市消防相互応援協定	太田市	
熊谷市・埼玉県央事務組合消防相互応援協定	埼玉県央事務組合	
熊谷市・比企広域市町村圏組合消防相互応援協定	比企広域市町村圏組合	

2 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の応援要請

県内外の消防相互応援協定による消防力では災害に対応できない規模の災害又は特殊な災害が発生した場合は、県知事に消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。

■応援要請時に明らかにすべき事項

- ◇火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況
- ◇応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ◇応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ◇市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ◇応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 緊急消防援助隊調整本部の設置等

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、市長又はその委任を受けた者（指揮者）を本部長とし、以下を構成員とする緊急消防援助隊調整本部を設置する。

ただし、被災市町村が2つ以上ある場合は、県知事又はその委任を受けた者を本部長とする緊急消防援助隊調整本部を設置することとなっている。

■緊急消防援助隊調整本部の構成員

- ◇市長又はその委任を受けた者（指揮者）
- ◇消防庁派遣職員
- ◇県派遣職員
- ◇指揮支援部隊長及び埼玉県代表消防機関派遣職員

(3) 緊急消防援助隊調整本部の役割

緊急消防援助隊調整本部においては、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう次の体制の確保を図る。

■受け入れ体制の準備

- ◇応援消防隊の誘導方法
- ◇応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ◇活動拠点の確保（集結及びヘリコプター離着陸場予定場所）

- ◇情報提供
- ◇通信運用
- ◇補給体制

なお、市域内にある県熊谷防災基地（熊谷スポーツ文化公園内）は、県内に緊急消防援助隊の出動要請が行われた場合の「夜間離着陸場」の一つに指定されている。

→第2章災害予防計画第11節「災害に備えた体制整備」第1「防災活動拠点の整備及び緊急輸送ネットワークの整備」参照

第10節 災害警備計画

〔 方針・目標 〕

- 交通規制、緊急交通路の確保、救助活動、地域の防犯等において、警察と連携をとる。
- 地震発生当日から被災地域や避難所におけるパトロール体制を確立し、安全に留意して巡回パトロールを行う。

第1 警備措置

市担当部班	本部事務局
関係機関	熊谷警察署

警察本部長は、県内に大規模地震が発生した場合は、警察本部長を長とする埼玉県震災警備本部及び警察署長を長とする警察署震災警備本部をそれぞれ設置し、おおむね以下のとおり警備活動を実施する。

■大規模地震発生直後における警備活動

- ◇情報の収集
- ◇被害の実態の把握
- ◇被災地域居住者等の避難所への避難誘導
- ◇危険にさらされている者及び負傷者の救出、救助
- ◇交通の混乱防止のための交通規制措置並びに避難誘導路、緊急交通路の確保
- ◇行方不明者の捜索及び死体の見分、検視
- ◇被災地及び避難所の警戒
- ◇各種犯罪の予防検挙
- ◇食料倉庫、救助物資集積所等の警戒
- ◇防災関係機関との連絡協調
- ◇その他必要な警察活動

第2 防犯対策への協力

市担当部班	市民部市民班
関係機関	熊谷市消防団

市民部は、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、避難所担当職員、避難所自治組織等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報等の周知に努める。

また、消防団は、被災地における犯罪の防止を図るため、警察署に協力して、地域の巡回パトロールを行う。

第11節 交通対策計画

〔方針・目標〕

- 地震発生直後から警察、道路管理者と連絡をとり、緊急車両が通行可能な道路を把握する。

第1 交通応急対策

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市建設業協会

1 道路被害状況の調査及び通報

建設部は、以下のとおり県土整備事務所、警察署等関係各機関と連携し、被災情報及び交通情報の収集・調査を行い、県に報告する。

なお、県は、各道路管理者や警察から報告を受けた緊急輸送道路の被害を中心に道路の被害状況等の情報をとりまとめ、各関係機関へ伝達する。

道路被害状況の把握方法等	実施機関
所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査する。	県土整備事務所
行政区域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。	市（建設部）
所管の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報を相互に連絡をとり合う。	大宮国道事務所、関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)
現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路（緊急輸送路）の被害の状況を迅速に把握し、県（県土整備部）に報告する。	警察署、県警察本部
協会に加盟している建設事業者は、各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援を行う。 市内建設業者は、これに準じて市に協力する。	(社)埼玉県建設業協会、熊谷市建設業協会等

2 道路交通確保のための応急措置

建設部は、以下のとおり県土整備事務所、大宮国道事務所等関係各機関と連携し、緊急輸送道路指定路線を最優先に、応急復旧作業を行う。

■作業順位の決定

- ◇あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県（危機管理防災部）及び警察本部・警察署と調整の上、応急復旧順位を決定する。
- ◇効率的な応急復旧のために、警察本部・警察署及び(社)埼玉県建設業協会等と次の事項について、事前協議を行う。
 - ・復旧区間
 - ・復旧車線数
 - ・復旧作業の相互応援
 - ・協力建設会社との連携

3 応急復旧状況等の広報

県は、テレビ・ラジオを通じて、交通規制の状況等を広報するとともに、効率的な緊急輸送を行うために、応急復旧、交通規制、交通量などの状況を情報収集し、緊急交通路（緊急輸送道路）に関する情報伝達窓口を設置し、緊急輸送を実施している主体からの問い合わせ等に対して、的確な情報伝達を行うこととなっている。

建設部は、総合政策部等の協力を得て、県に準じた情報提供を行うよう努める。

第2 交通規制措置

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署

1 大地震発生後の交通規制措置

緊急輸送車両等の通行する道路（以下「緊急交通路」という。）を確保するため、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署においては、主要幹線道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、以下の交通規制を行うこととなっている。

(1) 交通規制の内容

ア 第1次交通規制（現場警察官による交通規制）

緊急交通路を確保するため、直ちに次の交通規制等の措置を行う。

■第1次交通規制

地域	規制内容
国道16号以南 （旧16号線）	指定するインターチェンジ又は交差点に急行し、別命あるまで、通行車両の道路外への排除及び車両の通行禁止（緊急通行車両を除く。以下同じ。）並びに迂回道路確保指定のための交通監視措置を講ずるものとする。なお、通信途絶の場合でも現場の警察官は、命令を待つことなく、これら所要の措置を講ずるものとする。 避難等に際して車を使用しないよう車載用マイク等により、強く県民に呼びかけ全方向の車両の通行抑制と自粛措置を講ずるものとする。
国道16号以北	指定するインターチェンジ及び交差点に急行し、都内方面に向かう車両の通行規制措置を講ずるものとする。
都県境	次に掲げる都県境において、原則として都内方面へ向かう車両の通行規制を講ずるものとする。なお、県内の被災状況に照らし、全面通行禁止が必要と認められる場合には、全面通行禁止措置を講ずるものとする。 ◇谷塚陸橋（国道4号草加バイパス） ◇新荒川大橋（国道122号） ◇戸田橋（国道17号） ◇東埼橋（国道254号） ◇笹目橋（国道17号新大宮バイパス）

イ 第2次交通規制（県警備本部長の命による交通規制）

第2次交通規制実施後、県警備本部長の命により、交通規制の範囲の変更、特定緊急交通路の指定を行う。

ウ 迂回路の指定

第1次交通規制時は、国道16号を、第2次交通規制時は、被災状況に応じて、国道463号及び県道越谷野田線、国道298号、県地域防災計画に定める緊急輸送道路の中から、それぞれ迂回路を指定する。

エ 道路管理者が行う交通規制

→第3章「風水害応急対策計画」第11節「交通対策計画」参照

(2) 広域交通規制に関する通報連絡

交通規制を実施した場合、県警察本部は、警察庁、管区警察局、関係都道府県警察に対し、規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を連絡・通報する。解除の場合も同様とする。

市は、県又は警察署から交通規制に関する通報連絡を受けた場合は、市の有するあらゆる広報媒体を通じて、市民等に対し、その旨周知徹底するよう速やかに広報活動を行う。

2 直下型地震に対応する交通規制措置

直下型地震（被害地域が局地的な地震）が発生した場合の交通規制は、県警察本部が次のとおり行うこととなっている。

(1) 第1次交通規制（現場警察官が行う交通規制）

大地震発生と同時に震源地域を管轄する警察署及びその周辺警察署（以下「指定署」という。）並びに高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の警察官は、震源地を中心としておおむね5キロメートル以内の地域（以下「指定地域」という。）において、直ちに全方向の車両の通行抑制と自粛措置を講ずるものとする。

(2) 第2次交通規制（県警備本部長の命による交通規制）

第1次交通規制実施後、指定署長及び高速隊長は、県警備本部長の命により、次の交通規制を実施する。

ア 指定署にあっては、指定地域内の県地域防災計画に定める緊急交通路において、原則として全方向の車両の通行禁止措置（緊急通行車両を除く。以下同じ。）を講ずるものとする。

また、それぞれの警察署で定める交通検問所において、指定地域方面へ向かう車両の通行禁止措置を講ずるものとする。

イ 高速隊にあっては、関係する高速自動車道及び首都高速道路の各インターチェンジ（ランプを含む。）等から指定地域方面へ向かう車両の通行禁止措置を講ずるものとする。

(3) 特定緊急交通路の指定

県警備本部長は、被災状況等により、県地域防災計画に定める緊急交通路の中から特定緊急交通路を指定するものとする。

(4) 交通検問所の設置

県警備本部長は、被災状況等により、交通検問所を、あらかじめ指定された以外にも指定するものとする。

(5) その他の交通規制

県警備本部長は、被災状況等に応じ、指定署以外の高速隊・警察署に対し、関係する高速道路及び首都高速道路の各インターチェンジ（ランプを含む。）、料金所、サービスエリア及びパーキングエリアから指定地域方面に向かう交通総量削減措置（高速隊）、管内の主要

幹線（一般国道・主要地方道・県道）において、指定地域方面に向かう交通総量削減措置及び応援協力体制の確立（警察署）を講ずるよう指示する。

第3 緊急通行車両の確認等

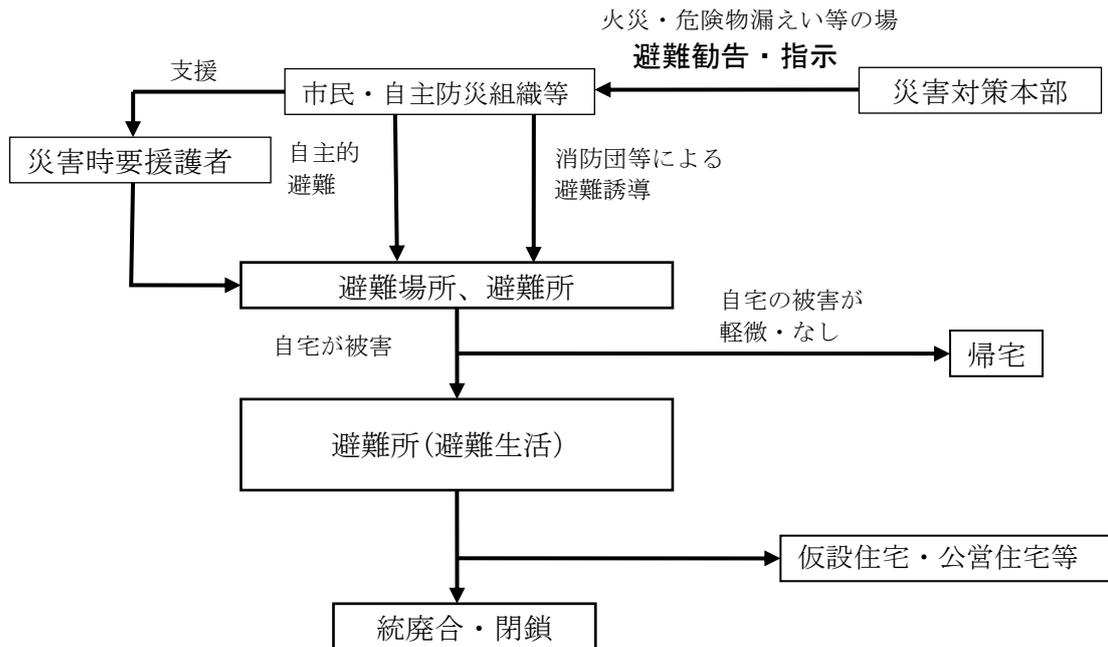
市担当部班	総務部庶務職員班
関係機関	熊谷警察署

→第3章「風水害応急対策計画」第11節「交通対策計画」第3「緊急通行車両の確認等」参照

第12節 避難計画

〔方針・目標〕

- 地震発生時には、避難所に指定されている施設の管理者（教職員等）と市職員が連携して、避難者の受け入れを行う。
- 避難所の運営は、自主防災組織を中心とした避難所自治組織による自治を原則とし、市職員や施設管理者が支援する。
- 避難所では、災害時要援護者専用のスペースの設置、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し収容するなど災害時要援護者の負担軽減に配慮する。



■ 避難勧告・指示から避難所開設・閉鎖までの流れ

第1 避難活動

市担当部班	本部事務局、福祉部、行政センター一部福祉班、教育部
関係機関	利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、熊谷地方气象台、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市消防団、熊谷市社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織

1 避難の勧告・指示

(1) 避難の勧告・指示の発令

避難勧告・指示等は、次を基準として実施する。

- ◇延焼火災拡大により、住民の生命に危険が認められるとき。
- ◇危険物の漏えい・爆発等の二次災害等による危険が差し迫っているとき。
- ◇有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。
- ◇がけ崩れ等が発生し、又はそのおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- ◇洪水及び土砂災害の警戒避難基準に達し、河川管理者や砂防関係機関の助言等を考慮して必要と認められるとき。

※過去の大規模地震発生後の気象庁の対応を見ると、平常時の基準雨量の2～5割程度を暫定的な基準雨量として、運用している。

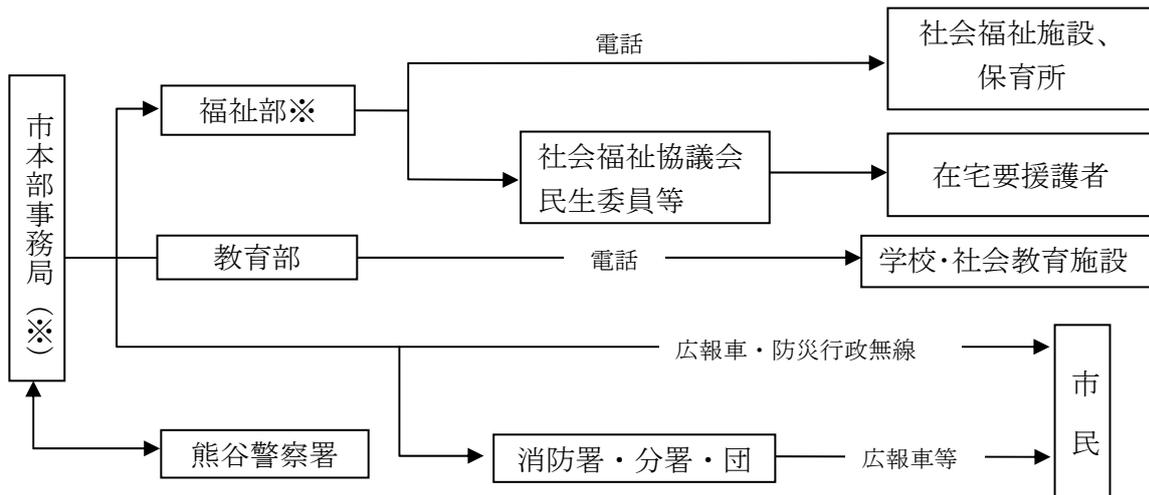
◇その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき

(2) 避難の勧告・指示等の伝達

避難の勧告・指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。

本部長は、関係各対策部及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。



※各行政センター部（該当課）経由を含む。

■ 避難勧告・指示等の伝達経路

■ 避難時の伝達事項例

- ◇ 避難の理由
- ◇ 避難先
- ◇ 避難時の服装、携行品等
- ◇ 避難準備情報、避難勧告・指示の対象区域
- ◇ 避難経路
- ◇ 避難行動における注意事項

※市長は、災害時要援護者への伝達に際しては避難支援計画等を踏まえそれぞれの必要に応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。

※市長は、避難勧告・指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民にその意味がわかりやすく伝わるよう努める。

(3) 解除

本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

■避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	◇災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災対法第60条
知事	◇災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災対法第60条
警察官	◇市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき	警察官職務執行法第4条
	◇市長から要求があったとき	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	◇人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	自衛隊法第94条
	◇人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいな	
知事、知事の命を受けた職員	◇洪水により著しい危険が切迫しているとき	水防法第29条
	◇地すべりにより著しい危険が切迫しているとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	◇洪水により著しい危険が切迫しているとき	水防法第29条

2 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	◇災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災対法第63条
知事	◇災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災対法第73条
消防長又は消防署長	◇ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	◇火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	◇水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第14条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ◇市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災対法第63条
	◇消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
	◇消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	◇消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	◇市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災対法第63条

3 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難の誘導は、消防職員、消防団員、警察官が行う。自主防災組織は、これらの機関に協力する。

(2) 避難誘導

避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。特に、危険箇所には人員を配置する。避難は、原則として、避難者による自力避難とする。避難にあたっては、高齢者、幼児、傷病者等の災害時要援護者を優先させる。

ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、総務部が準備した車両で避難させる。

なお、市民に対しては、避難に自家用車を使用しないよう周知広報に努める。

第2 避難所の開設・運営

市担当部班	市民部市民班、福祉部、行政センター一部、教育部
関係機関	自主防災組織

1 避難所開設

(1) 避難所の開設

本部事務局は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

教育部は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所担当職員）を派遣する。また、福祉部は、災害時要援護者を対象とする福祉避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所担当職員）を派遣する。避難所担当職員は、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。ただし、教育部・福祉部が開設しない場合であっても、住民の安全確保のため、避難所への収容が必要と認められる場合は、施設管理者等が開設することができる。また、勤務時間外は、状況に応じて避難所担当職員

が施設に直行して行う。

なお、建物の倒壊等の危険性がある場合は、市本部に応急危険度判定を要請する。

(2) 避難者の受け入れ

避難所担当職員は施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。

また、教育部は、避難者の概数を把握し、取りまとめの上、本部事務局に報告する。

本部長は、市域の避難所では収容力が不足する場合は、市域外での避難所の確保を県に対し協力を要請する。

2 避難所の運営

家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、以下のような避難所の運営を行う。

(1) 避難所自主運営体制の確保

住民組織を中心とした避難所自治組織を立ち上げ、避難者、避難所担当職員及びボランティアによる運営を行う。避難所担当職員は、住民組織のリーダーが中心となって避難所自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や災害対策本部との調整等を行う。

■ 避難所の運営（役割分担）

避難所担当職員	◇市災害対策本部との連絡	◇施設管理者との調整	◇避難者への広報
	◇運営に関する相談対応	◇避難所運営記録の作成	
避難所自治組織	◇運営方針の決定	◇生活ルールの決定	◇食料・物資の配布
	◇清掃	◇避難者への情報伝達	◇要望のとりまとめ
ボランティア	◇生活支援		

(2) 避難所事務室の開設

避難所担当職員は、避難所に避難所事務室を開設し、運営の拠点とする。

(3) 避難者名簿、避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所自治組織の協力を得て、避難者の名簿を作成し、避難者の把握を行う。

また、避難所の運営状況について、避難所の運営を記録し、毎日、災害対策本部へ報告する。病人の発生等、特別な事情のあるときは、必要に応じて報告する。

避難所からの退去者、毎日の出入りを記録する。

(4) 避難所内広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。また、災害時要援護者に考慮し避難所自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

(5) 避難所内防犯対策

避難所では外来者は受付記録をとり、防犯に注意する。必要に応じて警察官の派遣を要請する。

3 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所のスペースを配置する。

■スペース例

◇生活スペース	◇休憩スペース	◇更衣スペース
◇洗面・洗濯スペース	◇救護所スペース	◇物資保管スペース
◇配膳・配給スペース	◇駐車スペース	

(2) 設備・備品の設置

避難生活に必要な設備・備品を設置する。特に、季節の特性や災害時要援護者、男女のニーズの違い及びプライバシーの確保に配慮する。

不足の設備、備品は産業振興部が確保する。

■避難所の設備例

◇暖房器具	◇冷房器具	◇扇風機	◇仮設トイレ	◇公衆電話
◇給湯設備	◇掲示板	◇間仕切り	◇食器、調理器具	◇清掃用具

4 避難者への支援

(1) 食料・物資の供給

教育部は、避難者名簿から必要数を把握し、産業振興部及び各行政センター部に供給を要請する。食料は、アレルギー等に配慮する。避難者への配布は、避難所自治組織が実施する。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自治組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

■衛生対策例

◇ゴミ箱、清掃用具の設置	◇ゴミ置き場等の清掃・消毒	◇食料の管理
◇炊事場等の清掃	◇手洗い、うがいの励行	
◇健康診断、巡回医療の実施	◇トイレ、洗面所の清掃・消毒	

(3) 入浴対策

市民部は、自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設等確保により被災者に対し入浴サービスを提供する。

(4) 相談所の開設

市民部及び行政センター部は、避難所担当職員の協力を得て、避難所に相談所を設置し、被災者対策の各種申し込み、関係機関の支援策等の受け付け窓口とする。

5 災害時要援護者の避難所対策

避難所担当職員は、災害時要援護者専用スペースや間仕切りの設置など、災害時要援護者の避難所生活に配慮する。

避難生活が長期化し福祉避難所が開設されたときは、福祉部が行う要援護者の状況や支援の必要性などの調査、福祉避難所への移送などに協力する。

第13節 救急救助・医療救護計画

〔方針・目標〕

- 倒壊家屋からの救出は、生存率を考慮し10時間以内に完了することを目標に活動する。
- 被災者の医療は、市内の10病院、3透析機関、5産科診療所を中心に、地域の医師が協力して行う体制とする。
- 地震発生直後に市内30小学校に救護所を設置し、傷病者のトリアージ、応急手当等の初期対応にあたる。その後、各保健センター、母子健康センターの4救護所で対応する。
- 被災者への健康対策として、保健師を中心に結成したチームをベースに、避難所・在宅の被災者の健康状況の把握と対処を行う。特に、精神のケア、高齢者のインフルエンザ、エコノミークラス症候群の予防に留意する。人工透析患者には、透析可能な病院の紹介、搬送を行う。

第1 救助・救急活動

市担当部班	市民部市民班、行政センター一部市民環境班、消防部
関係機関	自衛隊、熊谷警察署、熊谷市消防団、熊谷市建設業協会、自主防災組織

1 救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

市民部は、災害により要救助者、行方不明者が発生した場合は、相互に連携し、氏名、性別、年齢、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動

消防部は消防団と協力して、行方不明者情報、家屋の倒壊現場等の状況をもとに、行方不明者の生理め等を検索する。また、救助隊の編成、救助資機材等の活用により生埋者を救出する。

あわせて、警察署、隣接消防機関等の応援を要請するとともに、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動の要請、自衛隊の災害派遣要請など、県知事に依頼する。

また、車両、特殊機械器具、重機等が必要な場合は、県の協力又は熊谷市建設業協会等に出動を要請する。

(3) 住民・自主防災組織・事業所の救助活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、救助隊に対し情報提供するとともに、二次災害の発生に十分注意しながら連携し、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、建物や崩壊土砂等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

2 救急活動

消防部は、救助現場から救護所又は病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、警察その他の機関、住民等に搬送を要請する。

市内の搬送先病院で収容できない規模の多数の傷病者が発生していることが明らかな場合は、市外後方医療機関指定病院へ救急車で搬送する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

第2 医療救護等

市担当部班	市民部医療班
関係機関	熊谷保健所、熊谷市医師会、熊谷薬剤師会、熊谷市歯科医師会、埼玉県看護協会

1 応急医療救護活動

(1) 救護所の設置

市民部は、傷病者が発生した場合は、小学校に救護所を設置して学区内の医師による初期対応を行う。その後、各保健センター・母子健康センターを救護所とする。

■救護所設置予定場所（小学校）

初期対応	熊谷地区	熊谷東、熊谷西、熊谷南、石原、桜木
	東部地区	成田、佐谷田、久下、星宮
	西部地区	大麻生、玉井、別府、三尻、籠原、新堀
	中部地区	大幡、中条、奈良
	吉岡地区	吉岡
	大里地区	市田、吉見
	妻沼地区	妻沼、男沼、太田、長井、秦、小島、妻沼南
	江南地区	江南南、江南北
長期化対応	母子健康センター、各保健センター	

(2) 救護班の編成

市民部は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。災害の規模、状況によっては、近隣の病院その他の応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

(3) 救護所における活動

救護所では次の活動を行う。

■救護所での活動

- ◇負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
- ◇後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ◇負傷者の応急処置
- ◇助産
- ◇死亡の確認
- ◇遺体の検案

2 後方医療体制の確保

重症者は、市内の病院に収容する。また、市内の病院で対応が困難な場合は、県に対し災害拠点病院等の後方医療体制の確保協力を要請し、災害拠点病院に搬送する。

交通の状況により災害拠点病院等への搬送が救急車等では困難な場合は、県、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

3 医薬品・医療資器材等の確保

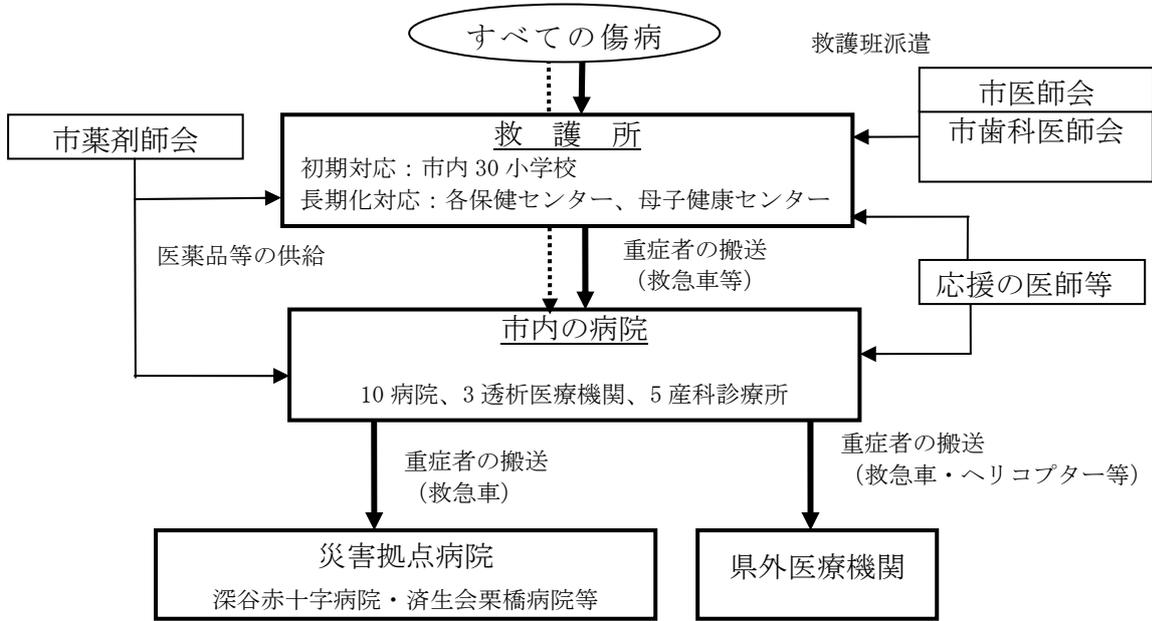
(1) 医薬品・医療資器材等

市民部は、薬剤師会、薬品業者から医薬品、医療資器材を確保する。不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療用資器材を使用する。

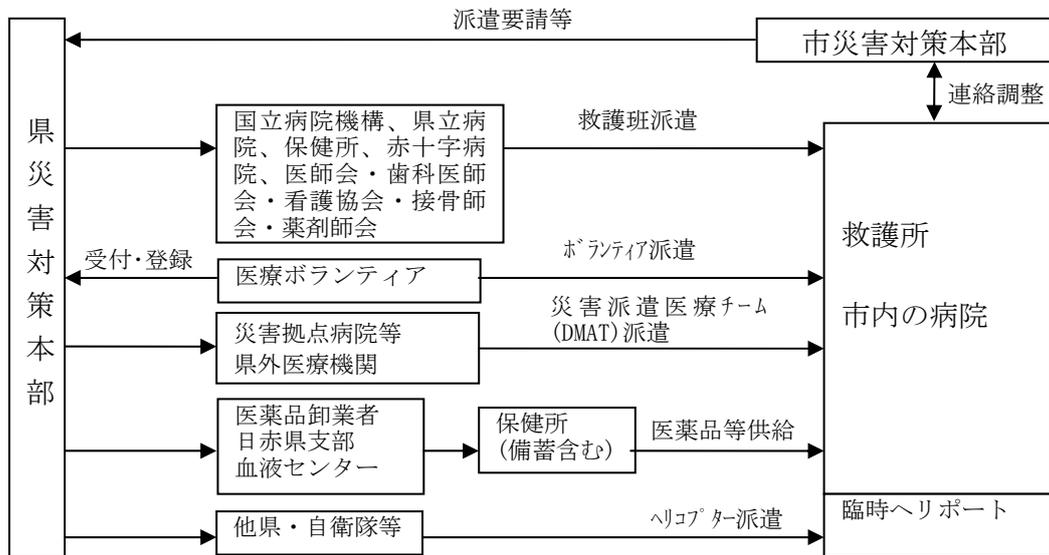
入手が困難なときは、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。

(2) 血液製剤等

市民部は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。



■多数傷病者発生時における災害時救急医療全体システムフロー図



■県と市との連携図

4 被災者等の健康管理

(1) 避難所での医療活動体制

市民部は、避難所生活が長期化するときは、避難所内に救護所を設置し、医師会、歯科医

師会に対し巡回医療班の編成を要請し、健康診断や精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。

(2) 心のケア

市民部は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングや精神的ケア資料の作成等を行い、被災者や災害時要援護者の精神的負担の軽減に努める。

なお、県は、発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケアの対応を実施するため、精神保健活動班を組織し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を行うこととなっている。

■精神保健活動班の活動内容

- ◇発症あるいは症状が悪化した精神障害者の診療
- ◇精神科医療機関へのあっせん
- ◇精神科医療機関への搬送手段の確保
- ◇市町村、精神科医療機関、社会復帰施設との連絡調整
- ◇被災者の精神保健福祉相談

(3) 医療情報の提供

市民部は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

(4) エコノミークラス症候群等の予防

市は、エコノミークラス症候群等に関する知識や予防措置を広報するとともに、救護班、巡回医療班の協力を得て、その発症を未然に防止する。

(5) 栄養指導

市民部は、県と協力して、以下のとおり巡回栄養相談等を実施する。

■栄養指導の活動内容

- ◇炊き出し、給食施設の管理指導
- ◇患者給食に対する指導
- ◇避難所生活が長期化した場合における避難所や仮設住宅等における被災者の栄養状況の把握、栄養健康教育及び栄養状態改善指導
- ◇その他栄養補給に関すること。

第14節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画

〔方針・目標〕

- 災害対策本部設置と同時に、市の公共施設に遺体安置所を設置し、警察による検視、医師による検案、遺体の安置を総合的に行う。
- 遺体の火葬が早急にできるように、斎場など広域的な応援を確保する。

市担当部班	市民部市民班、行政センター部市民環境班、消防部
関係機関	自衛隊、熊谷警察署、熊谷市消防団、熊谷市医師会、熊谷市歯科医師会

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想される。一方、これらの搜索、処理、埋火葬等の対策を行うための要員、施設・設備等が被災により、その能力を十分発揮できない事態が予想される。したがって、対策の実施にあたっては、市単独の実施で可能かどうかの判断を最優先で行い、広域的な応援協力体制の確保を先行的に行うよう努める。

→第3章「風水害応急対策」第14節「遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画」参照

第15節 災害時要援護者等の安全確保対策

[方針・目標]

- 地震発生直後から、民生委員、自治会等の協力を得て災害時要援護者の安否を確認し、避難支援等の必要な対策を行う。
- 避難生活時は、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体との連携により、必要な介護、メンタルケアを実施する。また、老人福祉センター等の公共施設に福祉避難所を設置し、要援護者を収容する。
- 外国人も要援護者と位置づけ、関係団体や語学ボランティアの協力による支援を行う。

第1 災害時要援護者の安全確保

市担当部班	福祉部、行政センター一部福祉班
関係機関	大里福祉保健総合センター、熊谷児童相談所、埼玉県社会福祉協議会、熊谷市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者、民生委員、自主防災組織

1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

(1) 施設管理者の活動

施設管理者は、震災発生直後においては、以下のとおり活動する。

■施設管理者の活動

活動項目	あらまし
施設職員の確保	◇緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行い、緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入先への移送	◇避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	◇食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び市に協力を要請する。

(2) 県及び市の活動

県及び市は、警察、ライフライン事業者、及び国等防災関係機関・ボランティア団体、福祉関連事業者等と連携し、以下のとおり活動する。

■県、市の活動

活動項目	あらまし
各種情報の提供	◇延焼火災の拡大、危険物取扱事業所等の危険物漏えい、大雨警戒時等において、安全避難のための各種情報について、社会福祉施設等に対し適時提供する。 ◇避難の勧告・指示及び自主避難の呼びかけ等について、社会福祉施設等に迅速に連絡する。
避難誘導及び受入先への移送	◇施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を要請する。
巡回サービス	◇自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	◇社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

2 在宅要援護者の避難支援

(1) 安否確認の実施

福祉部は、職員による調査班を編成し、各居室に取り残された災害時要援護者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅災害時要援護者の「名簿」あるいは「要援護者マップ」等を活用し、民生委員や自主防災組織、登録支援員等の協力を得ながら行う。

(2) 避難誘導

災害時要援護者の避難は、原則として地区の住民組織、自主防災組織等が支援する。

避難困難な状況にある場合、福祉部及び各行政センター部は、福祉関係団体等に協力を要請するとともに、公用車等による輸送を行う。

3 被災要援護者への支援

(1) 避難所における援護対策

福祉部は、災害時要援護者の状況を把握し、次のような対策を行う。

■避難所における災害時要援護者への支援

ケアサービスリストの作成	◇必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ◇その他介護に必要な状況
必要な設備・物資の確保・設置	◇踏み板等、段差の解消 ◇簡易ベッド ◇パーティション（間仕切り） ◇車いす、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等介護物資
災害時要援護者専用スペースの確保	◇可能な限り少人数部屋 ◇専用トイレ
生活支援	◇適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ◇ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣
広報支援	◇手話通訳の派遣 ◇ボランティアによる個別情報伝達

(2) 社会福祉施設等への一時入所

福祉部は、避難所で介護等が困難な災害時要援護者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、社会福祉施設等への一時受け入れを要請する。

(3) 相談窓口の開設

市民部は、各庁舎内に相談窓口を設置する。福祉部は、各窓口には、福祉担当職員、福祉関係者、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(4) 巡回サービスの実施

福祉部は、福祉担当職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などによりチームを編成し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

4 福祉仮設住宅入居者への支援

福祉部は、社会福祉団体等と協力し、福祉仮設住宅に入居している災害時要援護者を支援する。

5 福祉避難所の設置

福祉部は、市の公共施設に福祉避難所を設置して、避難所にて避難生活が困難な要援護者を

収容する。

■福祉避難所設置予定箇所

◇妻沼デイサービスセンター	◇市立女子高等学校	◇別府荘
◇箱田高齢者・児童ふれあいセンター	◇障害福祉会館	◇熊谷養護学校
◇上之荘	◇吉岡荘	◇大里保健センター
		◇江南荘

第3 外国人への支援

市担当部班	総合政策部広報広聴班
関係機関	熊谷市国際交流協会

1 安否確認の実施

総合政策部は、職員及び語学ボランティア等による調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基つき外国人の安否確認を実施する。この調査結果は、本部事務局を通じて、県に報告する。

2 避難誘導の実施

総合政策部は、広報車や防災行政無線等を活用して、外国語による要避難広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供

総合政策部は、市ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用して外国語による情報提供を行う。また、国際交流協会、語学ボランティア等の協力を得て、チラシ・市報臨時版等の発行による生活支援情報の提供を随時行う。

4 相談窓口の開設

総合政策部は、市民部及び行政センター部と連携し庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第 16 節 飲料水、食料、生活必需品等供給計画

〔 方針・目標 〕

- 地震発生から 3 日間は、避難者の家庭内備蓄でまかなうことを原則とする。ただし、家屋の倒壊により食料等を持ち出せなかった被災者には、市の備蓄を供給する。
- 発災から 3 日目までには、協定等に基づき調達した食料・物資の供給、自衛隊等による炊き出しを実施する。
- 多数の被災者が発生した場合は、全国に支援を要請し救援物資を受け入れる。なお、受け入れる物資は企業・団体からの救援物資のみとし、個人からの物資は受け入れないことを原則とする。

第 1 給水計画

市担当部班	水道部
関係機関	県企業局

震災発生後の水道施設破損、水質悪化等により、飲料水の供給が停止した場合、飲料水の供給及び給水施設の応急復旧を次のとおり行う。

1 給水活動

→ 第 3 章「風水害応急対策計画」第 16 節「飲料水、食料、生活必需品等供給計画」第 1 「給水計画」参照

2 給水施設の応急復旧

水道部は、給水施設の応急復旧をおおむね以下のとおり行う。

(1) 被害箇所の調査と応急復旧

上水道の被害状況の調査及び応急復旧工事については、6 日以内に完了するよう努める。

(2) 資材の調達要請

復旧資材が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対し調達あつせんを要請する。

(3) 技術者のあつせん要請

応急、復旧工事の技術者等が不足する場合は、知事及び日本水道協会埼玉県支部に対しあつせんを要請する。

第 2 食料の供給計画

市担当部班	産業振興部、行政センター部産業班
関係機関	くまがや農業協同組合、熊谷商工会議所

→ 第 3 章「風水害応急対策計画」第 16 節「飲料水、食料、生活必需品等供給計画」第 2 「食料供給計画」参照

第3 衣料、生活必需品等供給計画

市担当部班	産業振興部、行政センター部産業班
関係機関	熊谷商工会議所

→第3章「風水害応急対策計画」第16節「飲料水、食料、生活必需品等供給計画」第3「衣料、生活必需品等供給計画」参照

第 17 節 応急住宅対策

〔 方針・目標 〕

- 家屋に被災調査は、応急危険度判定終了後から開始し、1 週間以内を目途に 1 次調査を完了、続けて 2 次調査を実施し、20 日以内を目標に災証明書が発行可能な体制とする。
- 応急仮設住宅は、発災後 1 週間以内に必要戸数及び建設予定地を選定し、20 日を目標として入居が可能となるように県と連携をとり対策を進める。

市担当部班	総務部調査班、都市整備部住宅班、建設部建築班、行政センター部総務税務班
関係機関	県、県土整備事務所

1 住家の被災調査・り災証明書の発行

被害住家の調査及びり災証明書の発行は、総務部及び各行政センター部が行う。

→第 3 章「風水害応急対策」第 17 節「応急住宅対策」第 1 「住家の被災調査・り災証明書の発行」参照

2 応急仮設住宅の供給

都市整備部は、県等関係機関と連携し、住宅を失った被災者に対して、応急仮設住宅の供給、市営住宅の空き部屋はじめ既存住宅の活用により、応急的な住宅供給対策を実施する。

→第 3 章「風水害応急対策」第 17 節「応急住宅対策」第 2 「応急仮設住宅の建設等」参照

3 被災住宅の応急修理

救助法が適用された場合は、市が被災住宅の応急修理を実施する。都市整備部は、相談窓口にて、住宅の応急修理の申し込みを受付ける。

→第 3 章「風水害応急対策」第 17 節「応急住宅対策」第 3 「被災住宅の応急修理計画」参照

第 18 節 文教対策・応急保育計画

[方針・目標]

- 学校、幼稚園、保育所では、気象情報等に基づいて事前に帰宅措置や施設内で保護するなど安全を確保する。
- 災害発生後、2週間程度で授業が再開できるように、避難スペースと教育スペースの調整を行う。
- 被害の後片づけ等の復旧活動のため、一時的な保育を実施するなど弾力的な運用を検討する。

第 1 文教対策計画

市担当部班	教育部
関係機関	北部教育事務所

1 学校・幼稚園における発災時の対応

(1) 園児・児童・生徒の避難

学校長等は、地震が発生した場合、児童・生徒等の無事を確認する。校舎の被害、火災等が発生した場合は、安全な避難場所に避難させる。児童・生徒等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

(2) 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、学校等で、園児・児童・生徒の安否を確認し、教育部は、それを把握する。

(3) 避難所開設への協力

学校等では、避難所開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者受け入れ準備を行う。

また、避難所運営にあたっては、避難所自治組織とともに教育スペースと避難スペースとの調整をとる。

(4) 被害状況の報告等

地震による被害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育部に報告する。また、状況に応じ教育部と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。

2 応急教育

(1) 教育場所の確保

教育部は、各学校の被害状況を把握するとともに、学校長と連携をとって応急教育の場所を確保する。

(2) 応急教育の準備

教育部及び学校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。災害が発生した場合は、学校等で、園児・児童・生徒の安否を確認し、教育部は、それを把握する。

(3) 応急教育の要領

教育部は、応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

■ 応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	◇児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ◇関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「心のケア」対策を行う。

(4) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、教科書（必要な教材を含む。）、文房具、通学用品を給与する。教育部は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。とりまとめにあたっては、り災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品の調達は、市が業者から一括購入し、学校ごとに分配する。市において、調達が困難な場合は、県教育委員会に調達・供給支援を要請する。

(5) 給食その他の措置

給食は、県等と協議し可能な限り学校再開と同時に実施する。また、救助法が適用された場合、県立学校の生徒・学生の被災の程度に応じて、授業料の納付期間の延長又は減免措置が講ぜられる。小・中学校等に関しても、給食費に関し同様の措置が講ぜられるよう検討する。

3 施設の被害調査

→第8節「公共施設、帰宅困難者の支援対策」第1「公共建築物」参照

4 文化財の応急措置

→第3章「風水害応急対策計画」第18節「文教対策・応急保育計画」第1「文教対策計画」4「文化財の応急措置」参照

第2 応急保育計画

市担当部班	福祉部
関係機関	熊谷児童相談所

→第3章「風水害応急対策計画」第18節「文教対策・応急保育計画」第2「応急保育計画」参照

第 19 節 障害物除去計画

[方針・目標]

- 河川、道路上の障害物除去は、各管理者が実施する。
- 市の道路上の障害物除去は、地震後から着手し、緊急交通路は 24 時間以内を目標として、通行が可能となるように除去を行う。

第 1 住宅関係障害物の除去

市担当部班	都市整備部住宅班
関係機関	熊谷市建設業協会

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 19 節「障害物除去計画」第 1 「住宅関係障害物の除去」参照

第 2 道路等の障害物の除去

市担当部班	建設部建設班、行政センター一部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 19 節「障害物除去計画」第 2 「道路等の障害物の除去」参照

第 3 集積場所、人員、機械器具等の確保

市担当部班	環境部環境対策班、行政センター一部市民環境班
関係機関	北部環境管理事務所、県営環境整備センター、熊谷市建設業協会

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 19 節「障害物除去計画」第 3 「集積場所、人員、機械器具等の確保」参照

第20節 輸送計画

〔方針・目標〕

- 地震発生当日に市内の輸送業者等に車両の確保を要請し、迅速な運送体制を確立する。
- 地震発生後、3時間以内にはヘリポートの状況を確認し、重症者の搬送などのため6時間以内にヘリポートの運用が可能なよう体制を確保する。

第1 車両・燃料等の調達、配車計画

市担当部班	総務部庶務職員班、所管各部
関係機関	(社)埼玉県トラック協会、熊谷トラック事業協同組合

→第3章「風水害応急対策計画」第20節「輸送計画」第1「車両・燃料等の調達、配車計画」参照

第2 緊急輸送計画

市担当部班	総務部庶務職員班、建設部建設班
関係機関	鉄道事業者

1 緊急輸送の範囲

市が実施する緊急輸送の主な対象は、次に示すとおりである。

■各段階における輸送の対象

第1段階 (被災直後)	第2段階 (おおむね被災から一週間後まで)	第3段階 (おおむね被災から一週間後以降)
① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
	① 食料、水等生命の維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への搬送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資等	① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品

2 緊急輸送情報の把握及び提供

建設部は、県をはじめ関係機関から緊急交通路の応急復旧状況、交通規制状況、交通渋滞状況等の情報を収集、とりまとめの上、各部及び緊急輸送実施者に対して、定期的かつ必要な場合は随時、情報提供する。

3 車両以外の手段による緊急輸送

(1) 鉄道による輸送

総務部は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社及び秩父鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

(2) ヘリコプターによる輸送

本部事務局は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。その場合、自衛隊等と連携して臨時ヘリポートを開設する。

第 21 節 要員確保計画

〔 方針・目標 〕

- 発災後 2 日目には、社会福祉協議会と協力して災害ボランティアセンターをコミュニティセンターに設置して、受付・登録・活動割り振り等ができる体制を確保する。また、センターから離れた被災地には、現場出張所を設置する。
- 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会が運営主体となるが、市では拠点施設、資機材等の提供など必要な支援や、市の対策とボランティア活動との調整を行う。

第 1 労務供給計画

市担当部班	所管各部
関係機関	熊谷公共職業安定所

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 21 節「要員確保計画」第 1 「労務供給計画」参照

第 2 一般ボランティア受入体制の確保

市担当部班	市民部市民班
関係機関	熊谷市社会福祉協議会、日赤奉仕団

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 21 節「要員確保計画」第 2 「一般ボランティア受入体制の確保」参照

第 3 専門ボランティア・専門家・専門機関等への協力要請

市担当部班	本部事務局、所管各部
関係機関	各機関

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 21 節「要員確保計画」第 3 「専門ボランティア・専門家・専門機関等への協力要請」参照

第 22 節 環境衛生計画

[方針・目標]

- 地震発生後、24 時間以内に上下水道の使用が不可能となった地域の避難所、公園等に仮設トイレを設置する。断水により自宅トイレが使用できない場合は、ポータブルトイレの活用を図る。
- 大量に発生する廃棄物は、公園を一次集積所として分別処理を行い、二次集積場所で処理を行う。
- 災害後の感染症、食中毒の発生を防止するため、被災地や避難所にて防疫・保健活動を実施する。特に、災害時要援護者の健康管理に留意する。
- ペットは、避難者が責任をもって管理することを原則とする。避難所など多数の被災者が集まる場所への持ち込みは禁止する。

第 1 廃棄物処理計画

市担当部班	環境部
関係機関	県営環境整備センター

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 22 節「環境衛生計画」第 1 「廃棄物処理計画」参照

第 2 防疫活動

市担当部班	市民部医療班、環境部環境衛生班、行政センター一部市民環境班
関係機関	熊谷保健所、熊谷市医師会、熊谷薬剤師会

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 22 節「環境衛生計画」第 2 「防疫活動」参照

第 3 食品衛生対策

市担当部班	市民部医療班
関係機関	熊谷保健所

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 22 節「環境衛生計画」第 3 「食品衛生対策」参照

第 4 環境対策

市担当部班	環境部環境対策班
関係機関	北部環境管理事務所

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 22 節「環境衛生計画」第 4 「環境対策」参照

第 5 動物愛護対策

市担当部班	環境部環境衛生班、産業振興部、行政センター一部市民環境班
関係機関	熊谷保健所、熊谷家畜保健衛生所

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 22 節「環境衛生計画」第 5 「動物愛護対策」参照

第 23 節 事前措置及び応急措置等

第 1 市長の事前措置及び応急措置

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	北部地域創造センター、熊谷警察署

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 23 節「事前措置及び応急措置」第 1 「市長の事前措置及び応急措置」参照

第 2 救助法の適用要請

市担当部班	本部事務局
関係機関	

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 23 節「事前措置及び応急措置」第 2 「救助法の適用要請」参照

第24節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

〔方針・目標〕

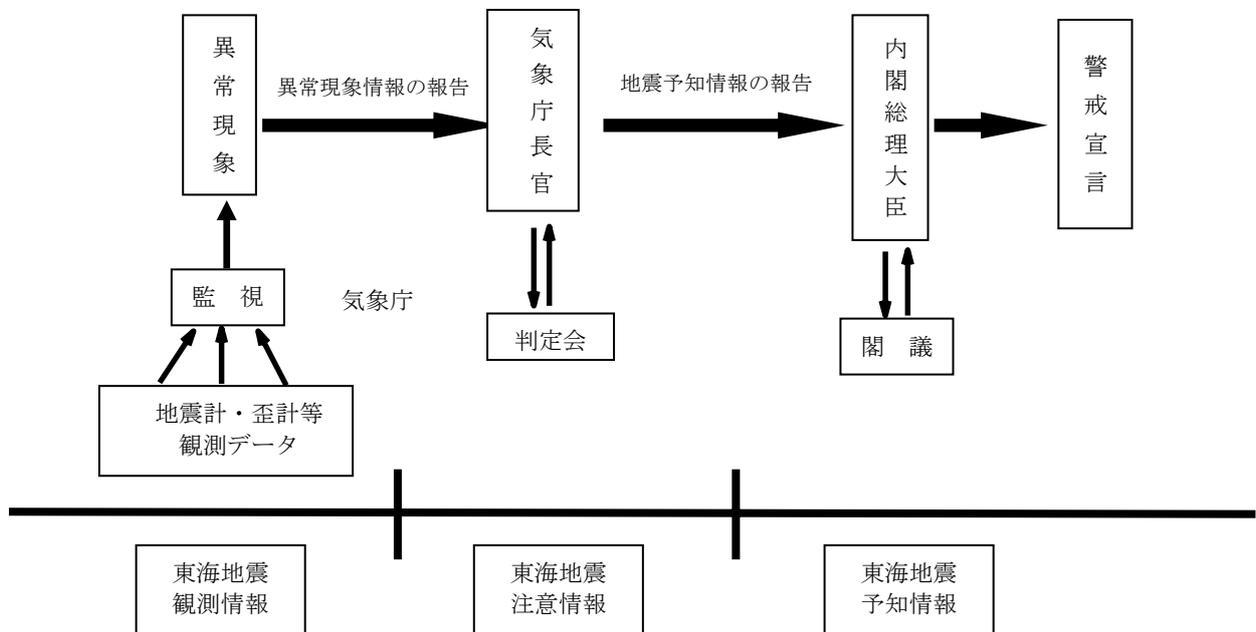
- 熊谷市は東海地震の強化地域には指定されておらず、地震の揺れへの影響ないが、警戒宣言発令に伴う社会の混乱に対応するため、東海地震関連情報に対応して1号配備～3号配備をとる。

市担当部班	本部事務局
関係機関	各機関

1 警戒宣言までの流れ

東海地震警戒宣言までの流れ、及び「東海地震に関連する情報」の内容は、以下のとおりである。

【参考1 東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ】



※埼玉県は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれておらず、東海地震にかかる警戒宣言等の情報伝達について、国の機関からの特に定められた経路はない。しかし、テレビ・ラジオ等報道機関やインターネットを通じた気象台からの情報は一般に広く周知される。また、近年の研究によれば、東海地震と東南海・南海地震との同時発生も懸念されている。第1の要因によっては、地震防災対策強化地域内からの来訪者への情報提供に加え、未知数とも想定される社会的影響の大きさへの配慮、また、第2の要因によっては、本市及び周辺市町においても、震度5弱～5強程度の揺れが想定されることへの配慮が求められる。

【参考2 東海地震関連情報について】

種類	内 容 等	地震防災対策強化地域における防災対応
東海地震予知情報	◇東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表 ◇東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害警戒本部設置 ・警戒宣言伝達 ・地震防災応急対策実施 ・避難対象地区ではあらかじめ指定される避難地に避難 ・公共交通機関運行中止 ・避難路、緊急輸送路では走行を禁止又は制限
東海地震注意情報	◇東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表 ◇「判定会」の開催については、この情報の中で伝達 ◇東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、本情報解除が発表	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害警戒本部準備室設置 ・防災準備行動実施 ・広域応援の準備 ・生徒・従業員の帰宅 ・市民への広報
東海地震観測情報	◇東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表 ◇本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集連絡体制

2 活動体制及び職員の動員

東海地震に関連する情報が発表された場合の活動体制及び職員の動員区分は、以下のとおりとする。

→第1節「応急活動体制」、第2節「動員配備計画」参照

情報区分	活動体制	動員区分
東海地震観測情報	準備体制	1号配備
東海地震注意情報	災害警戒本部体制	2号配備
東海地震予知情報	災害対策本部体制	3号配備

3 市民等に対する広報の実施その他応急対策の実施

(1) 市民等に対する広報の実施

市は、東海地震に関連する情報が発表された場合は、そのつど住民に対しその旨情報の伝達及び広報を行う。

→第5節「災害情報通信計画」、第6節「広報広聴活動」参照

(2) 警戒宣言に伴う措置

市は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置をとる。

なお、県はじめ、その他防災関係機関は、大規模な地震が発生した場合に備え、防災業務

計画等にあらかじめ対応措置を定めることとしている。

ア 災害対策本部の設置

イ 次の事項にかかる準備、点検

- ◇出張事務等の制限
- ◇庁内における火気使用の制限、危険物品等の整理、庁用車の使用制限
- ◇食料・飲料水の確保点検
- ◇急傾斜地崩壊等危険地域、道路施設等の巡回点検
- ◇地震に伴う被害が発生した場合に備え、より高次の職員の参集並びに各種応急対策実施に対する体制の整備
- ◇各関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育機関の対応等）
- ◇地震発生に備えた広報の実施
- ◇住民等のとるべき措置、各関係機関からの情報等についての広報

第6章 災害復旧計画

第1節 迅速な災害復旧

市担当部班	総合政策部、所管各部
関係機関	県各部署、関東財務局、日本郵政(株)

1 災害復旧事業計画の作成

市所管各部は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう県各部署、国と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

なお、総合政策部は、各部が作成する個別の事業計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

■公共施設の災害復旧事業計画

- ◇公共土木施設災害復旧事業計画
- ◇農林水産業施設災害復旧事業計画
- ◇都市施設災害復旧事業計画
- ◇上下水道災害復旧事業計画
- ◇住宅災害復旧事業計画
- ◇社会福祉施設災害復旧事業計画
- ◇公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ◇学校教育施設災害復旧事業計画
- ◇社会教育施設災害復旧事業計画
- ◇復旧上必要な金融その他の資金計画
- ◇その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市所管各部は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、総合政策部は、各部が作成する個別の事業計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

(1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

■財政援助根拠法令

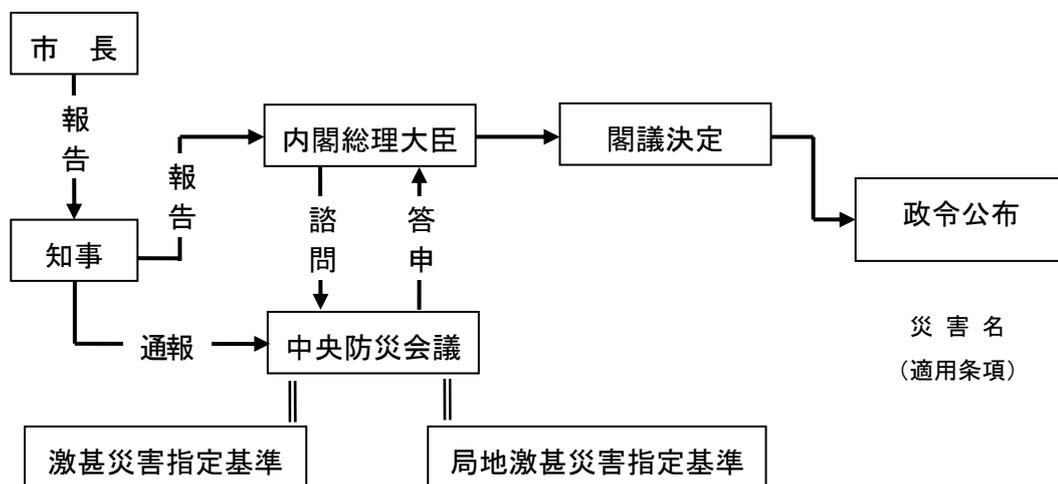
- ◇公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ◇公立学校施設災害復旧国庫負担法
- ◇公営住宅法
- ◇土地区画整理法
- ◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ◇予防接種法
- ◇都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ◇農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律
- ◇県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

激甚災害の指定手続及び激甚法による財政援助の対象については、下図及び下表のとおりである。



■激甚災害指定の流れ

■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ◇公共土木施設災害復旧事業 ◇公共土木施設復旧事業関連事業 ◇公立学校施設災害復旧事業 ◇公営住宅災害復旧事業 ◇生活保護施設災害復旧事業 ◇児童福祉施設災害復旧事業 ◇老人福祉施設災害復旧事業 ◇身体障害者更正援助施設災害復旧事業 ◇知的障害者援護施設災害復旧事業 ◇女性保護施設災害復旧事業 ◇感染症指定医療機関災害復旧事業 ◇感染症予防事業 ◇堆積土砂排除事業 ◇たん水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ◇農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ◇農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ◇開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ◇天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ◇森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ◇森林災害復旧事業に対する補助 ◇土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ◇中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ◇小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ◇事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ◇中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ◇公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ◇私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ◇市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ◇り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ◇小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ◇母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ◇水防資材費の補助の特例 ◇雇用保険法による求職者給付に関する特例

3 災害復旧事業の実施

市各部署は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2節 計画的な災害復興

市担当部班	本部事務局、総合政策部、都市整備部、所管各部
関係機関	北部地域創造センター、熊谷県土整備事務所、県各部局

1 災害（震災）復興対策本部

(1) 災害（震災）復興対策本部の設置

市長は、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、横断的な組織として市長を本部長とする災害（震災）復興対策本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

(2) 復興本部の組織・運営

復興本部には、部、課等を置くこととするが、その構成及び分掌事務については、設置の際に定める。その他復興本部の組織・運営は、市災害対策本部並びに阪神・淡路大震災等における県・関係市町復興本部をもとにして、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。

2 災害（震災）復興計画の策定

(1) 災害（震災）復興方針の決定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害（震災）復興検討委員会を設置し、災害（震災）復興方針（以下「復興方針」という。）を策定する。

復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

(2) 災害（震災）復興に対する合意の形成

災害（震災）復興計画（以下「復興計画」という。）の作成にあたっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

(3) 復興計画の決定

市は、復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行う。

この計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3 災害（震災）復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

ア 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市（都市整備部）は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合は、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

イ 被災市街地復興特別措置法上の手続

市（都市整備部）は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続で行う。

(2) 災害（震災）復興事業の実施

災害（震災）復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長

期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

第3節 生活再建等の支援

第1 被災者の生活確保

市担当部班	総務部調査班、福祉部、産業振興部、行政センター部
関係機関	県、日本赤十字社埼玉県支部、熊谷市社会福祉協議会、大里広域市町村圏組合、熊谷公共職業安定所、日本放送協会、東京電力、東京ガス、各通信事業者、日本郵政(株)

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

福祉部は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」（平成17年条例第133号）に基づき、自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

福祉部は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 被災者生活再建支援金

福祉部は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により被災した住民に対し被災者生活再建支援法人による被災者生活再建支援金が支給されるよう、支給申請等に係る窓口業務、必要書類のとりまとめ及び県を通じた被災者生活再建支援法人への送付等を行う。

(4) 熊谷市災害見舞金

福祉部は、「災害見舞金等支給要綱」（平成17年告示(甲)第15号）に基づき、自然災害により被災した住民に災害見舞金又は災害弔慰金を支給する。

なお、本要綱に基づく災害弔慰金は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害弔慰金が支給される場合は、支給しないものとする。

2 災害援護資金等の貸付

(1) 災害援護資金

福祉部は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

3 租税の減免等

国、県及び総務部は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税・地方税（延滞金含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

4 介護保険における措置

福祉部は、大里広域市町村圏組合と連絡調整し、災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険について次の措置をとる。

■介護保険における措置

- | | |
|-----------------|----------------|
| ◇認定更新申請期限に関する措置 | ◇給付差し止め等に関する措置 |
| ◇給付割合の増額 | |

5 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

■職業のあっせん

- | |
|--|
| ◇被災者のための臨時職業相談窓口の設置 |
| ◇公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施 |
| ◇職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用 |

6 公共料金の特例措置

各公共機関は、災害の状況に応じて、被害を受けた住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

■公共料金の特例措置（一例）

- | | |
|------------------|-----------------|
| ◇テレビ受信料金の免除等 | ◇電話料金・電話工事費の減免等 |
| ◇電気料金・工事費負担金の免除等 | ◇ガス料金の納付延長等 |
| ◇上下水道料金の減免等 | ◇し尿くみ取り手数料の免除等 |

7 郵政事業における措置

災害が発生した場合において、日本郵政(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

■郵政事業における措置

- | |
|----------------------------------|
| ◇被災者に対する郵便葉書等の無償交付 |
| ◇被災者が差し出す郵便物の料金免除 |
| ◇被災地あて救助用郵便物の料金免除 |
| ◇被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 |
| ◇医務機関による医療救護活動 |
| ◇簡易保険福祉事業に対する災害救護活動の要請 |
| ◇被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資 |

8 義援金の受付・配分

(1) 義援金の受付

福祉部は、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続を行うとともに、寄

託者に受領書を発行する。被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

(2) 義援金の配分

福祉部は、義援金の配分にあたっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。県に義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

第2 被災者の災害復旧への金融支援

市担当部班	福祉部、産業振興部、都市整備部住宅班
関係機関	県、くまがや農業協同組合、各金融機関

1 被災農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、農林漁業者金融公庫法及び自作農維持資金融通法により融資する。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

関係機関は、災害によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。

なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 農林漁業金融公庫による資金融資

関係機関は、農林業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填^{てん}資金等を融資する。

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

関係機関は、被害農業者に対し、種苗・肥料等の購入資金、被害を受けた施設の復旧に必要な資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

3 災害復興住宅資金

独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対して、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う。

第3 住宅の復旧・再建支援

市担当部班	市民部市民班、都市整備部住宅班、建設部建築班、
関係機関	県、各金融機関

都市整備部は、県、国等関係機関及び関係団体・事業者の協力を得て、被災後の住宅の復旧

を進めるための施策を実施する。

なお、住宅復旧の主な種類と順序は、おおむね次のとおりとする。

■住宅復旧の主な種類と順序

- ◇独立行政法人住宅金融支援機構法による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
- ◇公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- ◇公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- ◇罹災都市借地借家法に基づく地区指定
- ◇土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施
- ◇都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- ◇民間住宅の復興に対する支援

1 公営住宅法による公営住宅

建設部は、災害復旧事業において、災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。

(1) 実施機関

災害公営住宅は、市が建設し、管理する。

ただし、被害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理することとなっている。

(2) 建設地

公有地を基本として、生活、産業、都市基盤の復旧・復興計画等と整合を図りつつ、適切な土地を選定する。

(3) 住宅建設に伴い必要となる諸対策

地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。

また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障害者等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。

2 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

建設部は、既設市営住宅が災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

3 被災住宅に対する融資等

被災住宅の復旧に必要な資金として、独立行政法人住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。都市整備部は、被災者に対し、制度に関する資料の提供、広報に努めるとともに、各金融機関に対し、協力を要請する。

4 被災者生活再建支援金の支給

市民部は、住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものに対し、被災世帯が自立生活を開始するために必要な居住関係経費を被災者生活再建支援金として、支給されるよう、支給申請等に係る窓口業務、必要書類のとりまとめ及び県を通じた被災者生活再建支援法人への送付等を行う。

